

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲（以下、「調査区域」という。）とは、環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、実施区域から概ね片側 3km（本書において最も広範囲に設定する環境要素は景観であり、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）を参考に設定。）を含む図 3.2-2 及び図 4-1 に示す範囲とします。なお、統計資料等より、市単位で調査区域の概況を把握する事項については、実施区域から 3km の範囲が含まれる北九州市及び下関市の 2 市全域（以下、「関係市」という。）を対象とします。

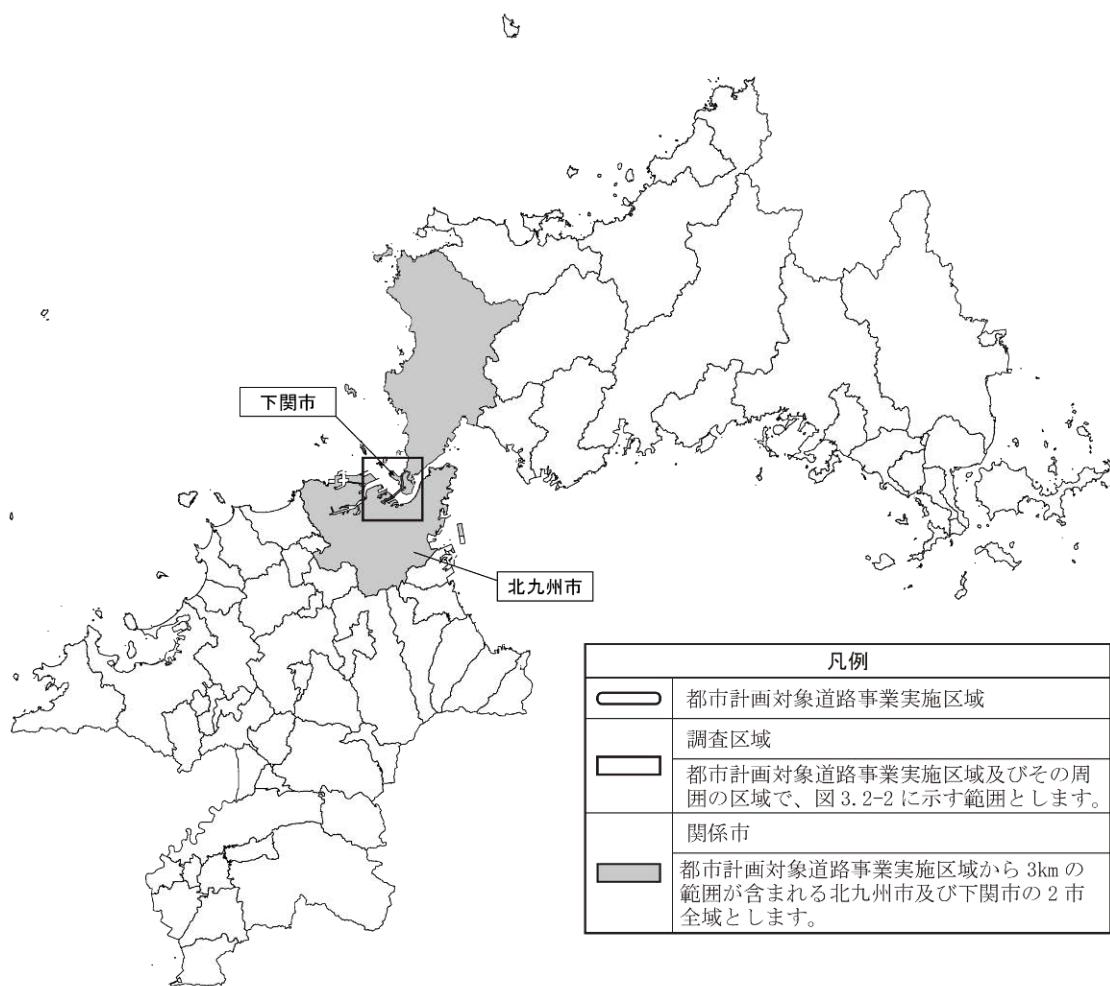


図 4-1 調査区域及び関係市の概要

・都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）は、令和 5 年 3 月末現在で入手可能な最新の文献、その他資料により把握しています。

4.1 自然的状況

調査区域における主な自然的状況を把握した結果は、表 4.1-1 に示すとおりです。また、自然的状況の把握に用いた既存資料は、表 4.1-2 に示すとおりです。

表 4.1-1(1) 自然的状況

項目	調査区域の概況
大気環境の状況	<p>1) 気象</p> <p>調査区域では、気温、降水量等の調査が下関地方気象台において行われている。実施区域には、気象観測所はない。</p> <p>下関地方気象台における令和 4 年の気象概況は、年平均気温が 17.5°C、年降水量が 1,332.0 mm、年最多風向は東、年平均風速は 2.9m/s である。</p>
	<p>2) 大気質</p> <p>調査区域では、北九州市においては一般環境大気測定局 4 局、自動車排出ガス測定局 1 局、下関市においては一般環境大気測定局 1 局で大気質の調査が行われている。</p> <p>実施区域には、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局はない。</p> <p>大気質濃度に係る令和 3 年度の測定結果について、二酸化硫黄は、測定された全 4 局で環境基準を達成している。二酸化窒素は、測定された全 6 局で環境基準を達成している。一酸化炭素は、測定された全 1 局で環境基準を達成している。浮遊粒子状物質は、測定された全 4 局で環境基準を達成している。光化学オキシダントは、測定された全 5 局で環境基準を超過している。微小粒子状物質は測定された全 3 局で環境基準を達成している。なお、調査区域では、大気質のダイオキシン類に係る公表資料はない。</p>
	<p>3) 騒音</p> <p>道路交通騒音に係る令和 3 年度の測定結果について、調査区域では、測定地点 36 地点のうち 31 地点で環境基準を達成している。実施区域には、道路交通騒音の測定地点はない。</p>
	<p>4) 振動</p> <p>調査区域では、一般環境振動及び道路交通振動に係る公表資料はない。</p>
	<p>5) その他</p> <p>調査区域では、低周波音等に係る公表資料はない。</p>

表 4.1-1(2) 自然的状況

項目	調査区域の概況
水環境の状況	<p>1) 水象</p> <p>調査区域には、主な河川として北九州市側で二級河川の大川、村中川、板櫃川、楓田川、紫川、神嶽川、砂津川、準用河川の城内川、小熊野川、櫛毛川、羽山川、天籟寺川が、下関市側で二級河川の武久川、準用河川の大坪川、塩田川、田中川がある。</p> <p>実施区域には、二級河川の板櫃川がある。</p> <p>また、調査区域は、関門海峡、響灘、洞海湾に面している。</p>
	<p>2) 水質</p> <p>(1) 河川</p> <p>河川における生活環境項目に係る令和3年度の測定結果について、調査区域では8地点で調査が行われており、DO(溶存酸素量)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)は、全ての調査地点で環境基準を達成している。pH(水素イオン濃度)は、8地点のうち1地点で環境基準を超過している。大腸菌群数は、8地点のうち4地点で環境基準を超過している。</p> <p>実施区域では、板櫃川 新港橋で調査が行われており、全ての項目で環境基準を達成している。</p> <p>河川における健康項目に係る令和3年度の測定結果について、調査区域では6地点で調査が行われており、3地点において全ての項目で環境基準を達成している。</p> <p>実施区域では、板櫃川 新港橋で調査が行われており、ほう素については環境基準を超過しているが、他の項目については全て環境基準を達成している。</p> <p>河川におけるダイオキシン類に係る令和3年度の測定結果について、調査区域では4地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している。</p> <p>実施区域では、板櫃川 新港橋で調査が行われており、環境基準を達成している。</p> <p>(2) 海域</p> <p>海域における生活環境項目に係る令和3年度の測定結果について、調査区域では16地点で調査が行われており、DO(溶存酸素量)、COD(化学的酸素要求量)、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、LASは、全ての調査地点で環境基準を達成している。pH(水素イオン濃度)は、16地点のうち3地点で環境基準を超過している。</p> <p>実施区域では、響灘及び周防灘 SD-10で調査が行われており、全ての項目で環境基準を達成している。</p> <p>海域における健康項目に係る令和3年度の測定結果について、調査区域では7地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している。</p> <p>実施区域では、健康項目に関する海域の水質調査は行われていない。</p> <p>海域におけるダイオキシン類に係る令和3年度の測定結果について、調査区域では3地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している。</p> <p>実施区域では、ダイオキシン類に関する海域の水質調査は行われていない。</p>
	<p>3) 水底の底質</p> <p>水底の底質に係る令和3年度の測定結果について、調査区域では海域3地点で調査が行われており、全ての調査地点で底質の暫定除去基準を達成している。</p> <p>水底の底質におけるダイオキシン類に係る令和3年度の測定結果について、調査区域では海域1地点で調査が行われており、環境基準を達成している。</p> <p>実施区域では、河川及び海域の底質調査は行われていない。</p>
	<p>4) その他</p> <p>調査区域では、環境基準が定められている健康項目等を対象に地下水の概況調査等が14地点で実施されており、令和3年度は7地点で環境基準又は指針値を超過している。</p> <p>地下水におけるダイオキシン類に係る令和3年度の測定結果について、調査区域では1地点で調査が行われており、環境基準を達成している。</p>

表 4.1-1(3) 自然的状況

項目	調査区域の概況
土壤及び地盤の状況	<p>1) 土壤</p> <p>調査区域には、北九州市の東側には山地及び丘陵の土壤（乾性褐色森林土壤（赤褐系）、乾性褐色森林土壤（黄褐系）、褐色森林土壤（黄褐系））が分布し、下関市の南側には山地及び丘陵の土壤（乾性褐色森林土壤（黄褐系）、褐色森林土壤（黄褐系））が分布しているが、その他の多くの部分は人工改変地、市街地の未区分地である。</p> <p>実施区域には、下関市側に山地及び丘陵の土壤（乾性褐色森林土壤（黄褐系）、褐色森林土壤（黄褐系））が分布しているが、その他の多くの部分は人工改変地、市街地の未区分地である。</p> <p>調査区域には、「土壤汚染対策法」により指定された形質変更時要届出区域が33箇所ある。</p> <p>実施区域には、「土壤汚染対策法」により指定された形質変更時要届出区域が1箇所ある。</p> <p>また、調査区域には「土壤汚染対策法」により指定された要措置区域、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により指定された区域（廃棄物が地下にある土地の区域）、「底質の処理・処分等に関する指針」に基づき処理されたPCB盛立地及び「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」により指定された農用地土壤汚染対策地域はない。</p> <p>なお、調査区域では、土壤におけるダイオキシン類の調査が行われており、令和3年度の測定結果について、調査区域では5地点で調査が行われており、全ての調査地点で環境基準を達成している。</p> <p>2) 地盤</p> <p>調査区域には、「令和3年度全国の地盤沈下地域の概況」によると、これまでに地盤沈下が観測された地域はない。また、北九州市及び下関市では、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」、「工業用水法」による地下水の制限地域はない。</p>
地形及び地質の状況	<p>1) 地形</p> <p>調査区域には、北九州市の東側には主に山地および山麓（中起伏山地、小起伏山地）が分布し、北九州市の西側には主に台地（砂礫台地（段丘））、低地（三角州）が分布している。下関市には主に丘陵地、低地（谷底平野）が分布している。また、両市とも臨海部は主に人工改変地もしくは干拓及び埋立地が分布している。</p> <p>実施区域には、北九州市側は主に干拓及び埋立地、下関市側は主に丘陵地が分布している。</p> <p>2) 地質</p> <p>調査区域には、北九州市の東側の山地および山麓は主に固結堆積物（粘板岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰質粘板岩・輝緑凝灰岩（古生層））が分布している。下関市の丘陵地は固結堆積物（火山質礫岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰岩・安山岩質溶岩（下関亜層群））が分布している。また、両市とも低地及び臨海部は主に未固結堆積物（砂・礫・粘土（沖積層及び埋土））が分布している。</p> <p>実施区域には、北九州市側は主に未固結堆積物（砂・礫・粘土（沖積層及び埋土））、下関市側は主に固結堆積物（火山質礫岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰岩・安山岩質溶岩（下関亜層群））が分布している。</p> <p>3) 活断層</p> <p>調査区域には、小倉東断層がある。小倉東断層の北方延長は、「5万分の1地質図幅 小倉」では六連島まで発達、政府の地震調査研究推進本部の「小倉東断層の長期評価」では下関市武久町まで連続する可能性があると評価されている。</p> <p>4) 重要な地形・地質</p> <p>調査区域には、「文化財保護法」に基づき、国または市により指定された夜宮の大珪化木等の天然記念物、「すぐれた自然の調査（第1回自然環境保全基礎調査）すぐれた自然図」に記載されている「地形・地質・自然現象」に記載された鐘状火山等の重要な地形、化石产地等の重要な地質が分布している。</p> <p>実施区域には、重要な地形及び地質の分布はない。</p>

表 4.1-1(4) 自然的状況

項目	調査区域の概況
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>1) 動物の生息状況、重要な種及び注目すべき生息地の状況</p> <p>調査区域及びその周辺における重要な動物種として、陸生動物で哺乳類 13 種、鳥類 126 種、両生類 12 種、爬虫類 8 種、クモ類・昆虫類 253 種、陸産貝類 46 種が確認され、水生動物で海棲哺乳類 2 種、魚類 65 種、貝類 168 種、甲殻類その他 30 種が確認されている。調査区域では、陸生動物の重要な動物種としてカスミサンショウウオ、アカウミガメ（データ出典年：平成 22 年）、ハルゼミ、オオムラサキ、水生動物の重要な動物種としてスナメリの生息が記録されており、その確認位置が特定されている。</p> <p>また、調査区域における注目すべき生息地として、「第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査」に自然海岸、「自然環境保全基礎調査 Web-GIS」に藻場、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に響灘南部がそれぞれ記載されている。</p> <p>実施区域には、自然海岸、藻場、響灘南部の一部がある。</p> <p>2) 植物の生育の状況、重要な種及び群落の状況</p> <p>調査区域及びその周辺における重要な植物種として、タニヘゴ、イワレンゲ、ツチグリ、ハマサジ、コギシギシ、ウラギク等の陸生植物 447 種、ミズニラ、コウホネ、マルバオモダカ、アマモ、フトヒルムシロ、ノタヌキモ等の水生植物 78 種が確認されている。調査区域には、重要な植物群落として「下関市環境基本計画」に指定されている彦島弟子待町中山龍神社叢、彦島福浦町金比羅神社社叢、六連島中心部の南側部、六連島西海岸部の 4 群落がある。また、クスノキ等の巨樹・巨木林、タブノキ等の保存樹が多数分布する。</p> <p>実施区域には、彦島福浦町金比羅神社社叢がある。</p> <p>3) 生態系の状況</p> <p>調査区域における生態系は、生息・生育基盤の観点から「丘陵地・台地」、「低地・海岸」、「水域（海域・汽水域）」を中心とした 3 つの生態系に区分されると考えられる。</p> <p>地域を特徴づける各生態系の注目種・群集の候補として、丘陵地・台地を中心とする生態系では上位性として猛禽類（ワシタカ類・フクロウ類）、テン又はキツネ、典型性としてシマヘビ、カラ類、シイ・カシ二次林が挙げられる。低地・海岸を中心とする生態系では上位性としてハヤブサ、典型性としてセグロセキレイ、ニホンカナヘビ、イソガニ類、特殊性としてヒヨドリが挙げられる。水域（海域・汽水域）を中心とする生態系では上位性としてミサゴ、スナメリ、スズキ、典型性としてコノシロ、マハゼが挙げられる。</p>
景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況	<p>1) 景観</p> <p>調査区域では、関門海峡並びにそれに面した地域における山並み等の自然環境、歴史や文化が薫る街並み及び人々の活動により構成される景観（関門景観）が形成されており、両岸の変化に富む水際線、その沿岸に連続する街並み、その背景として広がる緑豊かな山並みが、早い潮の流れと多くの船舶が行き交う海を介し、一体となって四季折々に表情を変える美しい景観を形づくっている。</p> <p>調査区域には、主要な眺望点として荒田埠頭、老の山公園、ナイスビューパーク等の 18 箇所、景観資源として北九州国定公園、関門海峡、老の山の 3 箇所がある。</p> <p>実施区域には、主要な眺望点として老の山公園の 1 箇所、景観資源として関門海峡と老の山公園の 2 箇所がある。</p> <p>調査区域には、実施区域及び景観資源を観認できる箇所が複数ある。</p> <p>2) 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>調査区域には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が 24 箇所ある。</p> <p>実施区域には、日明・海峡釣り公園、老の山公園の 2 箇所がある。</p>
一般環境中の放射性物質の状況	<p>1) 空間放射線量率の状況</p> <p>調査区域には、空間放射線量率のモニタリングポストは設置されていない。</p> <p>また、環境省が示している汚染状況重点調査地域の指定要件や除染実施計画を策定する地域の要件である 1 時間あたり $0.23 \mu\text{Sv}$ 以上の数値に該当している地点はない。</p>

表 4.1-2(1) 自然的状況の把握に用いた既存資料

項目	番号	資料名	発行年月 (OはHP確認年月)	発行元
大気環境の状況	1.気象	1 気象統計情報	(令和5年3月)	気象庁ホームページ
	2.大気質	2 平成30年度版 北九州市の環境 資料編	平成30年9月	北九州市環境局総務政策部総務課
		3.令和元年度版 北九州市の環境 資料編	令和元年9月	北九州市環境局総務政策部総務課
		4.令和2年度版 北九州市の環境 資料編	令和2年9月	北九州市環境局総務政策部総務課
		5.令和3年度版 北九州市の環境 資料編	令和3年9月	北九州市環境局総務政策部総務課
		6.令和4年度版 北九州市の環境 資料編	令和4年9月	北九州市環境局総務政策部総務課
		7.平成30年版 山口県環境白書 参考資料集	平成30年10月	山口県環境生活部環境政策課
		8.令和元年版 山口県環境白書 参考資料集	令和元年10月	山口県環境生活部環境政策課
		9.令和2年版 山口県環境白書 参考資料集	令和2年10月	山口県環境生活部環境政策課
		10.令和3年版 山口県環境白書 参考資料集	令和3年10月	山口県環境生活部環境政策課
		11.令和4年版 山口県環境白書 参考資料集	令和4年10月	山口県環境生活部環境政策課
		12.大気汚染状況の常時監視結果データの説明 (環境基準について)	(令和5年3月)	国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ
	3.騒音	13.令和4年度版 北九州市の環境 資料編	令和4年9月	北九州市環境局総務政策部総務課
		14.令和4年版山口県環境白書参考資料集	令和4年10月	山口県環境生活部環境政策課
水環境の状況	1.水象	15.福岡県北九州土整備事務所管内図	令和3年4月	福岡県北九州土整備事務所
		16.北九州市の河川	(令和5年3月)	北九州市ホームページ
		17.山口県の管理する河川一覧	(令和5年3月)	山口県ホームページ
		18.下関市河川台帳 (大坪川)	昭和58年3月	下関市建設部道路河川管理課
		19.下関市河川台帳 (塩田川)	昭和56年3月	下関市建設部道路河川管理課
		20.下関市河川台帳 (田中川)	昭和56年3月	下関市建設部道路河川管理課
		21.第6234号 周防灘付近潮流図	平成18年3月	海上保安庁
		22.北九州港港湾計画図	令和4年3月	北九州市
	2.水質	23.令和3年度公共用水域水質測定結果(3)(北九州市内河川)	(令和5年3月)	福岡県ホームページ
		24.令和3年度公共用水域水質測定結果(1)(海域)	(令和5年3月)	福岡県ホームページ
		25.令和4年度版 北九州市の環境 資料編	令和4年9月	北九州市環境局総務政策部総務課
		26.令和4年版 山口県環境白書 参考資料集	令和4年10月	山口県環境生活部環境政策課
	3.水底の底質	27.令和4年度版 北九州市の環境 資料編	令和4年9月	北九州市環境局総務政策部総務課
	4.その他	28.令和4年度版 北九州市の環境 資料編	令和4年9月	北九州市環境局総務政策部総務課
		29.令和4年版 山口県環境白書 参考資料集	令和4年10月	山口県環境生活部環境政策課
土壤及び地盤の状況	1.土壤	30.要指図区域、形質変化時要届出区域の指定状況	(令和5年3月)	北九州市ホームページ
		31.土壤汚染対策法に基づく指定区域について	(令和5年3月)	下関市ホームページ
		32.5万分の1都道府県土地分類基本調査(土壤図) 小倉	昭和47年3月	福岡県
		33.令和3年度全国の地盤沈下地盤の概況	(令和5年3月)	環境省水・大気環境局
地形及び地質の状況	1.地形	34.5万分の1都道府県土地分類基本調査(地形分類図) 小倉	昭和47年3月	福岡県
	2.地質	35.5万分の1都道府県土地分類基本調査(表層地質図) 小倉	昭和47年3月	福岡県
	3.活断層	36.5万分の1地質図幅「小倉」	平成10年3月	通商産業省工業技術院地質調査所
		37.小倉東断層の長期評価	平成25年2月	地盤調査研究推進本部地盤調査委員会
		38.活断層詳細デジタルマップ 新編	平成30年3月	今泉俊文、宮内崇裕、堀浩之、中田高
		39.20万分の1日本シームレス地質図V2	(令和5年3月)	産総研地質調査総合センター
	4.重要な地形・地質	40.すぐれた自然の調査(第1回自然環境保全基礎調査)すぐれた自然図	昭和51年	環境庁
		41.日本の地形レッドデータブック 第1集-危機にある地形	平成12年12月	小泉武宗、青木賢人
		42.日本の地形レッドデータブック 第2集-保存すべき地形	平成14年3月	小泉武宗、青木賢人
		43.指定文化財	(令和5年3月)	北九州市ホームページ
動植物の生息又は生産、植生及び生態系の状況	1.動物	44.令和4年度教育要覧	令和4年10月	下関市教育委員会
		45.第1回自然環境保全基礎調査 ゆぐれた自然調査	昭和51年	環境庁
		46.第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査	昭和54~56年	環境庁
		47.第3回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査	昭和63年	環境庁
		48.第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査	平成5年3月	環境庁自然保護局
		49.第5回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査	平成13~14年	環境省自然環境局生物多様性センター
		50.第6回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査	平成16年3月	環境省自然環境局生物多様性センター
		51.鳥類繁殖分布調査	平成16年3月	環境省自然環境局生物多様性センター
		52.海する 海洋状況表示システム	(令和5年3月)	海上保安庁ホームページ
		53.海棲哺乳類ストラッピングデータベース	(令和5年3月)	国立科学博物館ホームページ
		54.河川水辺の国勢調査 河川環境データベース	(令和5年3月)	国土交通省
		55.モニタリングサイト1000	(令和5年3月)	環境省自然環境局生物多様性センターホームページ
		56.ガンカモ類の生息調査	(令和5年3月)	環境省自然環境局生物多様性センターホームページ
		57.シギ・チドリ類渡来地目録	平成9年9月	環境庁自然保護局野生生物課
		58.田んぼの生きもの調査	(令和5年3月)	農林水産省ホームページ
		59.昆虫類の多様性保護のための重要地域 第1集	平成11年9月	日本昆虫学会自然保護委員会
		60.福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-	平成23年11月	福岡県
		61.福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2014-	平成26年9月	福岡県
		62.レッドデータブックやさぐち2019	平成31年3月	山口県
		63.福岡県生物誌 育稚動物編	昭和49年3月	福岡県高等学校生物研究部会
		64.福岡県貝類目録	昭和44年11月	高畠五郎
		65.福岡県の野鳥	昭和54年3月	福岡県水産林務部緑化推進課
		66.福岡県の甲虫相	平成元年6月	高倉康男
		67.福岡県産蛾類目録	昭和59年2月	北九州市立自然史博物館
		68.北九州の淡水魚 エビ・カニ	平成15年9月	北九州自然史友の会 水生動物研究部会
		69.柴川河川整備計画	平成25年4月	福岡県
		70.山口県産貝類目録	昭和31年3月	山口県立山口博物館
		71.指定文化財	(令和5年3月)	北九州市ホームページ
		72.令和4年度教育要覧	令和4年10月	下関市教育委員会
		73.センシティビティーマップ (環境アセスメントデータベース)	(令和5年3月)	環境省ホームページ
		74.鳥類等に関する風力発電設立地適正化のための手引きについて (平成27年9月修正版)	平成27年9月	環境省
		75.平成21年度~平成28年度成果報告書 風力等自然エネルギー技術研究開発 洋上風力発電等技術研究開発 洋上風況観測システム実証研究 (北九州市沖) 報告書(2/2)	平成29年3月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
		76.環境省レッドリスト2020の公表について	令和2年3月	環境省
		77.環境省版海洋洋生物レッドリストの公表について	平成29年3月	環境省
		78.山口県レッドリスト2018	平成30年3月	山口県
		79.令和4年度河川水辺の国勢調査生物リスト	令和4年11月	国土交通省
		80.改訂新版世界文化生物大図鑑 貝類	平成16年6月	世界文化社
		81.第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査	平成10年3月	環境庁自然保護局
		82.第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査	平成7年	環境省
		83.生物多様性の観点から重要度の高い海域	(令和5年3月)	環境省ホームページ

表 4.1-2(2) 自然的状況の把握に用いた既存資料

項目	番号	資料名	発行年月 (○はHP確認年月)	発行元
動植物の生息又は生育、種生及び生態系の状況	2.植物	84 第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査	昭和51年	環境庁
		85 河川水辺の国勢調査 河川環境データベース	(令和5年3月)	国土交通省
		86 福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－	平成23年11月	福岡県
		87 レッドデータブックやまぐち2019	平成31年3月	山口県
		88 福岡県植物誌	昭和50年7月	福岡県高等学校生物研究部会
		89 舞川水系の植物相	平成11年2月	歌と植物を語る会
		90 舞川河川整備計画	平成25年4月	福岡県
		91 山口県植物誌	昭和47年12月	山口県植物誌刊行会
		92 指定文化財	(令和5年3月)	北九州市ホームページ
		93 令和4年度教育要覧	令和4年10月	下関市教育委員会
		94 第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査	昭和56年	環境庁
		95 第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査	平成元年	環境庁
		96 第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査	平成12年3月	環境庁自然保護局生物多様性センター
		97 植物群落レッドデータブック<1996>	平成8年	(財)日本自然保護協会
		98 下関市環境基本計画(中間見直し)	(令和5年3月)	下関市環境部環境政策課
		99 第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査	平成7年	環境庁
		100 第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査	平成13年	環境省
		101 北九州市建設局緑地部課資料	(令和5年3月)	北九州市建設局公園緑地部緑地課
3.生態系	3.生態系	102 第6-7回自然環境保全基礎調査 植生調査	平成11年～	環境省自然環境局生物多様性センター
		103 環境省レッドリスト2020の公表について	令和2年3月	環境省
		104 山口県レッドリスト2018	平成30年3月	山口県
		105 国立・国定公園における植物の保護対策について(指定植物)	(令和5年3月)	環境省ホームページ
		106 令和4年度河川水辺の国勢調査生物リスト	令和4年11月	国土交通省
		107 第6-7回自然環境保全基礎調査 植生調査	平成11年～	環境省自然環境局生物多様性センター
		108 5万分の1都道府県土地分類基本調査(地形分類図) 小倉	昭和47年3月	福岡県
		109 環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い	平成29年3月	一般社団法人日本環境アセスメント協会
景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況	1.景観	110 福岡県自然公園区域図	平成18年3月	福岡県
		111 北九州国定公園	(令和5年3月)	福岡県ホームページ
		112 門門景観基本構想	平成14年4月	下関市・北九州市
		113 公園情報	(令和5年3月)	北九州市ホームページ
		114 北九州市公園の本	平成29年2月	北九州市建設局公園緑地部
		115 魅力が満載! 北九州の自然 北九州市自然百選	平成20年	北九州市環境局
		116 しものせき情報マップ	(令和5年3月)	下関市ホームページ
		117 しものせき情報マップ	(令和3年5月)	下関市ホームページ
		118 下関市公式観光サイト	(令和5年3月)	下関市ホームページ
		119 下関市の都市公園	(令和5年3月)	下関市ホームページ
		120 產島地区まちづくり協議会公式サイト	(令和5年3月)	產島地区まちづくり協議会ホームページ
		121 福岡県自然公園区域図	平成18年3月	福岡県
		122 北九州国定公園	(令和5年3月)	福岡県ホームページ
2.人と自然との触れ合い活動の場	2.人と自然との触れ合い活動の場	123 自然を楽しむ	(令和5年3月)	北九州市ホームページ
		124 公園情報	(令和5年3月)	北九州市ホームページ
		125 北九州市公園の本	平成29年2月	北九州市建設局公園緑地部
		126 魅力が満載! 北九州の自然 北九州市自然百選	平成20年	北九州市環境局環境政策部都市環境管理課
		127 第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)	平成28年3月	北九州市環境局環境監視部環境科学研究所
		128 山あるきガイドマップ	(令和5年3月)	門司区役所總務企画課
		129 海ナビ(海辺の見どころ情報など)	(令和5年3月)	北九州市港湾空港局ホームページ
		130 下関市公式観光サイト	(令和5年3月)	下関市ホームページ
		131 しものせき旅のコンシェルジュ 楽しも!	(令和3年5月)	下関市ホームページ
		132 やまぐちの野鳥	(令和5年3月)	山口県ホームページ
		133 產島地区まちづくり協議会公式サイト	(令和5年3月)	產島地区まちづくり協議会ホームページ
一般環境中の放射性物質の状況	1.空間放射線量率の状況	134 令和4年度 環境省 環境放射線等モニタリング調査等業務結果報告書	令和5年3月	公益財団法人日本分析センター

4.1.1 大気環境の状況

1) 気象

調査区域では、気温、降水量等の調査が下関地方気象台において行われています。気象観測所位置は、図 4.1-1 に示すとおりです。実施区域には、気象観測所はありません。

調査区域における過去 10 年間の気象状況は、表 4.1-3 に示すとおりです。

表 4.1-3 過去 10 年間の気象概況（下関地方気象台）

年	年平均気温(℃)	年降水量(mm)	最多風向	年平均風速 (m/s)
平成 25 年	17.2	1,736.0	東南東)	3.2
平成 26 年	16.6	1,678.0	東)	3.0
平成 27 年	17.0	1,673.5	東)	3.0
平成 28 年	17.7	2,064.5	東)	2.9
平成 29 年	17.2	1,508.5	東	3.1
平成 30 年	17.2	1,563.0	東)	3.0
平成 31 (令和元) 年	17.6	1,607.0	東)	2.9
令和 2 年	17.4	1,958.0	東)	3.0
令和 3 年	17.7	1,851.5	東)	3.1
令和 4 年	17.5	1,332.0	東)	2.9
平均	17.3	1,697.2	-	3.0

注) 値欄の記号

)：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80% を基準とする。

出典：「気象統計情報」（令和 5 年 3 月、気象庁ホームページ）

(1) 気温及び降水量

下関地方気象台における令和 4 年の降水量・平均気温観測結果は、表 4.1-4 に示すとおりです。下関地方気象台における年平均気温は 17.5℃、年降水量は 1,332.0mm となっています。

表 4.1-4 降水量・平均気温観測結果（下関地方気象台）

項目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計（降水量） 平均（気温）
降水量 (mm)	27.0	30.0	94.5	126.5	45.0	144.0	301.0	159.0	255.0	67.5	40.0	42.5	1,332.0
平均気温 (℃)	7.0	6.2	11.8	15.8	19.7	23.6	27.6	29.0	25.4	19.5	16.2	8.2	17.5

出典：「気象統計情報」（令和 5 年 3 月、気象庁ホームページ）

(2) 風向・風速

下関地方気象台における令和 4 年の風向・風速観測結果は、表 4.1-5 に示すとおりです。

下関地方気象台における年最多風向は東、年平均風速は 2.9m/s となっています。

表 4.1-5 風向・風速観測結果（下関地方気象台）

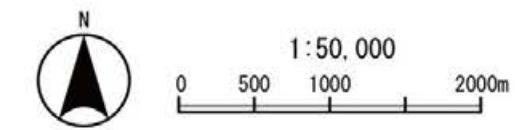
平均風速 (m/s)	出現回数																
	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	静穏
2.9	311	322	455	1749	1478	192	87	129	290	382	413	505	815	886	423	302	19

出典：「気象統計情報」（令和 5 年 3 月、気象庁ホームページ）



出典：気象統計情報（令和5年3月、気象庁ホームページ）

図 4.1-1 気象観測所位置



記号	名 称
○	都市計画対象道路事業実施区域
-----	行政界

2) 大気質

調査区域では、北九州市においては一般環境大気測定局 4 局、自動車排出ガス測定局 1 局、下関市においては一般環境大気測定局 1 局で大気質の調査が行われています。測定項目は表 4.1-6 に、調査地点である大気汚染常時監視測定局の位置は図 4.1-2 に示すとおりです。

実施区域には、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局はありません。

表 4.1-6 大気汚染常時監視測定局の測定項目（平成 29 年度～令和 3 年度）

市	区分	番号	測定局名	所在地	測定項目						
					二酸化硫黄(SO ₂)	二酸化窒素(NO ₂)	一酸化炭素(CO)	浮遊粒子状物質(SPM)	光化学オキシダント(O ₃)	微小粒子状物質(PM2.5)	ダイオキシン類
北九州市	一般環境大気測定局	1	門司	門司区大里原町 12-12 大里出張所	○	○		○*	○		
		2	北九州	小倉北区井堀二丁目 7-1 井堀幼稚園	○	○	○	○	○	○	
		3	小倉	小倉北区大門一丁目 6-48 自立支援センター	○*	○		○*	○		
		4	戸畠	戸畠区新池一丁目 2-1 保健環境研究所	○	○		○	○	○	
	自動車排出ガス測定局	1	三萩野	小倉北区三萩野一丁目 三萩野交差点		○	○*	○			
下関市	大気測定局 一般環境	5	彦島	彦島迫町五丁目 13-21 西山小学校	○	○		○	○	○	

※) 令和元年以降は測定されていない。

注) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

出典：「令和 4 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 4 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄に係る平成 29 年度～令和 3 年度の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4. 1-7 に示すとおりです。長期的評価、短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4. 1-7(1) 二酸化硫黄の測定結果及び環境基準達成状況（平成 29 年度～令和 3 年度）（北九州市）

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	短期的評価			長期的評価			環境基準達成状況		
					1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合	日平均値が 0.04ppm を越えた日数と割合	1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数			
				ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日	達成○・非達成×
一般環境大気測定局	1 門司	門司	平成 29 年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.027	0.008	○	0	○
			平成 30 年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.026	0.010	○	0	○
			令和元年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.024	0.007	○	0	○
			令和 2 年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.010	0.004	○	0	○
			令和 3 年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.021	0.004	○	0	○
	2 北九州	北九州	平成 29 年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.022	0.005	○	0	○
			平成 30 年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.031	0.006	○	0	○
			令和元年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.021	0.005	○	0	○
			令和 2 年	0.001	0	0.0	0	0.0	0.015	0.003	○	0	○
			令和 3 年	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.003	○	0	○
	3 小倉	小倉	平成 29 年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.007	○	0	○
			平成 30 年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.037	0.009	○	0	○
			令和元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			令和 2 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			令和 3 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4 戸畠	戸畠	平成 29 年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.033	0.005	○	0	○
			平成 30 年	0.001	0	0.0	0	0.0	0.025	0.005	○	0	○
			令和元年	0.001	0	0.0	0	0.0	0.018	0.005	○	0	○
			令和 2 年	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	○	0	○
			令和 3 年	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	○	0	○

注 1) 表中の番号は図 4. 1-2 に対応。

注 2) 環境基準：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号）に基づく値を示す。

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

【評価方法（長期的評価）】

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の 2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日間以上連続した場合には非達成と評価する。

【評価方法（短期的評価）】

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 30 年度版 北九州市の環境 資料編」（平成 30 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和元年度版 北九州市の環境 資料編」（令和元年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和 3 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 3 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和 4 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 4 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和 5 年 3 月、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

表 4.1-7(2) 二酸化硫黄の測定結果及び環境基準達成状況（平成 29 年度～令和 3 年度）（下関市）

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	短期的評価				長期的評価			環境基準達成状況	
					1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合	日平均値が 0.04ppm を超えた日数と割合	1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	日	達成○・非達成×		
ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日	達成○・非達成×				
一般環境大気測定局	5	彦島	平成 29 年	0.004	0	0.0	0	0.0	0.065	0.011	○	0	○
			平成 30 年	0.004	0	0.0	0	0.0	0.051	0.010	○	0	○
			令和元年	0.003	0	0.0	0	0.0	0.061	0.009	○	0	○
			令和 2 年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.038	0.006	○	0	○
			令和 3 年	0.002	0	0.0	0	0.0	0.078	0.006	○	0	○

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

注 2) 環境基準：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号）に基づく値を示す。

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

【評価方法（長期的評価）】

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日間以上連続した場合には非達成と評価する。

【評価方法（短期的評価）】

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 30 年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成 30 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和元年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和元年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 2 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 2 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 3 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 3 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和 5 年 3 月、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

(2) 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素に係る平成 29 年度～令和 3 年度の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4.1-8 に示すとおりです。長期的評価について、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-8(1) 二酸化窒素の測定結果及び環境基準達成状況 (平成 29 年度～令和 3 年度) (北九州市)

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値 1 時間値 の最高値	1 時間値が 0.2ppm を越えた 時間数と割合		1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数と割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数と割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数と割合		環境基準の 98%評価値によ る日平均値が 0.06ppm を 越えた日数	環境 基準 達成 状況	
					ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	ppm	日	
一般 環境 大気 測定 局	1 門司	平成 29 年 平成 30 年 令和元年 令和 2 年 令和 3 年	0.014 0.013 0.013 0.012 0.012	0.061 0.058 0.065 0.064 0.069	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 1 0 2	0.0 0.0 0.3 0.0 0.5	0.031 0.027 0.032 0.025 0.025	0 0 0 0 0	○ ○ ○ ○ ○
			平成 29 年 平成 30 年 令和元年 令和 2 年 令和 3 年	0.014 0.014 0.013 0.012 0.012	0.057 0.072 0.058 0.053 0.073	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 1	0.0 0.0 0.0 0.0 0.3	0.031 0.027 0.024 0.024 0.025	0 0 0 0 0	○ ○ ○ ○ ○
			平成 29 年 平成 30 年 令和元年 令和 2 年 令和 3 年	0.012 0.015 0.014 0.013 0.013	0.057 0.090 0.064 0.064 0.077	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 1	0.0 0.0 0.0 0.0 0.3	0.030 0.029 0.026 0.026 0.029	0 0 0 0 0	○ ○ ○ ○ ○
			平成 29 年 平成 30 年 令和元年 令和 2 年 令和 3 年	0.016 0.015 0.014 0.013 0.013	0.060 0.061 0.061 0.054 0.071	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0.031 0.028 0.026 0.026 0.029	0 0 0 0 0	○ ○ ○ ○ ○
			平成 29 年 平成 30 年 令和元年 令和 2 年 令和 3 年	0.009 0.021 0.019 0.020 0.017	0.066 0.081 0.079 0.096 0.077	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 0 0 0	5 6 0 1 2	1.4 1.7 0.0 0.3 0.6	0.035 0.039 0.031 0.035 0.032	0 0 0 0 0	○ ○ ○ ○ ○
自動車 排出ガス 測定局	1 三萩野	平成 29 年 平成 30 年 令和元年 令和 2 年 令和 3 年	0.009 0.021 0.019 0.020 0.017	0.066 0.081 0.079 0.096 0.077	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 0 0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0	5 6 0 1 2	1.4 1.7 0.0 0.3 0.6	0.035 0.039 0.031 0.035 0.032	0 0 0 0 0	○ ○ ○ ○ ○

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

注 2) 環境基準：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 74 号) に基づく値を示す。

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

【評価方法 (長期的評価)】

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目 (1 日平均値の年間 98% 値) を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 30 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 30 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和元年度版 北九州市の環境 資料編」(令和元年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 3 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 3 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 4 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 4 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明 (環境基準について)」(令和 5 年 3 月、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ)

表 4.1-8(2) 二酸化窒素の測定結果及び環境基準達成状況（平成 29 年度～令和 3 年度）（下関市）

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.2ppm を越えた時間数と割合		1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数と割合		日平均値が 0.06ppm を越えた日数と割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数と割合		日平均値の年間 98% 値	環境基準の 98% 評価値による日平均値が 0.06ppm を越えた日数	環境基準達成状況
						ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	
一般環境大気測定局	5	彦島	平成 29 年	0.014	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0	○
			平成 30 年	0.013	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
			令和元年	0.013	0.085	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
			令和 2 年	0.011	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
			令和 3 年	0.011	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.026	0	○

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

注 2) 環境基準：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 74 号）に基づく値を示す。

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

【評価方法（長期的評価）】

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 30 年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成 30 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和元年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和元年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 2 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 2 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 3 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 3 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和 5 年 3 月、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

(3) 一酸化炭素(CO)

一酸化炭素に係る平成 29 年度～令和 3 年度の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4.1-9 に示すとおりです。長期的評価、短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-9 一酸化炭素の測定結果及び環境基準達成状況（平成 29 年度～令和 3 年度）（北九州市）

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	短期的評価			長期的評価				環境基準達成状況			
					8 時間値が 20ppm を超えた回数とその割合		日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合		1 時間値が 30ppm 以上となったことがある日数とその割合		環境基準の長期評価による日平均値が 10ppm を超えた日数				
					ppm	回数	%	日	%	日	%				
一般環境大気測定局	2	北九州	平成 29 年	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.8	0.5	○	0	○
			平成 30 年	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.6	○	0	○
			令和元年	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.8	0.6	○	0	○
			令和 2 年	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.5	0.6	○	0	○
			令和 3 年	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.1	0.6	○	0	○
自動車排出ガス測定局	1	三萩野	平成 29 年	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.7	0.7	○	0	○
			平成 30 年	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.6	○	0	○
			令和元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			令和 2 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			令和 3 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

注 2) 環境基準：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号）に基づく値を示す。

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

【評価方法（長期的評価）】

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日間以上連続した場合には非達成と評価する。

【評価方法（短期的評価）】

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 30 年度版 北九州市の環境 資料編」（平成 30 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和元年度版 北九州市の環境 資料編」（令和元年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和 3 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 3 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和 4 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 4 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和 5 年 3 月、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

(4) 浮遊粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質に係る平成 29 年度～令和 3 年度の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4.1-10 に示すとおりです。長期的評価では、全ての測定局で環境基準を達成しています。短期的評価では、平成 29 年度においては、測定された 6 局のうち環境基準を超過した測定局が 4 局、令和 2 年度においては、測定された 4 局のうち環境基準を超過した測定局が 2 局ありますが、平成 30 年度、令和元年度、令和 3 年度においては、測定された全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-10(1) 浮遊粒子状物質の測定結果及び環境基準達成状況(平成 29 年度～令和 3 年度) (北九州市)

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	短期的評価			長期的評価			環境基準達成状況			
					1 時間値が 0.20mg/m ³ を越えた時間数と割合	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無					
					mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日	達成○・非達成×
一般環境大気測定局	1 門司	門司	平成 29 年	0.023	0	0.0	1	0.3	0.139	0.050	○	0	×	(短期)
			平成 30 年	0.023	0	0.0	0	0.0	0.101	0.051	○	0	○	
			令和元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			令和 2 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			令和 3 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2 北九州	北九州	平成 29 年	0.023	0	0.0	0	0.0	0.140	0.050	○	0	○	
			平成 30 年	0.021	0	0.0	0	0.0	0.146	0.047	○	0	○	
			令和元年	0.018	0	0.0	0	0.0	0.134	0.042	○	0	○	
			令和 2 年	0.018	2	0.0	1	0.3	0.219	0.060	○	0	×	(短期)
			令和 3 年	0.014	0	0.0	0	0.0	0.089	0.035	○	0	○	
自動車排出ガス測定局	3 小倉	小倉	平成 29 年	0.026	0	0.0	1	0.3	0.133	0.052	○	0	×	(短期)
			平成 30 年	0.025	0	0.0	0	0.0	0.131	0.052	○	0	○	
			令和元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			令和 2 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			令和 3 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	4 戸畠	戸畠	平成 29 年	0.022	0	0.0	1	0.3	0.146	0.046	○	0	×	(短期)
			平成 30 年	0.021	0	0.0	0	0.0	0.138	0.046	○	0	○	
			令和元年	0.019	0	0.0	0	0.0	0.096	0.041	○	0	○	
			令和 2 年	0.019	2	0.0	1	0.3	0.221	0.058	○	0	×	(短期)
			令和 3 年	0.016	0	0.0	0	0.0	0.083	0.036	○	0	○	
自動車排出ガス測定局	1 三萩野	三萩野	平成 29 年	0.019	0	0.0	0	0.0	0.109	0.045	○	0	○	
			平成 30 年	0.020	0	0.0	0	0.0	0.113	0.041	○	0	○	
			令和元年	0.018	0	0.0	0	0.0	0.107	0.037	○	0	○	
			令和 2 年	0.019	0	0.0	0	0.0	0.148	0.049	○	0	○	
			令和 3 年	0.016	0	0.0	0	0.0	0.097	0.037	○	0	○	

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

注 2) 環境基準：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号) に基づく値を示す。

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

【評価方法（長期的評価）】

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の 2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日間以上連続した場合には非達成と評価する。

【評価方法（短期的評価）】

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 30 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 30 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和元年度版 北九州市の環境 資料編」(令和元年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 3 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 3 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 4 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 4 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」(令和 5 年 3 月、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ)

表 4.1-10(2) 浮遊粒子状物質の測定結果及び環境基準達成状況（平成 29 年度～令和 3 年度）（下関市）

区分	番号	測定局名	測定年度	年平均値	短期的評価			長期的評価			環境基準達成状況		
					1 時間値が 0.20mg/m ³ を越えた時間数と割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無			
					mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日
一般環境大気測定局	5	彦島	平成 29 年	0.019	1	0.0	0	0.0	0.232	0.047	○	0	× (短期)
			平成 30 年	0.019	0	0.0	0	0.0	0.109	0.043	○	0	○
			令和元年	0.017	0	0.0	0	0.0	0.117	0.036	○	0	○
			令和 2 年	0.015	0	0.0	0	0.0	0.169	0.042	○	0	○
			令和 3 年	0.014	0	0.0	0	0.0	0.073	0.032	○	0	○

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

注 2) 環境基準：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号）に基づく値を示す。

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。

【評価方法（長期的評価）】

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が 2 日間以上連続した場合には非達成と評価する。

【評価方法（短期的評価）】

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 30 年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成 30 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和元年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和元年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 2 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 2 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 3 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 3 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和 5 年 3 月、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

(5) 光化学オキシダント(0x)

光化学オキシダントに係る平成 29 年度～令和 3 年度の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4.1-11 に示すとおりです。短期的評価について、全ての測定局で環境基準を超過しています。

表 4.1-11(1) 光化学オキシダントの測定結果及び環境基準達成状況（平成 29 年度～令和 3 年度）（北九州市）

区分	番号	測定局名	測定年度	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の 日数と時間数	昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の日最高 1 時間値の 年平均値	環境基準 達成状況	
				ppm	日	時間	日	時間	ppm		
一般環境 大気測定局	1	門司	平成 29 年	0.035	74	381	0	0	0.100	0.048	×
			平成 30 年	0.033	53	211	0	0	0.088	0.047	×
			令和元年	0.033	47	210	0	0	0.116	0.045	×
			令和 2 年	0.033	48	249	0	0	0.088	0.045	×
			令和 3 年	0.034	48	246	0	0	0.083	0.047	×
	2	北九州	平成 29 年	0.034	78	458	0	0	0.103	0.048	×
			平成 30 年	0.032	58	281	0	0	0.091	0.046	×
			令和元年	0.032	56	305	1	1	0.122	0.046	×
			令和 2 年	0.033	51	313	0	0	0.091	0.046	×
			令和 3 年	0.034	60	308	0	0	0.088	0.047	×
	3	小倉	平成 29 年	0.031	61	338	0	0	0.100	0.044	×
			平成 30 年	0.030	52	216	0	0	0.097	0.045	×
			令和元年	0.030	35	187	0	0	0.114	0.043	×
			令和 2 年	0.031	42	233	0	0	0.090	0.043	×
			令和 3 年	0.031	38	179	0	0	0.088	0.044	×
	4	戸畠	平成 29 年	0.034	81	551	0	0	0.111	0.047	×
			平成 30 年	0.030	52	253	0	0	0.093	0.044	×
			令和元年	0.030	45	285	2	6	0.127	0.043	×
			令和 2 年	0.032	46	294	0	0	0.094	0.045	×
			令和 3 年	0.031	42	214	0	0	0.087	0.044	×

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

注 2) 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。

注 3) 「昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上」は、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 23 条第 1 項に規定する緊急時の措置の基準を示す。

注 4) 環境基準：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号）に基づく値を示す。

【環境基準】

1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

【評価方法（短期的評価）】

1 時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 30 年度版 北九州市の環境 資料編」（平成 30 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和元年度版 北九州市の環境 資料編」（令和元年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和 3 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 3 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「令和 4 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 4 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和 5 年 3 月、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

表 4.1-11(2) 光化学オキシダントの測定結果及び環境基準達成状況（平成 29 年度～令和 3 年度）（下関市）

区分	番号	測定局名	測定年度	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数と時間数	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の 日数と時間数	昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の日最高 1 時間値の 年平均値	環境基準 達成状況		
				ppm	日	時間	日	時間	ppm		
一般 環境 大気 測定局	5	彦島	平成 29 年	0.034	73	372	0	0	0.100	0.048	×
			平成 30 年	0.034	49	218	0	0	0.091	0.046	×
			令和元年	0.031	58	306	1	1	0.133	0.044	×
			令和 2 年	0.034	55	261	0	0	0.094	0.047	×
			令和 3 年	0.035	51	269	0	0	0.089	0.047	×

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

注 2) 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯をいう。

注 3) 「昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上」は、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 23 条第 1 項に規定する緊急時の措置の基準を示す。

注 4) 環境基準：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号）に基づく値を示す。

【環境基準】

1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

【評価方法（短期的評価）】

1 時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「平成 30 年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成 30 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和元年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和元年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 2 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 2 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 3 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 3 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和 5 年 3 月、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

(6) 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質に係る平成 29 年度～令和 3 年度の測定結果及び環境基準達成状況は、表 4.1-12 に示すとおりです。測定された 3 局のうち、平成 29 年度と平成 30 年度においては、全ての測定局で環境基準を超過していますが、令和元年度以降は全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 4.1-12(1) 微小粒子状物質の測定結果及び環境基準達成状況(平成 29 年度～令和 3 年度) (北九州市)

区分	番号	測定局名	測定年度	長期的評価				環境基準達成状況	
				長期基準		短期基準			
				年平均値	日平均値の年間 98% 値	環境基準の日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合			
一般環境大気測定局	2	北九州	平成 29 年	20.5	42.4	26	7.2	×	
			平成 30 年	15.7	37.4	12	3.3	×	
			令和元年	12.3	26.6	0	0.0	○	
			令和 2 年	12.1	32.4	6	1.7	○	
			令和 3 年	9.7	26.3	0	0.0	○	
	4	戸畠	平成 29 年	16.5	38.0	11	3.0	×	
			平成 30 年	15.3	35.1	8	2.2	×	
			令和元年	13.8	30.3	0	0.0	○	
			令和 2 年	13.8	33.6	7	1.9	○	
			令和 3 年	12.4	27.4	1	0.3	○	

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

注 2) 環境基準：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号)に基づく値を示す。

【環境基準】

1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

【評価方法（長期的評価）】

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の 1 年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間 98 パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間 98 パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果(1 年間平均値及び年間 98 パーセンタイル値)を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

ただし、年間の総有効測定日数が 250 日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。

出典：「平成 30 年度版 北九州市の環境 資料編」(平成 30 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和元年度版 北九州市の環境 資料編」(令和元年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 2 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 2 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 3 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 3 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「令和 4 年度版 北九州市の環境 資料編」(令和 4 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課)

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明(環境基準について)」(令和 5 年 3 月、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ)

表 4.1-12(2) 微小粒子状物質の測定結果及び環境基準達成状況（平成 29 年度～令和 3 年度）（下関市）

区分	番号	測定局名	測定年度	長期的評価				環境基準達成状況	
				長期基準		短期基準			
				年平均値	日平均値の年間 98% 値	環境基準の日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	その割合		
				$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	達成○ 非達成×	
一般環境大気測定局	5	彦島	平成 29 年	15.6	36.7	11	3.0	×	
			平成 30 年	14.7	35.1	8	2.2	×	
			令和元年	12.5	29.8	0	0.0	○	
			令和 2 年	11.4	28.6	5	1.4	○	
			令和 3 年	10.1	27.3	1	0.3	○	

注 1) 表中の番号は図 4.1-2 に対応。

注 2) 環境基準：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号）に基づく値を示す。

【環境基準】

1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

【評価方法（長期的評価）】

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の 1 年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間 98 パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間 98 パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1 年間平均値及び年間 98 パーセンタイル値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

ただし、年間の総有効測定日数が 250 日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。

出典：「平成 30 年版 山口県環境白書 参考資料集」（平成 30 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和元年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和元年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 2 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 2 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

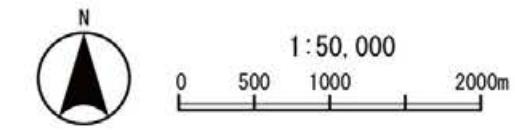
「令和 3 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 3 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

「大気汚染状況の常時監視結果データの説明（環境基準について）」（令和 5 年 3 月、国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ）

(7) ダイオキシン類

調査区域では、大気質のダイオキシン類に係る公表資料はありません。



記号	名称
○	都市計画対象道路事業実施区域
-----	行政界

凡例

- 一般環境大気測定局
1: 門司測定局
2: 北九州測定局
3: 小倉測定局
4: 戸畠測定局
5: 彦島測定局
- ▲ 自動車排出ガス測定局
1: 三萩野測定局

出典：令和4年度版 北九州市の環境 資料編
(令和4年9月、北九州市環境局総務政策部総務課)
令和4年版 山口県環境白書 参考資料集
(令和4年10月、山口県環境生活部環境政策課)

図 4.1-2 大気汚染常時監視測定局位置図

3) 騒音

(1) 一般環境騒音

調査区域では、一般環境騒音に係る公表資料はありません。

(2) 道路交通騒音

道路交通騒音に係る令和 3 年度の測定結果及び環境基準達成状況は表 4.1-13 に、測定地点位置は図 4.1-3 に示すとおりです。

調査区域では、測定地点 36 地点のうち 31 地点で環境基準を達成しています。

実施区域には、道路交通騒音の測定地点はありません。

表 4.1-13(1) 道路交通騒音の測定結果及び環境基準達成状況（北九州市）

[単位 : dB]

番号	測定地点	環境基準類型	道路	等価騒音レベル		環境基準達成状況 (達成○/非達成×)		測定機関
				昼間	夜間	昼間	夜間	
1	戸畠区福柳木一丁目	C	一般国道 3 号	72	70	×	×	北九州市
2	門司区大里本町二丁目	C	一般国道 199 号	71	69	×	×	北九州市
3	戸畠区西鞘ヶ谷町	B	主要県道曾根鞘ヶ谷線	63	55	○	○	北九州市
4	小倉北区上到津四丁目	B	主要県道大蔵到津線	66	59	○	○	北九州市
5	小倉北区江南町	C	一般国道 3 号	67	64	○	○	北九州市
6	門司区松原一丁目	C	一般国道 199 号	72	69	×	×	北九州市
7	小倉北区熊本一丁目	C	一般県道城野砂津線	67	62	○	○	北九州市
8	小倉北区東篠崎一丁目 4	C	黄金片野 1 号線	67	63	○	○	北九州市
9	門司区羽山一丁目 1	C	一般国道 3 号	67	60	○	○	北九州市
10	小倉北区木町三丁目 3	C	一般国道 3 号	58	54	○	○	北九州市
11	戸畠区三六町 17	C	一般国道 199 号	73	68	×	×	北九州市
12	小倉北区室町二丁目 10	C	一般国道 199 号	68	63	○	○	北九州市
13	小倉北区中島一丁目 2	C	長行田町線	64	60	○	○	北九州市
14	門司区柳町一丁目 12	B	新門司港大里線	68	64	○	○	北九州市
15	小倉北区上到津二丁目 3	C	豎町到津線	68	62	○	○	北九州市
16	小倉北区篠崎一丁目	C	一般市道弁天町東篠崎 1 号線	70	66	○	×	北九州市
17	小倉北区都一丁目 7	A	都下到津 3 号線	61	56	○	○	北九州市
18	小倉北区黄金一丁目	C	一般国道 10 号	67	63	○	○	北九州市
19	小倉北区愛宕二丁目	B	一般国道 199 号	66	61	○	○	北九州市
20	小倉北区井堀二丁目	B	主要県道下到津戸畠線	68	64	○	○	北九州市
21	小倉北区田町	C	主要市道大門金田 1 号線	67	63	○	○	北九州市
22	小倉北区中島一丁目 15	C	大手町馬借 1 号線	64	58	○	○	北九州市
23	小倉北区下富野二丁目 10	B	砂津上富野 1 号線	68	62	○	○	北九州市
24	門司区小森江三丁目	C	一般国道 3 号	66	60	○	○	北九州市
25	小倉北区白銀一丁目	C	一般国道 3 号	68	62	○	○	北九州市
26	小倉北区上到津二丁目	B	一般国道 3 号	68	64	○	○	北九州市
27	小倉北区魚町一丁目	C	主要県道小倉停車場線	65	59	○	○	北九州市

表 4.1-13(2) 道路交通騒音の測定結果及び環境基準達成状況（北九州市）

[単位：dB]

番号	測定地点	環境基準類型	道路	等価騒音レベル		環境基準達成状況 (達成〇/非達成×)		測定機関
				昼間	夜間	昼間	夜間	
28	八幡東区竹下町	B	主要県道曾根鞘ヶ谷線（4車線部）	65	58	〇	〇	北九州市
29	小倉北区堺町二丁目	C	一般市道砂津城内1号線	66	61	〇	〇	北九州市
30	小倉北区紺屋町	C	一般市道魚町馬借1号線	63	58	〇	〇	北九州市
31	小倉北区京町三丁目	C	一般市道浅野米町1号線	65	60	〇	〇	北九州市
32	小倉北区菜園場二丁目	B	一般市道愛宕下到津1号線	66	61	〇	〇	北九州市
33	戸畠区千防三丁目 22	C	安瀬戸畠1号線（響灘戸畠線（若戸トンネル）外）	60	55	〇	〇	北九州市
34	小倉北区日明一丁目 10	C	主要市道愛宕中井口1号線外（日明渡船場線（日明工区））	66	59	〇	〇	北九州市
35	小倉北区大手町1	C	主要市道城内大手町1号線（城内大手町線）	61	52	〇	〇	北九州市

注1) 表中の番号は図4.1-3に対応。

注2) 昼間：6時～22時、夜間：22時～6時

注3) 環境基準：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正：平成24年3月30日環境省告示第54号）に基づく値を示す。

道路交通騒音における環境基準類型と基準値との関係は以下のとおりである。

道路に面する地域、A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

昼間：60dB以下、夜間：55dB以下

B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域

昼間：65dB以下、夜間：60dB以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、環境基準類型にかかわらず、基準値は昼間：70dB以下、夜間65dB以下とする。

出典：「令和4年度版 北九州市の環境 資料編」（令和4年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

表 4.1-13(3) 道路交通騒音の測定結果及び環境基準達成状況（下関市）

[単位 : dB]

番号	測定地点	環境基準類型	道路	等価騒音レベル		環境基準達成状況(達成○/非達成×)		測定機関
				昼間	夜間	昼間	夜間	
36	下関市彦島江の浦町1丁目4	C	一般県道南風泊港線	66	58	○	○	下関市

注 1) 表中の番号は図 4.1-3 に対応。

注 2) 昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～6 時

注 3) 環境基準：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号）に基づく値を示す。

道路交通騒音における環境基準類型と基準値との関係は以下のとおりである。

道路に面する地域、A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域

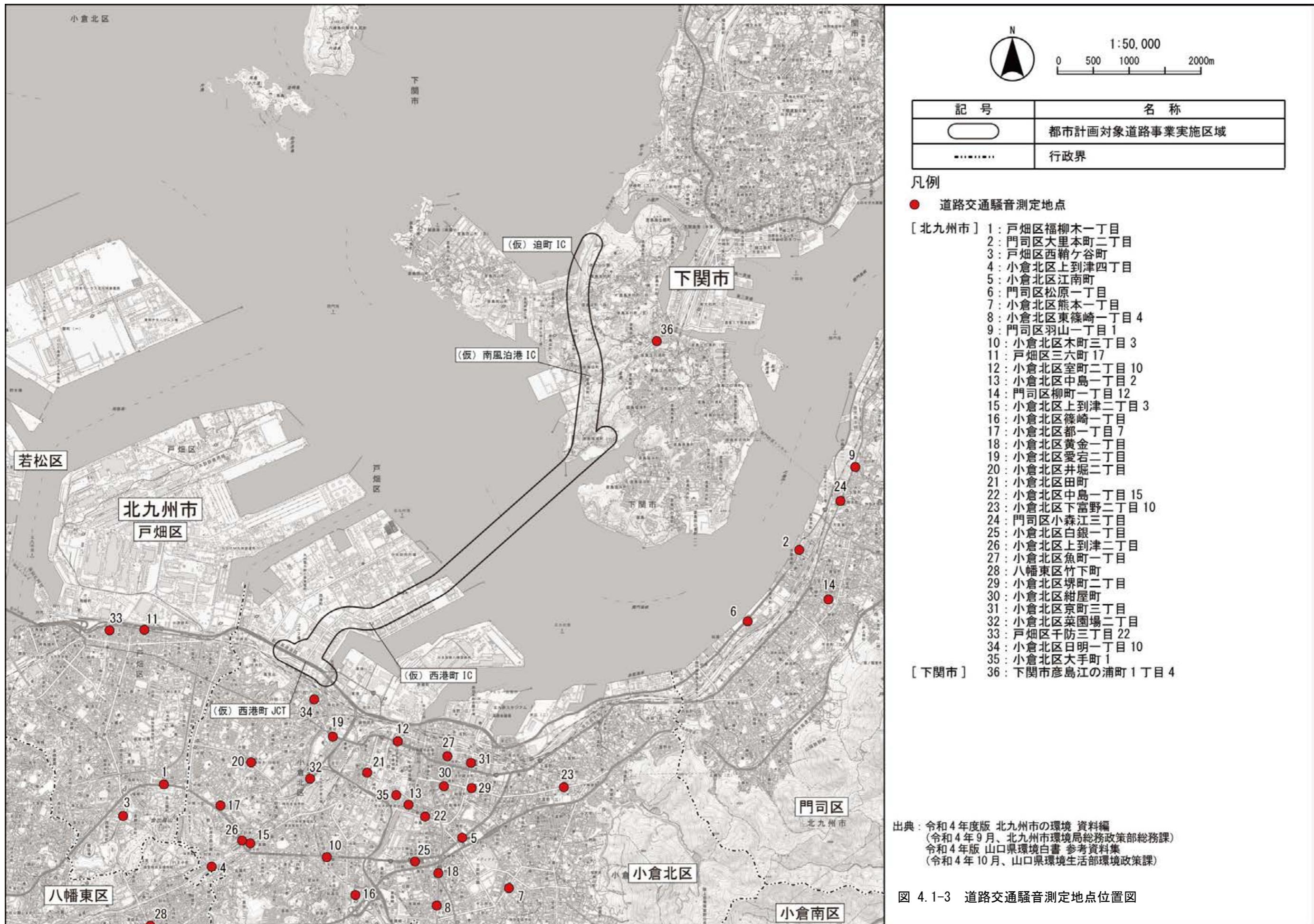
昼間：60dB 以下、夜間：55dB 以下

B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域

昼間：65dB 以下、夜間：60dB 以下

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、環境基準類型にかかわらず、基準値は昼間：70dB 以下、夜間 65dB 以下とする。

出典：「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）



4) 振動

調査区域では、一般環境振動及び道路交通振動に係る公表資料はありません。

5) その他

調査区域では、低周波音等に係る公表資料はありません。

4.1.2 水環境の状況

1) 水象

(1) 河川

調査区域には、主な河川として、表 4.1-14に示すとおり、二級河川の大川、村中川、板櫃川、櫻田川、紫川、神獄川、砂津川、武久川、準用河川の城内川、小熊野川、櫛毛川、羽山川、天籟寺川、大坪川、塩田川、田中川があります。主な河川の位置は、図 4.1-4に示すとおりです。

実施区域には、二級河川の板櫃川があります。

表 4.1-14 (1) 主な河川 (北九州市)

番号	水系名	河川名	流路延長(両岸平均)(m)	区分
1	板櫃川	大川	2,512	二級河川
2		村中川	1,539	
3		板櫃川	9,693	
4		櫻田川	3,500	
5	紫川	紫川	19,795	準用河川
6		神獄川	2,860	
7		砂津川	1,392	
8		城内川	836	
9		小熊野川	4,127	
10	相割川	櫛毛川	2,355	準用河川
11	羽山川	羽山川	1,427	
12	天籟寺川	天籟寺川	3,485	

出典：「北九州市の河川」（令和5年3月、北九州市ホームページ）

表 4.1-14 (2) 主な河川 (下関市)

番号	水系名	河川名	流路延長(両岸平均)(m)	区分
13	武久川	武久川	3,700	二級河川
14		大坪川	825	
15	塩田川	塩田川	737	準用河川
16		田中川	1,275	

出典：「山口県の管理する河川一覧」（令和5年3月、山口県ホームページ）

下関市河川台帳（大坪川）（昭和58年3月、下関市建設部道路河川管理課）

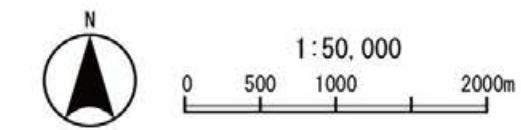
下関市河川台帳（塩田川）（昭和56年3月、下関市建設部道路河川管理課）

下関市河川台帳（田中川）（昭和56年3月、下関市建設部道路河川管理課）



出典：福岡県北九州県土整備事務所管内図
 (令和3年4月、福岡県北九州県土整備事務所)
 北九州市の河川 (令和5年3月、北九州市ホームページ)
 山口県の管理する河川一覧 (令和5年3月、山口県ホームページ)
 下関市河川台帳 (大坪川) (昭和58年3月、下関市建設部道路河川管理課)
 下関市河川台帳 (塩田川) (昭和56年3月、下関市建設部道路河川管理課)
 下関市河川台帳 (田中川) (昭和56年3月、下関市建設部道路河川管理課)

図 4.1-4 河川位置図



記号	名 称
○	都市計画対象道路事業実施区域
·····	行政界

凡例

二級河川

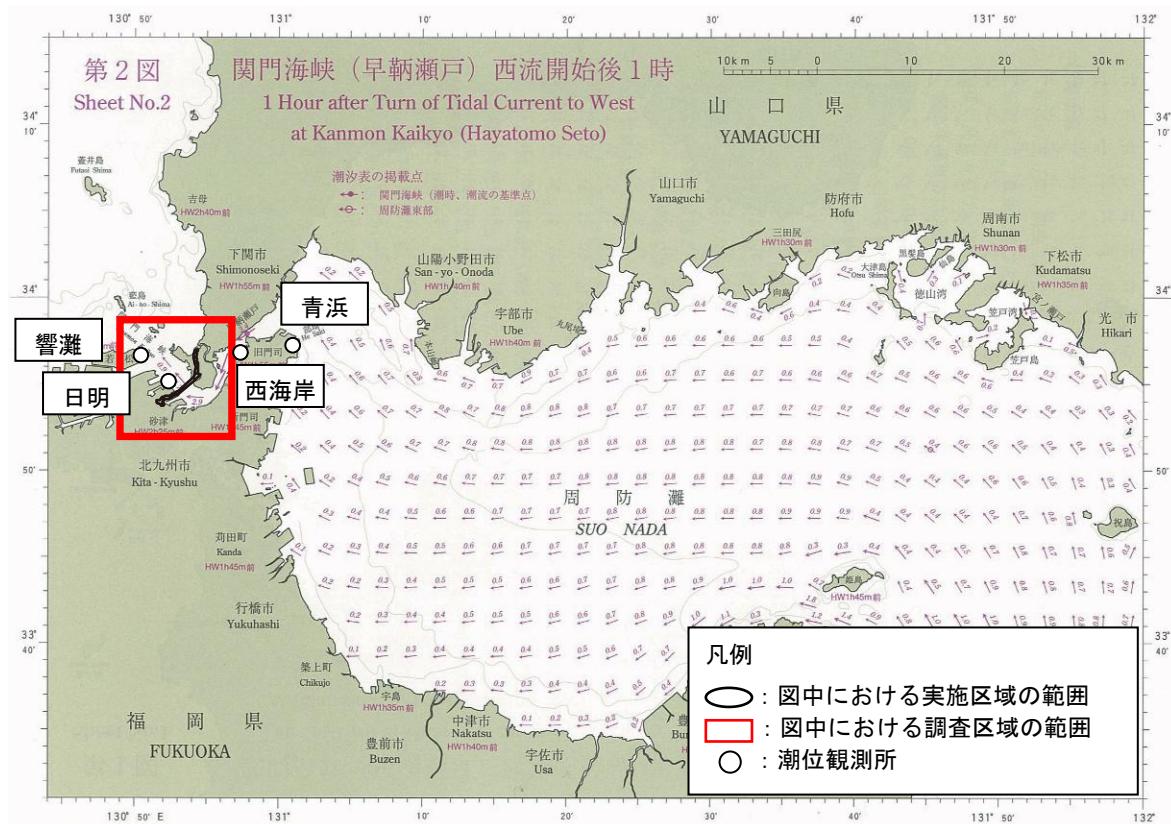
準用河川

(2) 海域

調査区域は、関門海峡、響灘、洞海湾に面しており、北九州市には北九州港を中心とした、北九州工業地帯が形成されています。

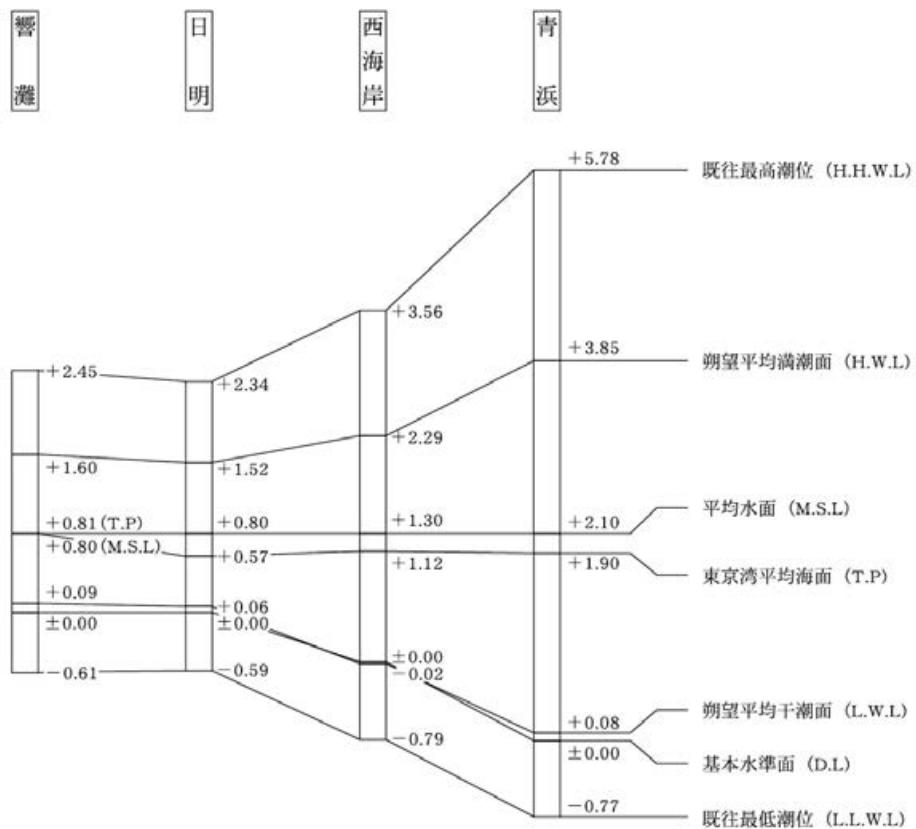
調査区域の海域の潮流図は、図 4.1-5 に示すとおりです。調査区域に面する海域の潮流は、0.9~3.7 ノットです。

実施区域の周辺海域の潮位観測所として、響灘、日明、西海岸、青浜があります。潮位観測所の位置は図 4.1-5 に、それぞれの潮位図は図 4.1-6 に示すとおりです。



出典:「第 6234 号 周防灘付近潮流図」(平成 18 年 3 月、海上保安庁)

図 4.1-5 海域の潮流図



観測場所及び観測開始日

韶灘	北九州市響灘検潮所	(昭和46年4月)
日明	国土交通省九州地方整備局日明検潮所	(昭和44年3月)
西海岸	国土交通省九州地方整備局門司検潮所	(昭和2年3月)
青浜	国土交通省九州地方整備局青浜検潮所	(昭和43年3月)

出典：「北九州港港湾計画図」（令和4年3月、北九州市）

図 4.1-6 潮位観測所における潮位図

2) 水質

(1) 河川

① 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

調査区域内の河川における、生活環境項目に係る令和3年度の測定結果は表4.1-15に、調査地点位置は図4.1-7に示すとおりです。河川における生活環境項目に係る令和3年度の調査は8地点で行われており、DO（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）については全ての調査地点で環境基準を達成していますが、pH（水素イオン濃度）、大腸菌群数については一部の調査地点で環境基準を超過しています。

実施区域では、板櫃川 新港橋で調査が行われており、全ての項目で環境基準を達成しています。

表4.1-15 (1) 河川における水質の測定結果及び環境基準達成状況（生活環境項目）(北九州市)

番号	河川名	地点名	類型	達成期間	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	
					最小～最大	平均	75%値	平均	平均	
1	板櫃川	新港橋	B	イ	7.8～8.2	7.8	0.8	2	3,200	
2		境橋	A	イ	8.0～8.8	11	0.6	1	4,900	
3		勝山橋	B	イ	7.8～8.1	8.0	0.7	1	2,800	
4		神嶽川	旦過橋	B	イ	7.7～8.1	6.8	0.8	1,200	
5		紫川	紫川取水堰	A	イ	7.8～8.4	11	0.6	1,700	
6		村中川	村中川橋	B	イ	7.7～8.5	<0.5	1	7,400	
7		大川	大里橋	B	イ	7.6～8.5	11	0.7	8,400	
環境基準					AA	6.5以上 8.5以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	
					A	6.5以上 8.5以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	
					B	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	
					C	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	
					D	6.0以上 8.5以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	
					E	6.0以上 8.5以下	2mg/L 以上	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと	

注1) 表中の番号は図4.1-7に対応。

注2) 環境基準：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号)に基づく値を示す。

注3) 環境基準の達成期間の区分

イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

注4) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (nはデータ数)の値。

注5) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「令和3年度公共用水域水質測定結果(3)(北九州市内河川)」(令和5年3月、福岡県ホームページ)

表 4.1-15(2) 河川における水質の測定結果及び環境基準達成状況（生活環境項目）（下関市）

番号	河川名	地点名	類型	達成期間	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
					最小～最大	平均	75%値	平均	平均
8	武久川	汐入橋	B	ハ	7.6～8.2	8.9	0.8	2	3,300
環境基準				AA	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	50MPN/100mL 以下
				A	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000MPN/100mL 以下
				B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5,000MPN/100mL 以下
				C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	—
				D	6.0 以上 8.5 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	—
				E	6.0 以上 8.5 以下	2mg/L 以上	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	—

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) 環境基準：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）に基づく値を示す。

注 3) 環境基準の達成期間の区分

イ：直ちに達成、ロ：5 年以内で可及的速やかに達成、ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

注 4) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（n はデータ数）の値。
出典：「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

② 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

調査区域内の河川における、健康項目に係る令和3年度の測定結果は表4.1-16に、調査地点位置は図4.1-7に示すとおりです。河川における健康項目に係る令和3年度の調査は6地点で行われており、ふつ素については測定された6地点のうち2地点で、ほう素については測定された6地点のうち3地点で環境基準を超過していますが、他の項目については全ての調査地点で環境基準を達成しています。

実施区域では、板櫃川 新港橋で調査が行われており、ほう素については環境基準を超過していますが、他の項目については全て環境基準を達成しています。

表4.1-16(1) 河川における水質の測定結果及び環境基準達成状況（健康項目）（北九州市）

[単位: mg/L]

番号		1	3	4	環境基準
項目	調査地点	板櫃川	紫川	神嶽川	
	新港橋	勝山橋	旦過橋		
カドミウム	平均値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全ジアン	最大値	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
六価クロム	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
砒素	平均値	0.003	0.001	0.001	0.01以下
総水銀	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	平均値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1, 2-ジクロロエタン	平均値	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1, 1-ジクロロエチレン	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	平均値	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	平均値	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	平均値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
1, 3-ジクロロプロパン	平均値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	平均値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	平均値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	0.40	0.10	<0.1	10以下
ふつ素	平均値	0.7	0.9	1.1	0.8以下
ほう素	平均値	2.5	3.7	4.3	1以下
1, 4-ジオキサン	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

注1) 表中の番号は図4.1-7に対応。

注2) < : 報告下限値未満

注3) 環境基準:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正:令和5年3月13日環境省告示第6号)に基づく値を示す。

注4) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典:「令和3年度公共用水域水質測定結果(3)(北九州市内河川)」(令和5年3月、福岡県ホームページ)

表 4.1-16(2) 河川における水質の測定結果及び環境基準達成状況（健康項目）（北九州市）

[単位: mg/L]

項目	調査地点	番号	6	7	環境基準
		村中川	大川		
		村中川橋	大里橋		
カドミウム	平均値	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	
全ジン	最大値	<0.1	<0.1	検出されないこと	
鉛	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下	
六価クロム	平均値	0.010	<0.005	0.05 以下	
砒素	平均値	0.001	<0.001	0.01 以下	
総水銀	平均値	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	
アルキル水銀	最大値	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
PCB	最大値	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
ジクロロメタン	平均値	<0.002	<0.002	0.02 以下	
四塩化炭素	平均値	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
1, 2-ジクロロエタン	平均値	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	平均値	<0.01	<0.01	0.1 以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	平均値	<0.004	<0.004	0.04 以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	平均値	<0.1	<0.1	1 以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	平均値	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	
トリクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下	
テトラクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下	
1, 3-ジクロロプロパン	平均値	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
チウラム	平均値	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	
シマジン	平均値	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	
チオベンカルブ	平均値	<0.002	<0.002	0.02 以下	
ベンゼン	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下	
セレン	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	1.6	1.7	10 以下	
ふつ素	平均値	<0.1	<0.1	0.8 以下	
ほう素	平均値	<0.1	<0.1	1 以下	
1, 4-ジオキサン	平均値	<0.005	<0.005	0.05 以下	

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) < : 報告下限値未満

注 3) 環境基準：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）に基づく値を示す。

出典：「令和 3 年度公共用水域水質測定結果(3)（北九州市内河川）」（令和 5 年 3 月、福岡県ホームページ）

表 4.1-16(3) 河川における水質の測定結果及び環境基準達成状況（健康項目）（下関市）

[単位: mg/L]

番号	8	環境基準	
項目	調査地点		
カドミウム	平均値	<0.003	0.003 以下
全ジアン	最大値	ND	検出されないこと
鉛	平均値	<0.005	0.01 以下
六価クロム	平均値	<0.040	0.05 以下
砒素	平均値	<0.005	0.01 以下
総水銀	平均値	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	最大値	ND	検出されないこと
PCB	最大値	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	平均値	<0.001	0.02 以下
四塩化炭素	平均値	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	平均値	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	平均値	<0.001	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	平均値	<0.001	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	平均値	<0.0010	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	平均値	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	平均値	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	平均値	<0.0010	0.01 以下
1,3-ジクロロプロパン	平均値	<0.0002	0.002 以下
チウラム	平均値	<0.0006	0.006 以下
シマジン	平均値	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	平均値	<0.001	0.02 以下
ベンゼン	平均値	<0.001	0.01 以下
セレン	平均値	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	0.60	10 以下
ふつ素	平均値	—	0.8 以下
ほう素	平均値	—	1 以下
1,4-ジオキサン	平均値	<0.005	0.05 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) < : 報告下限値未満

注 3) ND : 定量下限値未満

注 4) — : 調査されていない項目

注 5) 環境基準：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日

環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）

に基づく値を示す。

出典：「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

③ ダイオキシン類

調査区域内の河川における、ダイオキシン類に係る令和 3 年度の測定結果は、表 4.1-17 に示すとおりです。河川におけるダイオキシン類に係る令和 3 年度の調査は 4 地点で行われており、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

実施区域では、板櫃川 新港橋で調査が行われており、環境基準を達成しています。

表 4.1-17 河川における水質の測定結果及び環境基準達成状況（ダイオキシン類）（北九州市）

[単位 : pg-TEQ/L]

番号	河川名	調査地点	ダイオキシン類	環境基準	環境基準達成状況 (達成○/非達成×)
1	板櫃川	新港橋	1.0	1.0 以下	○
3	紫川	勝山橋	0.22		○
6	村中川	村中川橋	0.047		○
7	大川	大里橋	0.56		○

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) 環境基準 : 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）に基づく値を示す。

出典：「令和 4 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 4 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

(2) 海域

① 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

調査区域内の海域における、生活環境項目に係る令和3年度の測定結果は表4.1-18～表4.1-20に、調査地点位置は図4.1-7に示すとおりです。海域における生活環境項目に係る令和3年度の調査は16地点で行われており、DO（溶存酸素量）、COD（化学的酸素要求量）、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、LASについては全ての調査地点で環境基準を達成していますが、pH（水素イオン濃度）については16地点のうち3地点で環境基準を超過しています。

実施区域では、響灘及び周防灘SD-10で調査が行われており、全ての項目で環境基準を達成しています。

表4.1-18(1) 海域における水質の測定結果及び環境基準達成状況（生活環境項目）（北九州市）

番号	水域名	地点名	類型	達成期間	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分) (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
					最小～最大	平均	75%値	最小～最大	平均
9	洞海湾水域 (洞海湾口部)	D2	B	口	7.7～8.2	8.3	1.9	<0.5～<0.5	—
10	洞海湾水域 (奥洞海)	D3	C	口	7.9～8.2	8.4	1.9	—	—
11	洞海湾水域 (響灘)	H1	A	イ	7.7～8.2	8.0	1.2	<0.5～<0.5	2
12		H5	A	イ	7.7～8.2	7.8	1.1	<0.5～<0.5	3
13	響灘及び周防灘	K1	A	イ	8.1～8.2	7.7	1.2	<0.5～<0.5	13
14		K4	A	イ	8.1～8.2	7.9	1.2	<0.5～<0.5	11
15	洞海湾水域 (新日鉄戸畠泊地)	K7	C	イ	7.7～8.2	7.9	1.4	—	—
16	洞海湾水域 (堺川泊地)	K8	C	イ	7.8～8.2	7.9	1.3	—	—
環境基準				A	7.8以上 8.3以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	検出されな いこと。	1,000MPN/ 100mL以下
				B	7.8以上 8.3以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	検出されな いこと。	—
				C	7.0以上 8.3以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	—	—

注1) 表中の番号は図4.1-7に対応。

注2) < : 報告下限値未満

注3) 環境基準：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日環境省告示第6号）に基づく値を示す。

注4) 環境基準の達成期間の区分

イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

注5) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（nはデータ数）の値

注6) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「令和3年度公共用水域水質測定結果(1)(海域)」（令和5年3月、福岡県ホームページ）

表 4.1-18(2) 海域における水質の測定結果及び環境基準達成状況（生活環境項目）（下関市）

番号	水域名	地点名	類型	達成期間	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分) (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	
					最小～最大	平均	75%値	最小～最大	平均	
17	響灘及び周防灘	SD-8	A	イ	8.1～8.2	7.6	1.6	<0.5～<0.5	270	
18		SD-10	A	イ	8.1～8.2	7.6	1.7	<0.5～<0.5	45	
19		SD-11	A	イ	8.0～8.2	7.6	1.7	<0.5～<0.5	9.9	
20		SD-13	A	イ	8.1～8.2	7.8	1.6	<0.5～<0.5	2.5	
21		SD-14	A	イ	8.1～8.2	7.7	1.7	<0.5～<0.5	33	
22		SD-15	A	イ	8.1～8.2	7.7	1.4	<0.5～<0.5	2.7	
23		SD-18	A	イ	8.1～8.2	7.7	1.6	<0.5～<0.5	2.0	
24		SD-19	A	イ	8.1～8.2	7.6	1.5	<0.5～<0.5	8.3	
環境基準				A	7.8 以上 8.3 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	検出されな いこと。	1,000MPN/ 100mL 以下	
				B	7.8 以上 8.3 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	検出されな いこと。	—	
				C	7.0 以上 8.3 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	—	—	

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) < : 報告下限値未満

注 3) 環境基準：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）に基づく値を示す。

注 4) 環境基準の達成期間の区分

イ：直ちに達成、ロ：5 年以内で可及的速やかに達成、ハ：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

注 5) 75%値は、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（n はデータ数）の値。
出典：「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

表 4.1-19(1) 海域における水質の測定結果及び環境基準達成状況
(生活環境項目 (全窒素、全りん)) (北九州市)

番号	水域名	地点名	類型	達成期間	全窒素	全りん
					(mg/L)	(mg/L)
9	洞海湾水域 (洞海湾口部)	D2	IV	イ	0.28	0.021
10	洞海湾水域 (奥洞海)	D3	IV	イ	0.41	0.042
11	洞海湾水域 (響灘)	H1	II	イ	0.12	0.016
12		H5	II	イ	0.13	0.013
13	響灘及び周防灘	K1	II	イ	0.14	0.017
14		K4	II	イ	0.13	0.019
15	洞海湾水域 (新日鉄戸畠泊地)	K7	IV	イ	0.38	0.019
16	洞海湾水域 (堺川泊地)	K8	IV	イ	0.67	0.017
環境基準				I	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
環境基準				II	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
環境基準				III	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
環境基準				IV	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) 環境基準:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正:令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号)に基づく値を示す。

注 3) 環境基準の達成期間の区分

イ:直ちに達成、ロ:5 年以内で可及的速やかに達成、ハ:5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典:「令和 3 年度公共用水域水質測定結果(1)(海域)」(令和 5 年 3 月、福岡県ホームページ)

表 4.1-19(2) 海域における水質の測定結果及び環境基準達成状況
(生活環境項目 (全窒素、全りん)) (下関市)

番号	水域名	地点名	類型	達成期間	全窒素	全りん	
					(mg/L)	(mg/L)	
17	響灘及び周防灘	SD-8	II	イ	0.15	0.012	
18		SD-10	II	イ	0.16	0.013	
19		SD-11	II	イ	0.18	0.017	
20		SD-13	II	イ	0.14	0.010	
21		SD-14	II	イ	0.16	0.013	
22		SD-15	II	イ	0.15	0.010	
23		SD-18	II	イ	0.14	0.011	
24		SD-19	II	イ	0.17	0.014	
環境基準				I	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
環境基準				II	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
環境基準				III	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
環境基準				IV	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) 環境基準:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正:令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号)に基づく値を示す。

注 3) 環境基準の達成期間の区分

イ:直ちに達成、ロ:5 年以内で可及的速やかに達成、ハ:5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典:「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」(令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課)

表 4.1-20 海域における水質の測定結果及び環境基準達成状況
(生活環境項目 (全亜鉛、ノニルフェノール、LAS)) (北九州市)

番号	水域名	地点名	類型	達成期間	全亜鉛 (mg/L)	ノニル フェノール (mg/L)	LAS (mg/L)
					平均	平均	平均
9	洞海湾水域 (洞海湾口部)	D2	海域生物A	イ	0.008	0.00009	0.0007
11	洞海湾水域 (響灘)	H1	海域生物特A	イ	0.004	<0.00006	0.0007
12		H5	海域生物特A	イ	0.004	<0.00006	0.0006
15	洞海湾水域 (新日鉄戸畠泊地)	K7	海域生物A	イ	0.005	0.00017	0.0008
16	洞海湾水域 (堺川泊地)	K8	海域生物A	イ	0.004	0.00006	0.0008
環境基準				海域生物特A	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
				海域生物A	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) < : 報告下限値未満

注 3) 環境基準:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正:令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号)に基づく値を示す。

注 4) 環境基準の達成期間の区分

イ:直ちに達成、ロ:5 年以内で可及的速やかに達成、ハ:5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典:「令和 3 年度公共用水域水質測定結果(1)(海域)」(令和 5 年 3 月、福岡県ホームページ)

② 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

調査区域内の海域における、健康項目に係る令和3年度の測定結果は表4.1-21に、調査地点位置は図4.1-7に示すとおりです。海域における健康項目に係る令和3年度の調査は7地点で行われており、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

実施区域では、健康項目に関する海域の水質調査は行われていません。

表4.1-21(1) 海域における水質の測定結果及び環境基準達成状況（健康項目）（北九州市）

[単位: mg/L]

項目	調査地点	9	11	12	環境基準
		洞海湾水域 (洞海湾口部)	洞海湾水域 (響灘)		
		D2	H1	H5	
カドミウム	平均値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全ジン	最大値	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
六価クロム	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
砒素	平均値	0.001	0.001	0.001	0.01以下
総水銀	平均値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	平均値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1, 2-ジクロロエタン	平均値	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1, 1-ジクロロエチレン	平均値	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	平均値	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	平均値	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	平均値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
1, 3-ジクロロブロベンソン	平均値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	平均値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	平均値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオヘンカルブ	平均値	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	平均値	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	<0.1	<0.1	<0.1	10以下
1, 4-ジオキサン	平均値	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

注1) 表中の番号は図4.1-7に対応。

注2) < : 報告下限値未満

注3) 環境基準:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正:令和5年3月13日環境省告示第6号)に基づく値を示す。

出典:「令和3年度公共用水域水質測定結果(1)(海域)」(令和5年3月、福岡県ホームページ)

表 4.1-21(2) 海域における水質の測定結果及び環境基準達成状況（健康項目）（北九州市）

[単位: mg/L]

項目	調査地点	15	16	環境基準
		洞海湾水域 (新日鉄戸畠泊地)	洞海湾水域 (堺川泊地)	
		K7	K8	
カドミウム	平均値	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全ジン	最大値	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	平均値	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	平均値	0.001	0.001	0.01 以下
総水銀	平均値	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	最大値	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	最大値	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	平均値	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	平均値	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1, 2-ジクロロエタン	平均値	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1, 1-ジクロロエチレン	平均値	<0.01	<0.01	0.1 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	平均値	<0.004	<0.004	0.04 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	平均値	<0.1	<0.1	1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	平均値	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下
1, 3-ジクロロプロパン	平均値	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	平均値	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	平均値	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオバシンカルブ	平均値	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	平均値	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	<0.1	<0.1	10 以下
1, 4-ジオキサン	平均値	<0.005	<0.005	0.05 以下

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) < : 報告下限値未満

注 3) 環境基準：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）に基づく値を示す。

出典：「令和 3 年度公共用水域水質測定結果(1)（海域）」（令和 5 年 3 月、福岡県ホームページ）

表 4.1-21(3) 海域における水質の測定結果及び環境基準達成状況（健康項目）（下関市）

[単位: mg/L]

番号		19	22	環境基準	
項目	調査地点	響灘及び周防灘			
		SD-11	SD-15		
カドミウム	平均値	<0.003	<0.003	0.003 以下	
全ジン	最大値	—	ND	検出されないこと	
鉛	平均値	<0.005	<0.005	0.01 以下	
六価クロム	平均値	—	<0.040	0.05 以下	
砒素	平均値	<0.005	<0.005	0.01 以下	
総水銀	平均値	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	
アルキル水銀	最大値	ND	ND	検出されないこと	
PCB	最大値	—	ND	検出されないこと	
ジクロロメタン	平均値	—	<0.001	0.02 以下	
四塩化炭素	平均値	—	<0.0002	0.002 以下	
1, 2-ジクロロエタン	平均値	—	<0.0004	0.004 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	平均値	—	<0.001	0.1 以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	平均値	—	<0.001	0.04 以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	平均値	—	<0.0010	1 以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	平均値	—	<0.0006	0.006 以下	
トリクロロエチレン	平均値	—	<0.001	0.01 以下	
テトラクロロエチレン	平均値	—	<0.0010	0.01 以下	
1, 3-ジクロロブロベンソン	平均値	—	<0.0002	0.002 以下	
チウラム	平均値	—	<0.0006	0.006 以下	
シマジン	平均値	—	<0.0003	0.003 以下	
チオヘンカルブ	平均値	—	<0.001	0.02 以下	
ベンゼン	平均値	—	<0.001	0.01 以下	
セレン	平均値	—	<0.002	0.01 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	平均値	—	0.12	10 以下	
1, 4-ジオキサン	平均値	—	<0.005	0.05 以下	

注 1) 表中の番号は図 4.1-7 に対応。

注 2) < : 報告下限値未満

注 3) ND : 定量下限値未満

注 4) — : 調査されていない項目

注 5) 環境基準：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日環境省告示第 6 号）に基づく値を示す。

出典：「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

③ ダイオキシン類

調査区域内の海域における、ダイオキシン類に係る令和3年度の測定結果は、表4.1-22に示すとおりです。海域におけるダイオキシン類に係る令和3年度の調査は3地点で行われており、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

実施区域では、ダイオキシン類に関する海域の水質調査は行われていません。

表4.1-22 海域における水質の測定結果及び環境基準達成状況（ダイオキシン類）（北九州市）

〔単位：pg-TEQ/L〕

番号	水域名 地点名	ダイオキシン類	環境基準	環境基準達成状況 (達成○/非達成×)
9	洞海湾水域（洞海湾口部）D2	0.081	1.0 以下	○
11	洞海湾水域（響灘）H1	0.036		○
12	洞海湾水域（響灘）H5	0.037		○

注1) 表中の番号は図4.1-7に対応。

注2) 環境基準：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：令和4年11月25日環境省告示第89号）に基づく値を示す。

出典：「令和4年度版 北九州市の環境 資料編」（令和4年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

3) 水底の底質

調査区域では、河川の底質に係る公表資料はありません。

調査区域では、海域の底質調査が行われています。調査区域内の海域における、水底の底質に係る令和3年度の測定結果は表4.1-23に、調査地点位置は図4.1-7に示すとおりです。海域における水底の底質に係る令和3年度の調査は3地点で行われており、全ての調査地点で底質の暫定除去基準を達成しています。

実施区域では、海域の底質調査は行われていません。

表4.1-23 水底の底質の測定結果及び基準等達成状況（一般項目等）（北九州市）

番号	9	15	16	底質の 暫定除去基準値	
調査地点	洞海湾水域 (洞海湾口部)	洞海湾水域 (新日鉄戸畠泊地)	洞海湾水域 (堺川泊地)		
項目	D2	K7	K8		
乾燥減量	%	55.4	53.5	49.1	—
強熱減量	%	10.9	10.5	9.4	—
総水銀	mg/kg	0.52	0.32	0.47	25ppm*以上 (海域は算出なし)
カドミウム	mg/kg	1.0	0.7	1.0	—
鉛	mg/kg	63	47	53	—
六価クロム	mg/kg	ND	ND	ND	—
ひ素	mg/kg	13	12	13	—
シアン	mg/kg	ND	ND	ND	—
PCB	mg/kg	ND	ND	ND	10ppm 以上
全窒素	mg/kg	1,500	1,400	1,300	—
全りん	mg/kg	520	470	460	—
COD	mg/kg	13,000	11,000	10,000	—
トリプチルスズ化合物	mg/kg	0.038	0.039	0.031	—
トリフェニルスズ化合物	mg/kg	0.003	ND	0.003	—

※) 海域における水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、次式により算出した値（C）以上とする。

$$C=0.18 \times \angle H / J \times 1/S$$

∠H: 平均潮差 (m)、J: 溶出率、S: 安全率

注1) ND: 定量下限値未満

注2) 底質の暫定除去基準値:「底質の暫定除去基準値について」（昭和50年10月28日環水管第119号、最終改正:平成24年8月8日環水大水発第120725002号）に基づく値を示す。

注3) 底質の暫定除去基準値は底質の乾燥重量当たりの濃度を示す。

注4) 底質の暫定除去基準値の欄の「-」は、基準値が定められていないことを示す。

出典:「令和4年度版 北九州市の環境 資料編」（令和4年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

また、水底の底質におけるダイオキシン類に係る令和3年度の測定結果は、表4.1-24に示すとおりです。水底の底質におけるダイオキシン類に係る令和3年度の調査は1地点で行われており、環境基準を達成しています。

実施区域の海域では、水底の底質におけるダイオキシン類の調査は行われていません。

表4.1-24 水底の底質の測定結果及び基準等達成状況（ダイオキシン類）（北九州市）

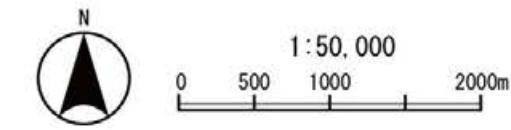
[単位: pg-TEQ/g]

番号	水域名	地点名	ダイオキシン類	環境基準	環境基準達成状況 (達成○/非達成×
9	洞海湾水域（洞海湾口部）	D2	13	150以下	○

注1) 表中の番号は図4.1-7に対応。

注2) 環境基準:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：令和4年11月25日環境省告示第89号）に基づく値を示す。

出典:「令和4年度版 北九州市の環境 資料編」（令和4年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）



記号	名 称
○	都市計画対象道路事業実施区域
-----	行政界

凡例

● 水質調査地点（河川）

- 1: 新港橋
- 2: 境橋
- 3: 勝山橋
- 4: 旦過橋
- 5: 紫川取水堰
- 6: 村中川橋
- 7: 大里橋
- 8: 汐入橋

● 水質調査地点（海域）

- 9 : D2
- 10 : D3
- 11 : H1
- 12 : H5
- 13 : K1
- 14 : K4
- 15 : K7
- 16 : K8
- 17 : SD-8
- 18 : SD-10
- 19 : SD-11
- 20 : SD-13
- 21 : SD-14
- 22 : SD-15
- 23 : SD-18
- 24 : SD-19

■ 水底の底質調査地点（海域）

- 9 : D2
- 15 : K7
- 16 : K8

出典：令和3年度公共用水域水質測定結果（1）（海域）
 （令和5年3月、福岡県ホームページ）
 令和3年度公共用水域水質測定結果（3）（北九州市内河川）
 （令和5年3月、福岡県ホームページ）
 令和4年版 山口県環境白書 参考資料集
 （令和4年10月、山口県環境生活部環境政策課）

図 4.1-7 水質及び水底の底質調査地点位置図

4) その他

(1) 地下水

調査区域では、環境基準が定められている健康項目等を対象に、地下水の概況調査が実施されています。地下水に係る令和3年度の概況調査結果は、表4.1-25に示すとおりです。

地下水に係る令和3年度の概況調査は7地点で行われており、健康項目については全ての調査地点で環境基準を達成していますが、要監視項目については測定されている3地点のうち1地点でPFOS及びPFOAが指針値を超過しています。

表4.1-25(1) 地下水質調査の概要：概況調査（北九州市/健康項目）

区名	門司区	小倉北区	戸畠区	環境基準
地区名	東新町	高峰町	北鳥旗町	
井戸深度(m)	不明	不明	不明	
用途	生活用水	生活用水	生活用水	
水温(℃)	19	21.6	21.7	-
pH	7	6.9	7.3	-
電気伝導率(mS/m)	32	68	27	-
カドミウム(mg/L)	ND	ND	ND	0.003
全シアン(mg/L)	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛(mg/L)	ND	ND	ND	0.01
六価クロム(mg/L)	ND	ND	ND	0.05
砒素(mg/L)	0.002	ND	0.004	0.01
総水銀(mg/L)	ND	ND	ND	0.0005
PCB(mg/L)	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン(mg/L)	ND	ND	ND	0.02
四塩化炭素(mg/L)	ND	ND	ND	0.002
クロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	0.002
1,2-ジクロロエタン(mg/L)	ND	ND	ND	0.004
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	0.1
1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	0.04
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	ND	ND	ND	1
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	ND	ND	ND	0.006
トリクロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	0.01
テトラクロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	0.01
1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	ND	ND	ND	0.002
チウラム(mg/L)	ND	ND	ND	0.006
シマジン(mg/L)	ND	ND	ND	0.003
チオベンカルブ(mg/L)	ND	ND	ND	0.02
ベンゼン(mg/L)	ND	ND	ND	0.01
セレン(mg/L)	ND	ND	0.002	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	3.4	1.7	6.4	10
ふっ素(mg/L)	ND	ND	0.32	0.8
ほう素(mg/L)	ND	0.4	ND	1
1,4-ジオキサン(mg/L)	ND	ND	ND	0.05

注1) ND: 定量下限値未満

注2) 環境基準:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正:令和3年10月7日環境省告示第63号)に基づく値を示す。

出典:「令和4年度版 北九州市の環境 資料編」(令和4年9月、北九州市環境局総務政策部総務課)

表 4.1-25(2) 地下水質調査の概要：概況調査（北九州市/要監視項目）

区名	門司区	小倉北区	戸畠区	指針値
地区名	東新町	高峰町	北鳥旗町	
井戸深度 (m)	不明	不明	不明	
用途	生活用水	生活用水	生活用水	
クロロホルム(mg/L)	ND	ND	ND	0.06
1, 2-ジクロロプロパン(mg/L)	ND	ND	ND	0.06
p-ジクロロベンゼン(mg/L)	ND	ND	ND	0.2
イソキサチオノン(mg/L)	ND	ND	ND	0.008
ダイアジノン(mg/L)	ND	ND	ND	0.005
フェニトロチオノン (MEP) (mg/L)	ND	ND	ND	0.003
イソプロチオラン(mg/L)	ND	ND	ND	0.04
オキシン銅 (有機銅) (mg/L)	ND	ND	ND	0.04
クロロタロニル (TPN) (mg/L)	ND	ND	ND	0.05
プロピザミド(mg/L)	ND	ND	ND	0.008
E P N (mg/L)	ND	ND	ND	0.006
ジクロルボス (DDVP) (mg/L)	ND	ND	ND	0.008
フェノブカルブ (BPMC) (mg/L)	ND	ND	ND	0.03
イプロベンホス (IBP) (mg/L)	ND	ND	ND	0.008
クロルニトロフェン (CNP) (mg/L)	ND	ND	ND	-
トルエン(mg/L)	ND	ND	ND	0.6
キシレン(mg/L)	ND	ND	ND	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル(mg/L)	ND	ND	ND	0.06
ニッケル(mg/L)	ND	ND	ND	-
モリブデン(mg/L)	ND	ND	ND	0.07
アンチモン(mg/L)	ND	ND	ND	0.02
エピクロロヒドリン(mg/L)	ND	ND	ND	0.0004
全マンガン(mg/L)	ND	1.9	ND	0.2
ウラン(mg/L)	0.0002	ND	ND	0.002
PFOS 及び PFOA(mg/L)	0.000008	0.000023	0.00012	0.00005 (暫定)

注 1) ND : 定量下限値未満

注 2) 指針値：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和 2 年 5 月 28 日環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号）別表 1 に基づく値を示す。

注 3) PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）は、PFOS 及び PFOA の合計値

注 4) 網掛けは指針値を超過している値を示す。

出典：「令和 4 年度版 北九州市の環境 資料編」（令和 4 年 9 月、北九州市環境局総務政策部総務課）

表 4.1-25(3) 地下水質調査の概要：概況調査（下関市/健康項目）

地区名	筋ヶ浜町	武久町	汐入町	山の口町	環境基準
カドミウム(mg/L)	－	<0.0003	<0.0003	－	0.003
全シアン(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
六価クロム(mg/L)	<0.04	<0.04	<0.04	－	0.05
砒素(mg/L)	－	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
総水銀(mg/L)	－	<0.0005	<0.0005	－	0.0005
アルキル水銀(mg/L)	－	<0.0005	<0.0005	－	検出されないこと
PCB(mg/L)	－	<0.0005	<0.0005	－	検出されないこと
ジクロロメタン(mg/L)	－	<0.001	<0.001	－	0.02
四塩化炭素(mg/L)	－	<0.0002	<0.0002	－	0.002
1, 2-ジクロロエタン(mg/L)	－	<0.0004	<0.0004	－	0.004
1, 1-ジクロロエチレン(mg/L)	－	<0.001	<0.001	－	0.1
1, 2-ジクロロエチレン(mg/L)	－	<0.0004	<0.0004	－	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン(mg/L)	－	<0.001	<0.001	－	1
1, 1, 2-トリクロロエタン(mg/L)	－	<0.0006	<0.0006	－	0.006
トリクロロエチレン(mg/L)	－	<0.001	<0.001	－	0.01
テトラクロロエチレン(mg/L)	－	<0.001	<0.001	－	0.01
1, 3-ジクロロプロパン(mg/L)	－	<0.0002	<0.0002	－	0.002
チウラム(mg/L)	－	<0.0006	<0.0006	－	0.006
シマジン(mg/L)	－	<0.0003	<0.0003	－	0.003
チオベンカルブ(mg/L)	－	<0.001	<0.001	－	0.02
ベンゼン(mg/L)	－	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
セレン(mg/L)	－	<0.002	<0.002	－	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	－	0.02	0.33	－	10
ふつ素(mg/L)	－	<0.1	<0.1	<0.1	0.8
ほう素(mg/L)	－	<0.1	<0.1	－	1
クロロエチレン(mg/L)	－	<0.0002	<0.0002	－	0.002
1, 4-ジオキサン(mg/L)	－	<0.005	<0.005	－	0.05

注 1) < : 報告下限値未満

注 2) － : 調査されていない項目

注 3) 環境基準：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 63 号）に基づく値を示す。

出典：「令和 4 年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和 4 年 10 月、山口県環境生活部環境政策課）

また、調査区域では、過去に汚染が発見された井戸の周辺地区などの継続的な監視を行うための継続監視調査が実施されています。地下水に係る令和3年度の継続監視調査結果は、表4.1-26に示すとおりです。

表4.1-26(1) 地下水質調査の概要：継続監視調査（北九州市）

区名	門司区			小倉北区		環境基準
地区名	黄金町	原町別院	原町別院	神幸町	魚町	
井戸深度(m)	30	4	1	8	不明	
用途	工業用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	
水温(℃)	18.1	20.5	20.5	20.1	19.7	
pH	6.6	6.6	8.0	6.9	7.3	—
電気伝導率(mS/m)	37	42	35	40	520	—
砒素(mg/L)	—	—	—	—	0.017	0.01
四塩化炭素(mg/L)	ND	ND	0.0087	—	—	0.002
クロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	—	—	0.002
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	—	—	0.1
1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	0.005	ND	ND	—	—	0.04
トリクロロエチレン(mg/L)	ND	ND	ND	—	—	0.01
テトラクロロエチレン(mg/L)	0.018	0.56	ND	—	—	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	—	—	—	18	—	10

注1) ND：定量下限値未満

注2) —：調査されていない項目

注3) 環境基準：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正：令和3年10月7日環境省告示第63号）に基づく値を示す。

注4) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「令和4年度版 北九州市の環境 資料編」（令和4年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

表4.1-26(2) 地下水質調査の概要：継続監視調査（北九州市）

区名	八幡東区			環境基準
地区名	枝光	竹下町		
井戸深度(m)	6	不明		
用途	生活用水	生活用水		
水温(℃)	17.2	19.4	—	
pH	6.5	6.7	—	
電気伝導率(mS/m)	41	15	—	
砒素(mg/L)	—	—	0.01	
四塩化炭素(mg/L)	—	ND	0.002	
クロロエチレン(mg/L)	—	ND	0.002	
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	—	ND	0.1	
1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	—	ND	0.04	
トリクロロエチレン(mg/L)	—	ND	0.01	
テトラクロロエチレン(mg/L)	—	ND	0.01	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	11	—	10	

注1) ND：定量下限値未満

注2) —：調査されていない項目

注3) 環境基準：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正：令和3年10月7日環境省告示第63号）に基づく値を示す。

注4) 網掛けは環境基準を超過している値を示す。

出典：「令和4年度版 北九州市の環境 資料編」（令和4年9月、北九州市環境局総務政策部総務課）

また、調査区域では、地下水におけるダイオキシン類の調査が行われています。地下水におけるダイオキシン類に係る令和3年度の測定結果は、表4.1-27に示すとおりです。地下水におけるダイオキシン類に係る令和3年度の調査は1地点で行われており、環境基準を達成しています。

表4.1-27 地下水の測定結果及び環境基準達成状況（ダイオキシン類）（下関市）

[単位：pg-TEQ/L]

地区名	ダイオキシン類	環境基準	環境基準達成状況 (達成○/非達成×)
汐入町	0.028	1.0以下	○

注) 環境基準：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正：令和4年11月25日環境省告示第89号）に基づく値を示す。

出典：「令和4年版 山口県環境白書 参考資料集」（令和4年10月、山口県環境生活部環境政策課）

4.1.3 土壌及び地盤の状況

1) 土壌

調査区域における土壌図は、図 4.1-8 に示すとおりです。

調査区域には、北九州市の東側には山地及び丘陵の土壌（乾性褐色森林土壌（赤褐色系）、乾性褐色森林土壌（黄褐色系）、褐色森林土壌（黄褐色系））が分布し、下関市の南側には山地及び丘陵の土壌（乾性褐色森林土壌（黄褐色系）、褐色森林土壌（黄褐色系））が分布していますが、その他の多くの部分は人工改変地、市街地の未区分地です。

実施区域には、下関市側に山地及び丘陵の土壌（乾性褐色森林土壌（黄褐色系）、褐色森林土壌（黄褐色系））が分布していますが、その他の多くの部分は人工改変地、市街地の未区分地です。

調査区域には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）により指定された形質変更時要届出区域が 33 箇所あります。指定区域は表 4.1-28 に、位置は図 4.1-9 に示すとおりです。

実施区域には、形質変更時要届出区域が 1 箇所あります。

なお、調査区域には、「土壌汚染対策法」により指定された要措置区域、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）により指定された区域（廃棄物が地下にある土地の区域）、「底質の処理・処分等に関する指針」（平成 14 年 8 月 30 日環水管第 211 号環境省環境管理局水環境部長通知）に基づき処理された PCB 盛立地及び「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

表 4.1-28 (1) 土壤汚染対策法に基づく指定区域（北九州市）

区分	番号	名称	指定年月日	面積
形質 変更時 要届出 区域	1	八幡東区大字前田 2142 番 1 の一部、2142 番 36 の一部、2142 番 35 の一部、1578 番 3 の一部、1520 番 3、1520 番 15 の一部、1320 番 20、1320 番 19、1320 番 11、1320 番 3、1285 番 22、1285 番 4 の一部、大字尾倉 1955 番 7 の一部	平成 22 年 10 月 18 日	148, 936. 07m ²
	2	小倉北区西港町 9 番 3、9 番 13、9 番 14、9 番 15、9 番 16	平成 22 年 10 月 18 日	48, 815m ²
	3	戸畠区大字中原 46 番 93 の一部	平成 23 年 1 月 31 日	3, 723m ²
	4	戸畠区大字中原 46 番 93 の一部	平成 23 年 7 月 29 日	12, 980m ²
	5	門司区片上海岸 95 番 15 の一部	平成 25 年 9 月 2 日	1, 126. 32m ²
	6	小倉北区浅野三丁目 2 番 13	平成 26 年 2 月 18 日	19, 900m ²
	7	戸畠区大字中原 46 番 129 の一部、46 番 135 の一部、46 番 145 の一部、46 番 146 の一部、46 番 148 の一部、46 番 185、46 番 187 の一部、46 番 188、46 番 190、46 番 193 の一部、46 番 196、46 番 198	平成 26 年 4 月 10 日	8, 500m ²
	8	小倉北区豊町二丁目 2172 番 5、2173 番 1、2174 番 1、2174 番 5、2174 番 8、2174 番 9、2174 番 10、2174 番 11、2174 番 12、2174 番 13、2174 番 15、2186 番 1、2186 番 2、2189 番 3、2189 番 6、2189 番 7、2189 番 12、2189 番 45、2189 番 46、又 2173 番 4、又 2173 番 10、又 2173 番 11、又 2173 番 20	平成 26 年 4 月 23 日	17, 087m ²
	9	戸畠区福柳木一丁目 3 番 18 の一部、3 番 20 の一部	平成 26 年 8 月 29 日	1, 566. 44m ²
	10	小倉北区西港町 30 番 13 の一部、30 番 15 の一部	平成 27 年 1 月 8 日	698. 41m ²
	11	小倉北区愛宕一丁目 2228 番 1、2230 番 2、2231 番の一部、2232 番の一部、2233 番の一部、2236 番 1 の一部、2248 番の一部、2249 番の一部、2250 番 1 の一部、2251 番 1 の一部	平成 27 年 5 月 15 日	2, 270. 1m ²
	12	小倉北区東港二丁目 4 番 14 の一部	平成 28 年 1 月 6 日	613. 76m ²
	13	小倉北区高見台 2803 番 2、2838 番 2 及び 2840 番 8 並びに中井口 2 番 1 の各一部	平成 28 年 9 月 5 日	603. 1m ²
	14	小倉北区西港町 15 番 67 の一部	平成 28 年 9 月 14 日	7, 735m ²
	15	若松区響町一丁目 62 番 1 の一部	平成 28 年 10 月 6 日	948m ²
	16	小倉北区末広二丁目 12 番 1 の一部	平成 28 年 12 月 15 日	1, 349m ²
	17	若松区響町一丁目 16 番 3 の一部	令和元年 10 月 4 日	4, 700m ²
	18	小倉北区西港町 97 番 3 の一部	令和元年 11 月 28 日	1, 407m ²
	19	戸畠区大字中原 46 番 93 の一部	令和元年 12 月 5 日	2, 377m ²
	20	戸畠区大字中原 46 番 1 及び 46 番 197 の各一部	令和 2 年 1 月 29 日	7, 475. 52m ²

出典：「要措置区域、形質変更時要届出区域の指定状況」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

表 4.1-28(2) 土壤汚染対策法に基づく指定区域（北九州市）

区分	番号	名称	指定年月日	面積
形質 変更時 要届出 区域	21	戸畠区大字中原 46 番 49、46 番 51、46 番 81、46 番 121、46 番 130、46 番 189	令和 2 年 7 月 15 日	16,381.66m ²
	22	戸畠区大字戸畠 464 番 10、464 番 11 の各一部	令和 2 年 8 月 27 日	1,748m ²
	23	小倉北区西港町 96 番 2 の一部	令和 3 年 3 月 19 日	17,673.4m ²
	24	戸畠区大字中原 46 番 93 の一部	令和 4 年 8 月 31 日	20,006.3m ²
	25	若松区響町一丁目 105 番 2 及び 105 番 10 の各一部	令和 4 年 11 月 9 日	39,300m ²
	26	戸畠区大字中原 46 番 94 の一部	令和 4 年 12 月 19 日	3,990m ²
	27	小倉北区高見台 2752 番 1、2752 番 10、2763 番 1、2803 番 1、2803 番 4、2803 番 9、2804 番 1、2804 番 3、2805 番 1、2806 番 1、2807 番 1、2808 番 1、2808 番 3、2809 番 4、2811 番 1、2812 番 3、2813 番、2836 番 7、2837 番 1 及び 2840 番 3 並びに 2801 番 1 及び 2801 番 8 の各一部	令和 5 年 2 月 20 日	40,697.54m ²

出典：「要措置区域、形質変更時要届出区域の指定状況」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

表 4.1-28(3) 土壤汚染対策法に基づく指定区域（下関市）

区分	番号	名称	指定年月日	面積
形質 変更時 要届出 区域	28	下関市彦島弟子侍町三丁目 1440 番 1 の一部	平成 24 年 1 月 31 日	1,204.9m ²
	29	下関市竹崎町四丁目 1 番 68 の一部	平成 25 年 1 月 16 日	2,424.5m ²
	30	下関市筋ヶ浜町 782 番 5 の一部	平成 25 年 7 月 24 日	299.5m ²
	31	下関市後田町一丁目 186 番 1 号	平成 27 年 1 月 21 日 令和元年 11 月 22 日 一部解除 令和元年 12 月 9 日一部解除 令和元年 12 月 23 日一部解除	292.48m ²
	32	下関市彦島弟子侍町二丁目 1371 番 2 の一部 及び 1418 番 1 の一部	平成 29 年 8 月 15 日	305.3m ²
	33	下関市彦島迫町七丁目 2900 番 59、2900 番 60 及び 2900 番 61	令和 2 年 3 月 10 日	8,497m ²

出典：「土壤汚染対策法に基づく指定区域について」（令和 5 年 3 月、下関市ホームページ）

また、調査区域では、土壤におけるダイオキシン類の調査が行われています。土壤におけるダイオキシン類に係る令和3年度の測定結果は、表4.1-29に示すとおりです。土壤におけるダイオキシン類に係る令和3年度の調査は5地点で行われており、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

表4.1-29(1) 土壤の測定結果及び環境基準達成状況(ダイオキシン類)(北九州市)

[単位: pg-TEQ/g-dry]

調査地点	ダイオキシン類	環境基準	環境基準達成状況(達成○/非達成×)
小倉北区赤坂四丁目	0.41	1,000 以下	○
八幡東区諏訪二丁目	0.57		○
戸畠区新池二丁目	1.0		○

注) 環境基準:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正:令和4年11月25日環境省告示第89号)に基づく値を示す。

出典:「令和4年度版 北九州市の環境 資料編」(令和4年9月、北九州市環境局総務政策部総務課)

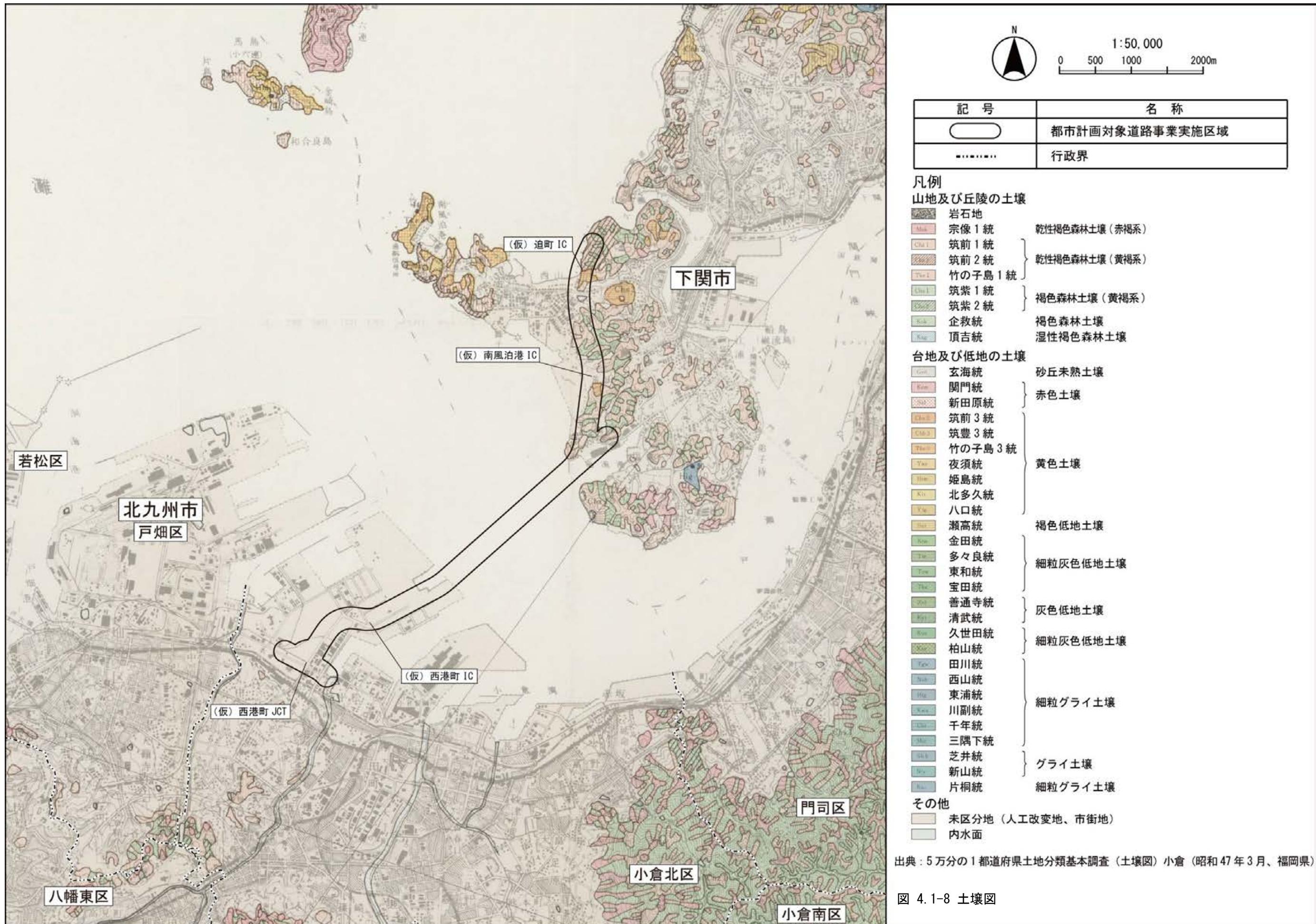
表4.1-29(2) 土壤の測定結果及び環境基準達成状況(ダイオキシン類)(下関市)

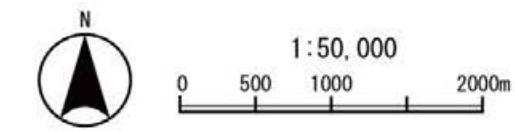
[単位: pg-TEQ/g]

調査地点	ダイオキシン類	環境基準	環境基準達成状況(達成○/非達成×)
下関市彦島迫町	0.50	1,000 以下	○
下関市彦島弟子侍町	0.31		○

注) 環境基準:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号、最終改正:令和4年11月25日環境省告示第89号)に基づく値を示す。

出典:「令和4年版 山口県環境白書 参考資料集」(令和4年10月、山口県環境生活部環境政策課)





記号	名 称
○	都市計画対象道路事業実施区域
·····	行政界

凡例

■ 土壤汚染対策法に基づく指定区域

図 4.1-9 土壤汚染対策法に基づく指定区域位置図

2) 地盤

調査区域では、「令和 3 年度全国の地盤沈下地域の概況」（令和 5 年 3 月、環境省水・大気環境局）によると、これまでに地盤沈下が観測された地域はありません。また、北九州市及び下関市では、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）による地下水の制限地域はありません。

4.1.4 地形及び地質の状況

1) 地形

調査区域における地形分類図は、図 4.1-10 に示すとおりです。

調査区域には、北九州市の東側には主に山地および山麓（中起伏山地、小起伏山地）が分布し、北九州市の西側には主に台地（砂礫台地（段丘））、低地（三角州）が分布しています。下関市には主に丘陵地、低地（谷底平野）が分布しています。また、両市とも臨海部は主に人工改変地もしくは干拓及び埋立地が分布しています。

実施区域には、北九州市側は主に干拓及び埋立地、下関市側は主に丘陵地が分布しています。

2) 地質

調査区域における表層地質図は、図 4.1-11 に示すとおりです。

調査区域には、北九州市の東側の山地および山麓は主に固結堆積物（粘板岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰質粘板岩・輝緑凝灰岩（古生層））が分布しています。下関市の丘陵地は固結堆積物（火山質礫岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰岩・安山岩質溶岩（下関亜層群））が分布しています。また、両市とも低地及び臨海部は主に未固結堆積物（砂・礫・粘土（沖積層及び埋土））が分布しています。

実施区域には、北九州市側は主に未固結堆積物（砂・礫・粘土（沖積層及び埋土））、下関市側は主に固結堆積物（火山質礫岩・凝灰質砂岩・頁岩・凝灰岩・安山岩質溶岩（下関亜層群））が分布しています。

3) 活断層

調査区域における活断層の状況は、図 4.1-12 に示すとおりです。

調査区域には、小倉東断層があります。また、この小倉東断層の北方延長は、「5 万分の 1 地質図幅 小倉」（平成 10 年 3 月、通商産業省工学技術院技術院地質調査所）では六連島まで発達、政府の地震調査研究推進本部の「小倉東断層の長期評価」（平成 25 年 2 月、地震調査研究推進本部地震調査委員会）では下関市武久町まで連続する可能性があると評価されています。

4) 重要な地形及び地質

重要な地形及び地質の選定にあたっては、表 4.1-30 に示す法律及び文献を使用しました。

調査区域における重要な地形及び地質は表 4.1-31 に、位置は図 4.1-13 に示すとおりです。

調査区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づき、国または市により指定された夜宮の大珪化木等の天然記念物、「すぐれた自然の調査（第 1 回自然環境保全基礎調査）すぐれた自然図」（昭和 51 年、環境庁）に記載された鐘状火山等の重要な地形、化石産地等の重要な地質が分布しています。

実施区域には、重要な地形及び地質の分布はありません。

表 4.1-30 重要な地形及び地質の選定基準とカテゴリー概要

選定基準		カテゴリー
I	「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）	特別：国指定特別天然記念物 国：国指定天然記念物 県：県指定天然記念物 市：市指定天然記念物
II	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）	登録自然遺産
III	「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）	自然環境保全地域
IV	「福岡県環境保全に関する条例」（昭和 47 年 10 月 18 日福岡県条例第 28 号、最終改正：平成 23 年 2 月 28 日福岡県条例第 12 号）	自然環境保全地域
V	「すぐれた自然の調査（第 1 回自然環境保全基礎調査）すぐれた自然図」（昭和 51 年、環境庁）	すぐれたまたは特異な地形・地質・自然現象
VI	「日本の地形レッドデータブック 第 1 集－危機にある地形－」（平成 12 年 12 月、小泉武栄、青木賢人）及び「日本の地形レッドデータブック 第 2 集－保存すべき地形－」（平成 14 年 3 月、小泉武栄、青木賢人）	①：日本の自然を代表する典型的かつ希少、貴重な地形 ②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形 ③：多数存在するが、なかでも最も典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形 ④：動物や植物の生育地として重要な地形

表 4.1-31 調査区域の重要な地形及び地質

番号	名称	分類区分	選定基準					
			I	II	III	IV	V	VI
1	夜宮の大珪化木	地質鉱物	国				○	
2	化石産地	地形・地質・自然現象	市*				○	
3	鐘状火山	地形・地質・自然現象					○	
4	六連島の雲母玄武岩	地質鉱物	国					

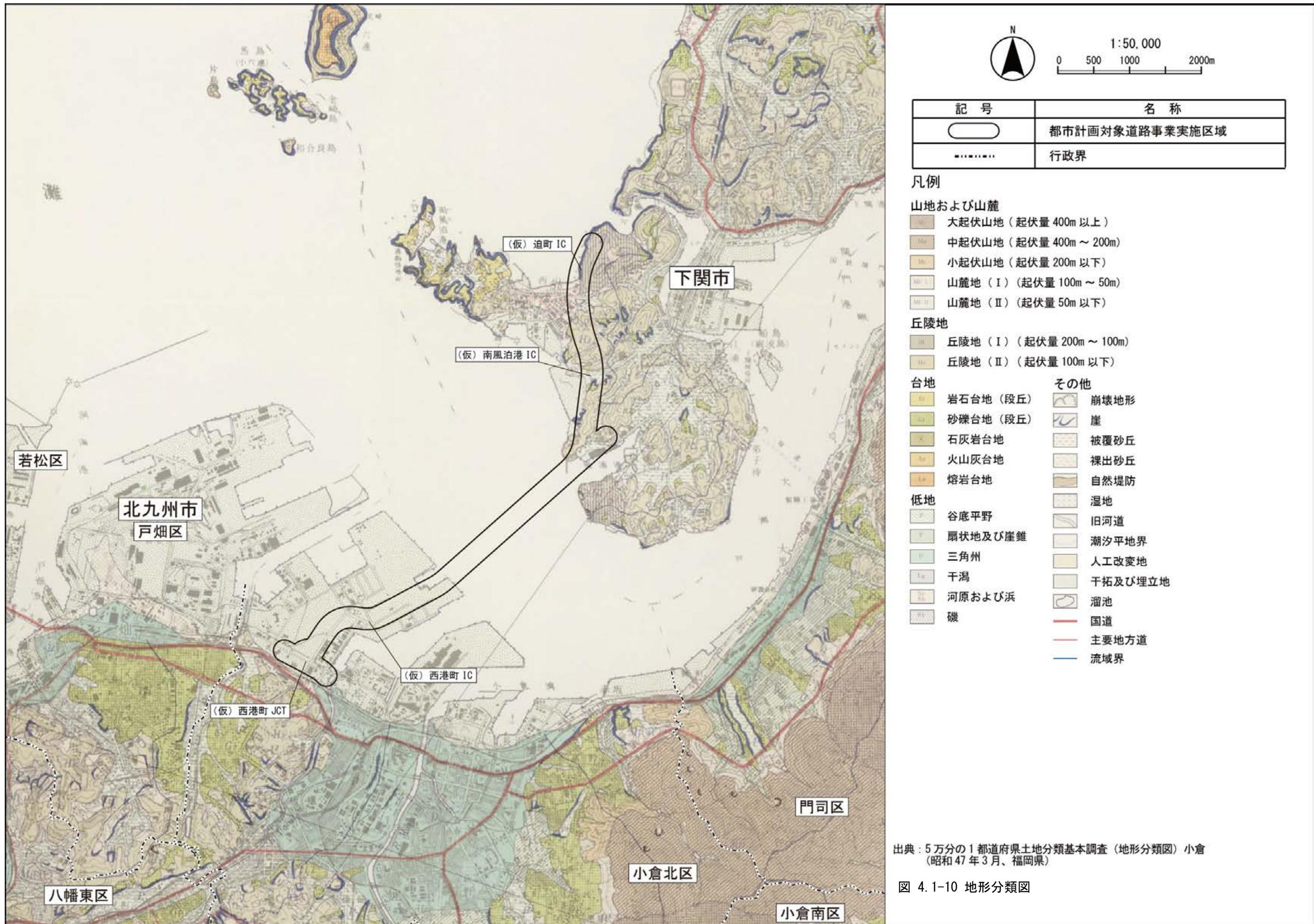
※) 化石産地の一部地域が「彦島西山の化石層」として下関市の天然記念物に指定されている。

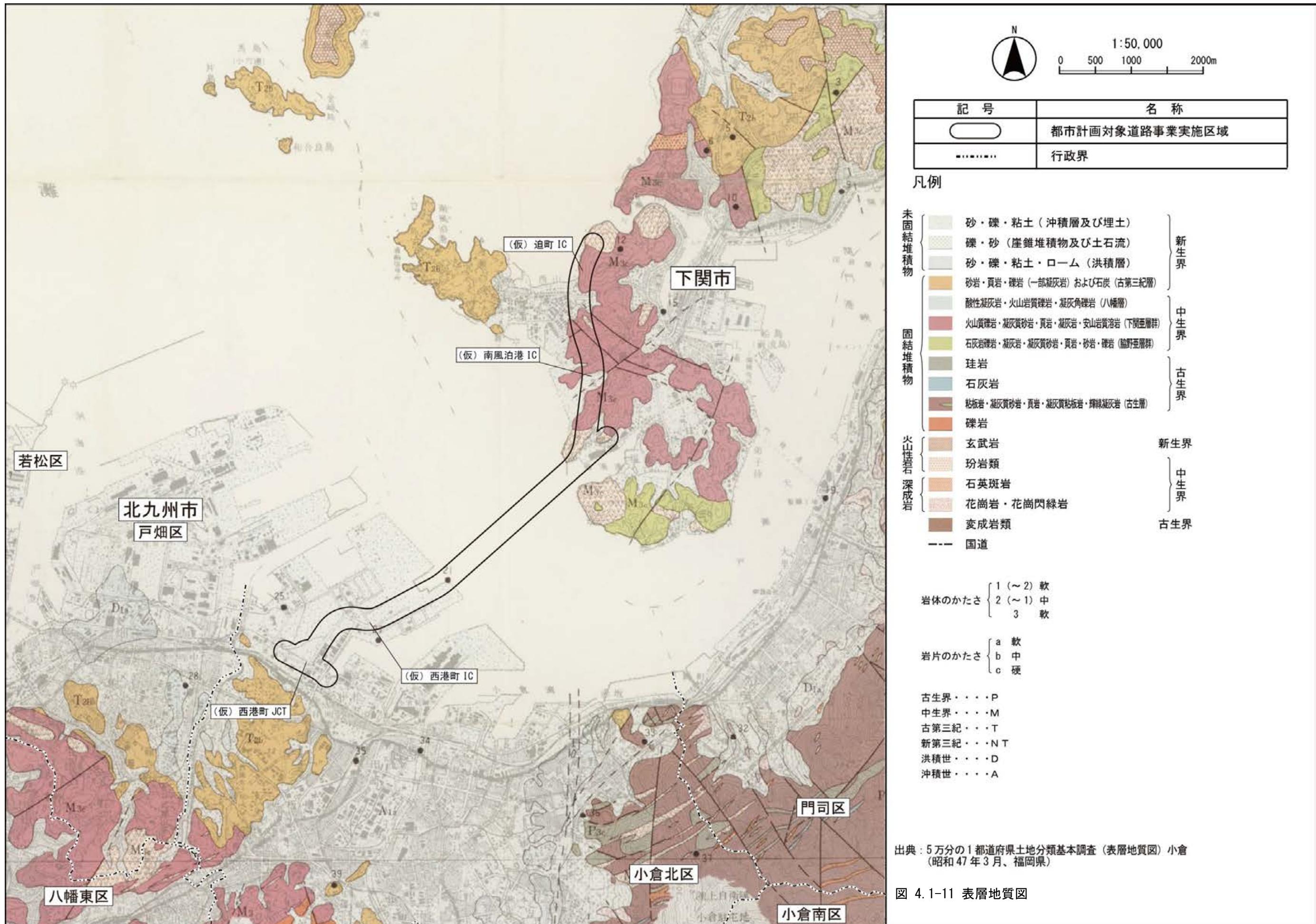
注) 表中の選定基準については表 4.1-30 を参照。

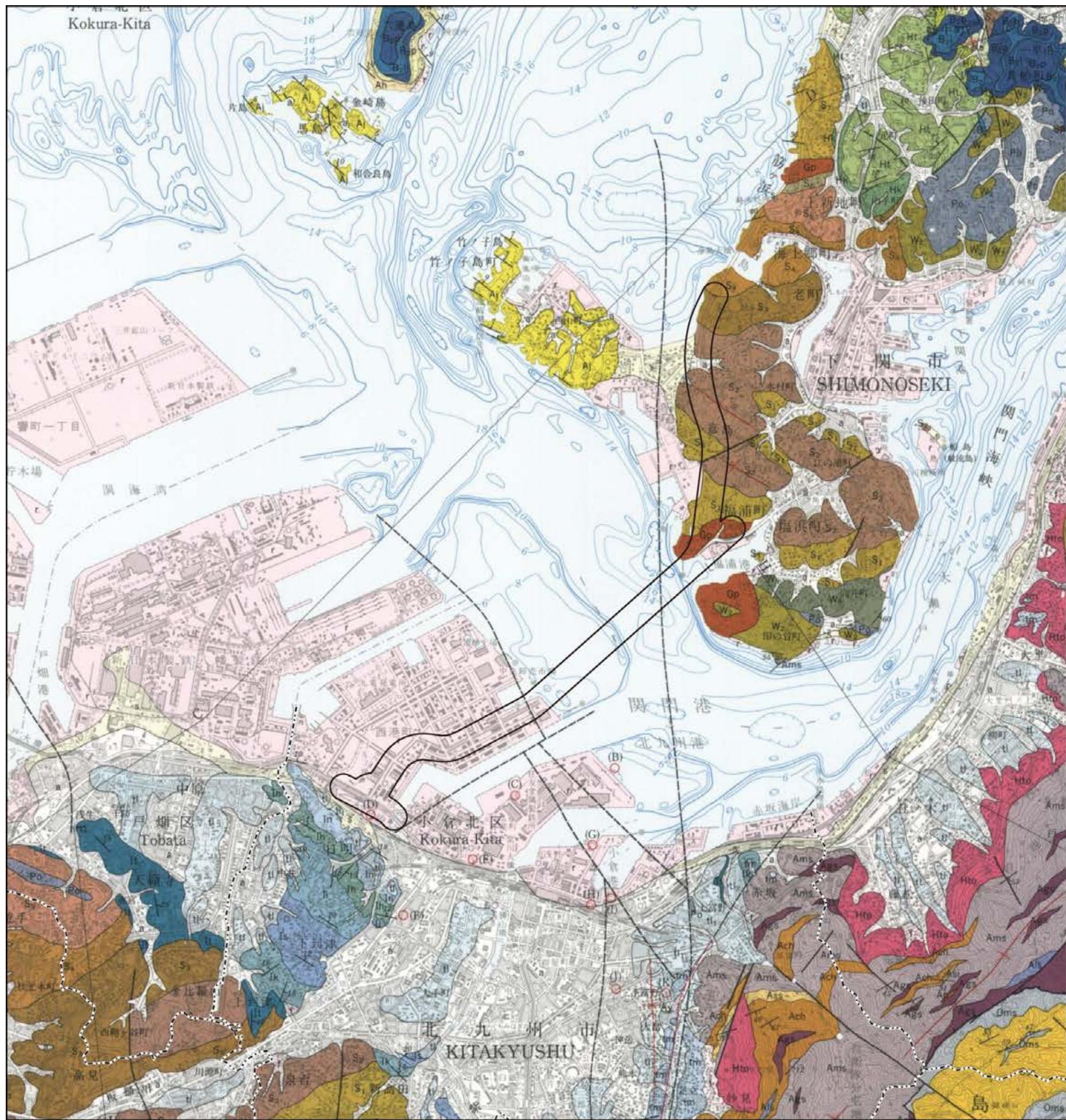
出典：「すぐれた自然の調査（第 1 回自然環境保全基礎調査）すぐれた自然図」（昭和 51 年、環境庁）

「指定文化財」（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）

「令和 4 年度教育要覧」（令和 4 年 10 月、下関市教育委員会）







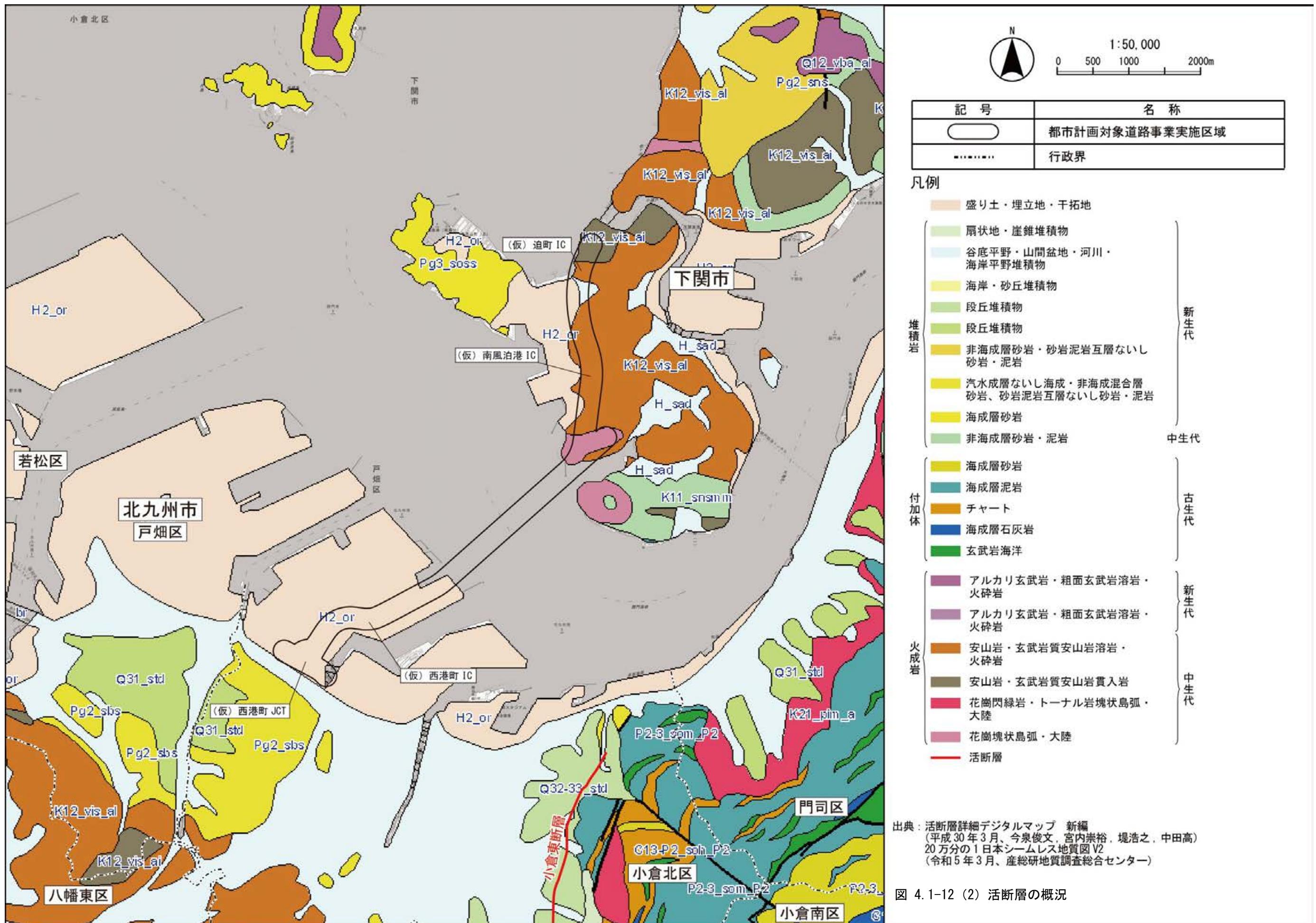
記号	名称
□	都市計画対象道路事業実施区域
·····	行政界

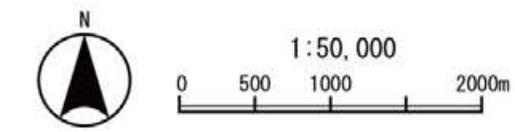
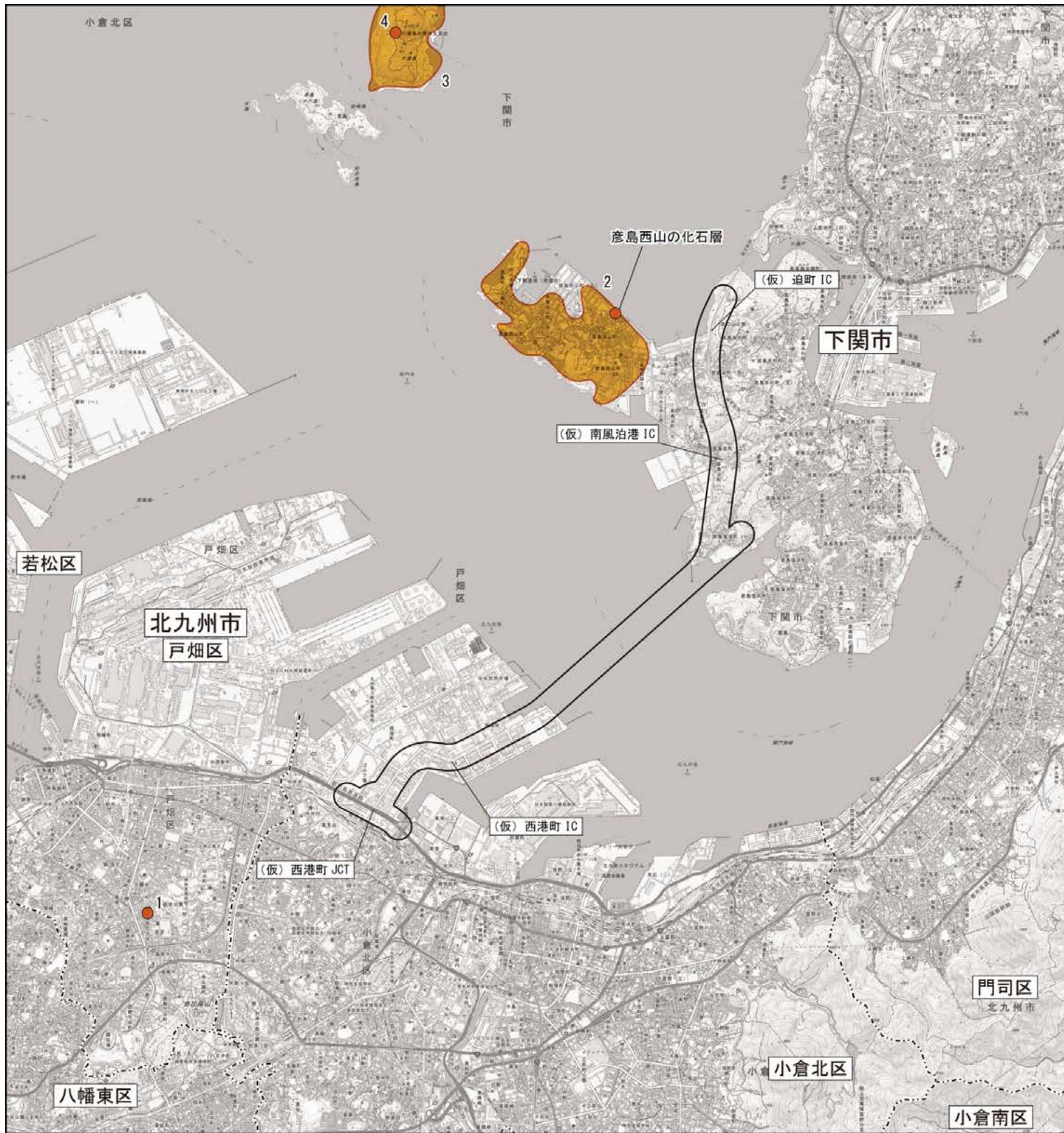
凡例

層理面の走行及び傾斜 (上位方向不明の場合も含む)	埋立地及び干拓地
逆転層の走行及び傾斜	冲積層
層理面の傾斜 (断面図のみ)	谷底平野、後背湿地、自然堤防、内湾堆積物
活断層 (破線は伏在)	扇状地堆積物
高角断層 (破線は伏在)	r 砂
ユニット境界をなす スラスト	s 砂、砂、シルト、粘土及び褐鐵
スラスト	a 砂及び砂
向斜あるいは シンフォーム (破線は伏在)	ts 砂及びシルト
温泉	tm 単斜輝石かんらん石玄武岩、かんらん石玄武岩及び角閃石单斜輝石かんらん石玄武岩
温泉	tm2 单斜輝石かんらん石玄武岩、かんらん石玄武岩及び角閃石单斜輝石かんらん石玄武岩
山	Aw 泥岩砂岩互層及び泥岩 (砂岸を伴う)
温泉	Ah 泥岩砂岩互層及び泥岩 (砂岸を伴う)
山	Aj 砂岩 (砾岩、凝灰岩及び泥岩を伴う)
温泉	Ay 砂岩 (砾岩、凝灰岩及び泥岩を伴う)
山	Hs 砂岩泥岩互層 (石灰の薄層を挟む)
温泉	Hy 錦岩及び砂岩 (泥岩及び凝灰岩を挟む)
山	Ht 硫岩 (砂岩及び泥岩の薄層を挟む)
温泉	Hm 砂岩及び硫岩 (シルト岩を挟む)
山	In 砂岩及び硫岩 (シルト岩を挟む)
温泉	Is 砂岩及び硫岩 (シルト岩を挟む)
山	Ik 砂岩及び硫岩 (シルト岩を挟む)
温泉	Il 砂岩及び硫岩 (シルト岩を挟む)
山	Ip アブライト及び石英斑岩
温泉	Hto 花崗斑岩
山	Hts 細 - 中粒角閃石黒雲母トーナル岩
温泉	Pts 角閃石ひん岩
山	S7 火山帶凝灰岩及び凝灰質砂岩
温泉	S8 輝石安山岩溶岩、凝灰岩及び凝灰角礫岩
山	S9 普通輝石安山岩溶岩、同質の凝灰岩及び角礫岩 (凝灰質砂岩を含む)
温泉	S10 普通輝石安山岩溶岩、凝灰岩及び凝灰角礫岩
山	S11 基性質砂岩及び安山岩凝灰岩 (角閃石安山岩溶岩を含む)
温泉	S12 角閃石安山岩溶岩、安山岩凝灰岩及び凝灰質砂岩
山	S13 凝灰質砂岩、安山岩凝灰岩及び安山岩凝灰角礫岩
温泉	W1 硫岩、砂岩及び頁岩
山	W2 硫岩、砂岩、凝灰質砂岩及び頁岩
温泉	ASS 砂岩 (粉岩泥岩互層を伴う)
山	Adt 錦岩及び酸性基岩
温泉	Als 石灰岩
山	Dss 砂岩及び粉岩泥岩互層 (一部に礫岩を含む)
温泉	Och チャート
山	Ors 泥岩 (泥岩に基岩を含む)
温泉	Ors2 泥岩 (泥岩からなり、石灰岩の角層を伴う)

出典:「5万分の1地質図幅 小倉」(平成10年3月、通商産業省工業技術院地質調査所)

図 4.1-12 (1) 活断層の概況





記号	名 称
○	都市計画対象道路事業実施区域
·····	行政界

凡例

■● 重要な地形及び地質

1: 夜宮の大珪化木

2: 化石产地

3: 鐘状火山

4: 六連島の雲母玄武岩

出典：すぐれた自然の調査（第1回自然環境保全基礎調査）すぐれた自然図
(昭和51年、環境庁)
指定文化財（令和5年3月、北九州市ホームページ）
令和4年度教育要覧（令和4年10月、下関市教育委員会）

図 4.1-13 重要な地形及び地質位置図

4.1.5 動植物種の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 動物の生息状況、重要な種及び注目すべき生息地の状況

調査区域及びその周辺における動物の生息等の確認に用いた既存資料は、表 4.1-2 に示すとおりです。

なお、動物に係る既存資料の収集範囲については、調査区域における動物の生息の状況をより的確に反映させるため、実施区域から概ね片側 3km を含む関係市としました。

(1) 動物相の状況

① 陸生動物

a) 哺乳類の状況

調査区域及びその周辺において生息記録のある哺乳類として 7 目 14 科 31 種が挙げられます。これらの種には、主に山林に生息するムササビ、ニホンアナグマ、イノシシ、ニホンジカ、山地から耕作地等の人里にかけて広く生息するタヌキ、キツネ、水域周辺をよく利用するイタチ等が含まれています。また、洞窟等の特殊な環境を利用するキクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ等も記録されています。

b) 鳥類の状況

調査区域及びその周辺において生息記録のある鳥類として 19 目 58 科 240 種が挙げられます。これらの種には、カモ類、カイツブリ類、サギ類、チドリ類、シギ類、カモメ類、カワセミ等の水辺に生息する種、アオゲラ、ヤマガラ等の山林に生息する種、ヒバリ、カワラヒワ等の草地に生息する種、ハシボソガラス、スズメ等の耕作地から市街地にかけて広く出現する種が多く記録されているとともに、生態系の上位に位置するミサゴ、サシバ、ハヤブサ等の猛禽類も記録されています。

また、調査区域に含まれる関門海峡については春秋の渡りの時期における陸鳥の中継地になっていることが知られており、サシバやハチクマ等の猛禽類のほか、ヒヨドリ等の一般鳥類の渡りの経路となっています。調査区域及びその周辺における渡りの状況は、図 4.1-14～図 4.1-18 に示すとおりです。

c) 両生類・爬虫類の状況

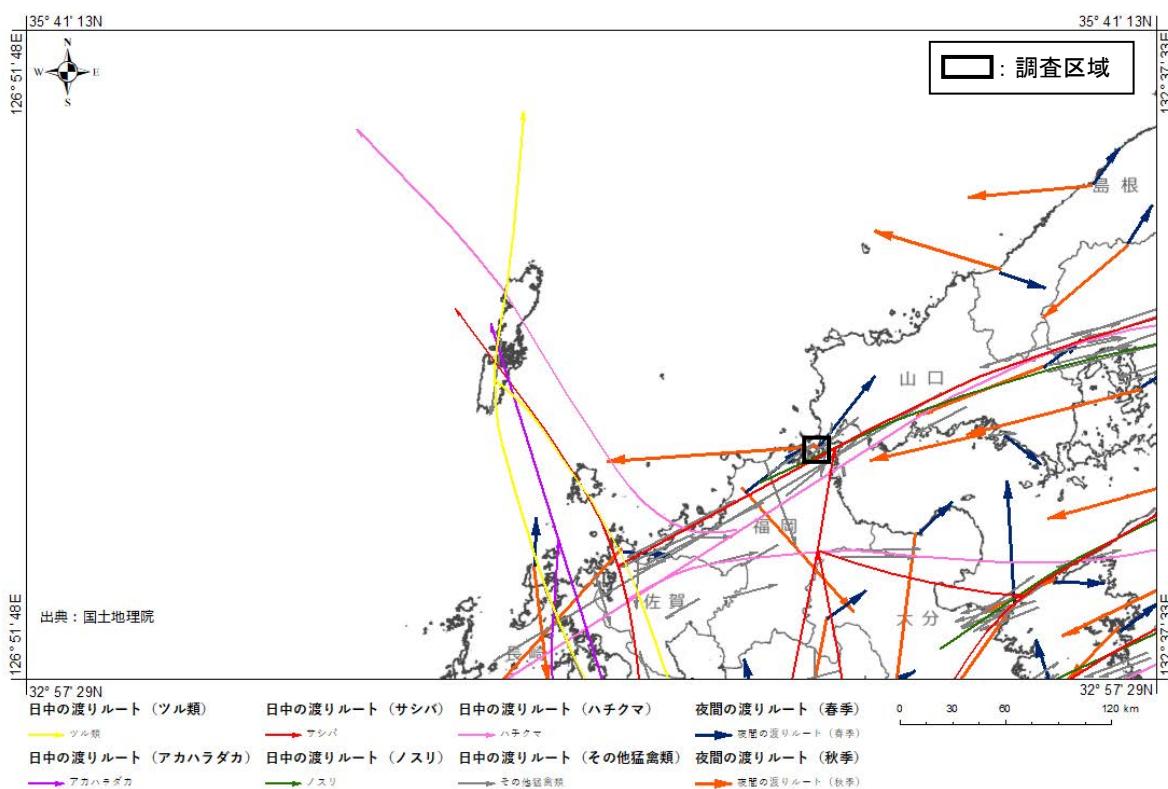
調査区域及びその周辺において生息記録のある両生類として 2 目 8 科 16 種、爬虫類として 2 目 9 科 15 種が挙げられます。これらの種には、主に山林の沢やその周辺に生息するタガガエル、ヤマアカガエル、カジカガエル、河川上～中流域に生息するオオサンショウウオ、丘陵地の森林に生息するカスミサンショウウオ、低地の湿地や水田に生息するアカハライモリ、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル等の両生類が含まれています。また、海域に生息するアカウミガメ、山林に生息するタカチホヘビ、ジムグリ、山地から耕作地等の人里にかけて広く生息するニホントカゲ、ニホンカナヘビ、水田等の水域周辺をよく利用するヒバカリ、ヤマカガシ、用水路や河川周辺に生息するニホンイシガメ、ニホンスッポン等の爬虫類が含まれています。

d) クモ類・昆虫類の状況

調査区域及びその周辺において生息記録のあるクモ類・昆虫類として11目140科1,834種が挙げられます。これらの種には、ヒメハルゼミ、クロアゲハ本土亜種、オオクワガタ等の山林を中心に生息する種や、ツバメシジミ、ツマグロキチョウ等の草地に生息する種が多く含まれています。また、河川やため池、水田地帯も存在するため、コバネアオイトトンボ、オオミズムシ、ゲンゴロウ、オモナガコミズムシ等の止水性水生昆虫や、ムカシトンボ、アオサナエ等の流水性水生昆虫も多く記録されています。他に、ヨドシロヘリハシミョウといった干潟を利用する種も記録されています。

e) 陸産貝類の状況

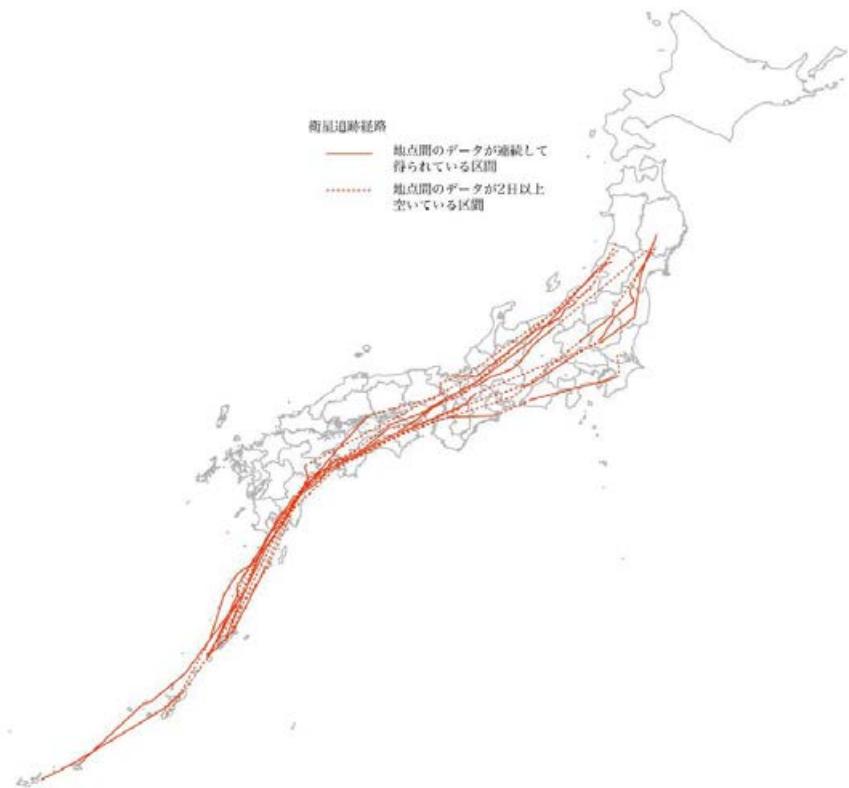
調査区域及びその周辺において生息記録のある貝類として1網3目19科68種が挙げられます。これらの種には、森林の落葉の下に生息するオオウエゴマガイ、キセルガイモドキ、キセルガイ科や、湿地や水田等に生息するナガオカモノアラガイ等が含まれています。また、調査区域及びその周辺は海を通過していることから、汽水域から海域の潮間帯に生息するヘソカドガイ、オカミミガイ、サナギガイ等も記録されています。



出典：「センシティビティーマップ（環境アセスメントデータベース）」（令和5年3月、環境省ホームページ）

図 4.1-14 鳥類の渡りの経路

【秋季】



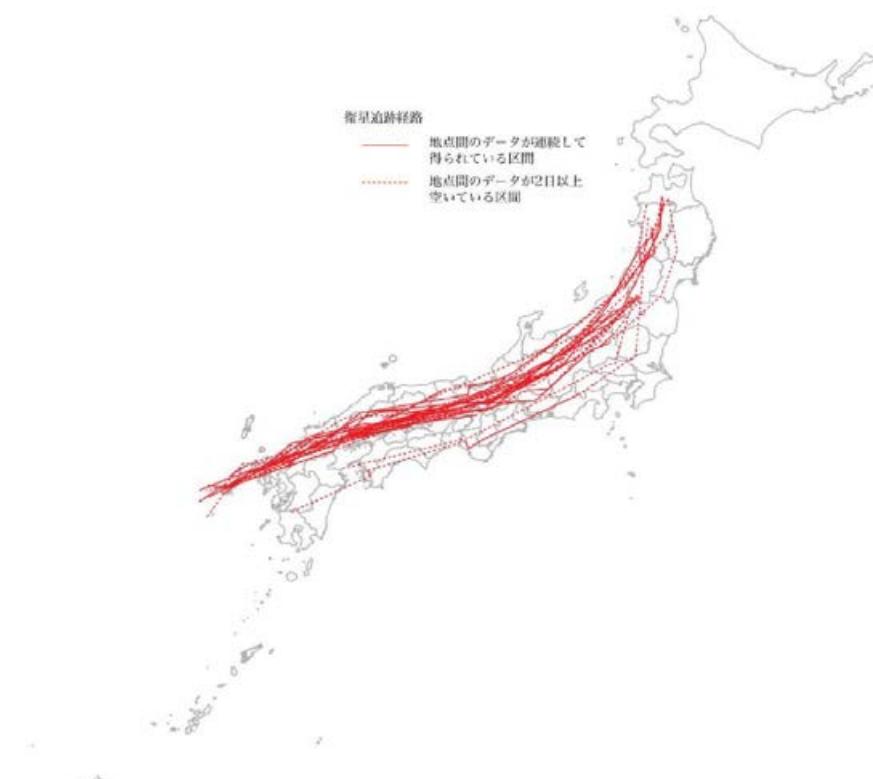
【春季】



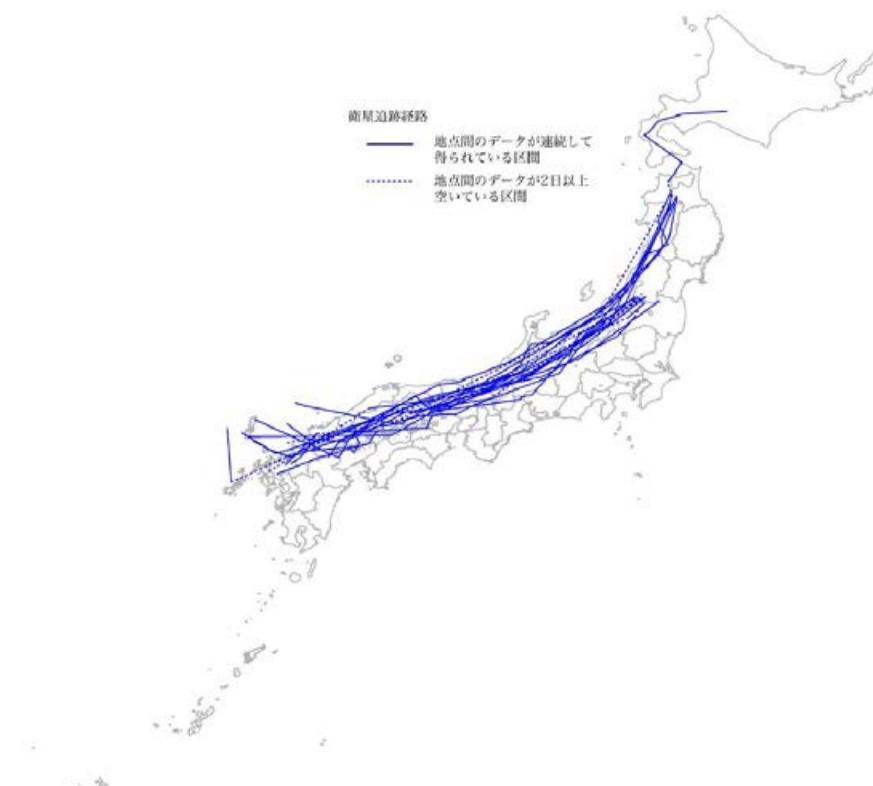
出典：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きについて（平成 27 年 9 月修正版）」
(平成 27 年 9 月、環境省)

図 4.1-15 サシバの渡りの経路

【秋季】



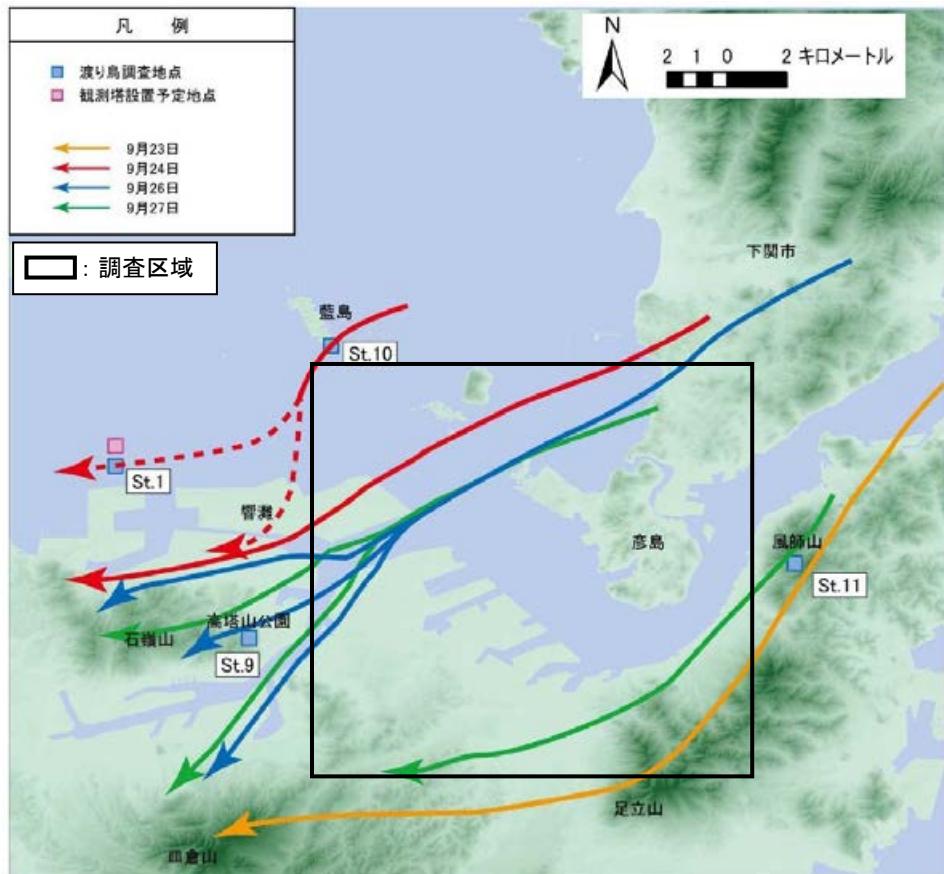
【春季】



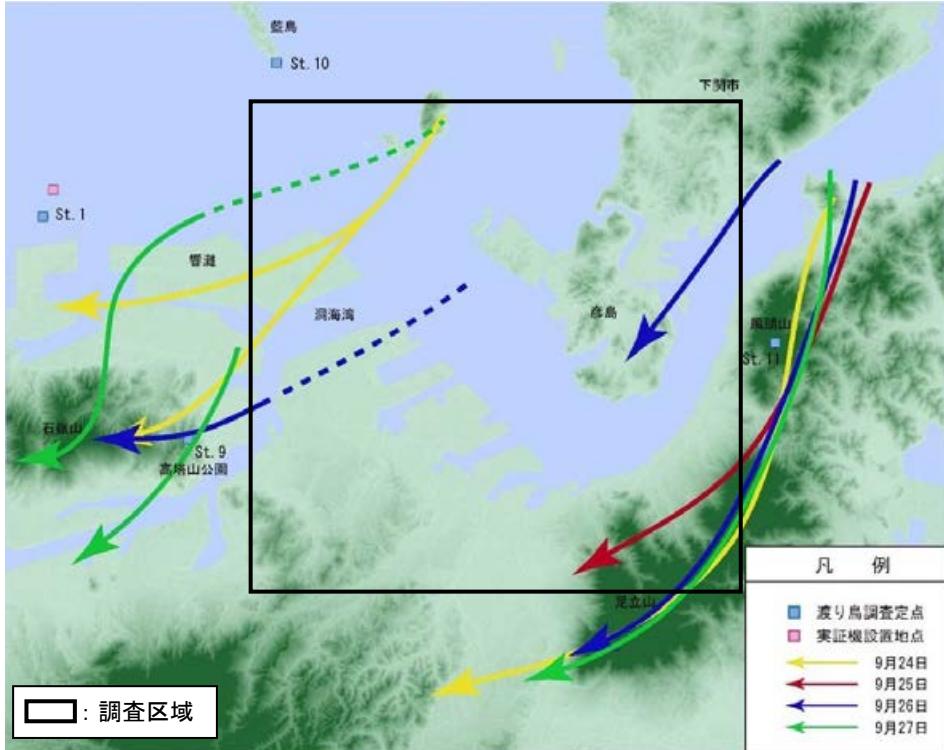
出典：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きについて（平成 27 年 9 月修正版）」
(平成 27 年 9 月、環境省)

図 4.1-16 ハチクマの渡りの経路

【平成 23 年】

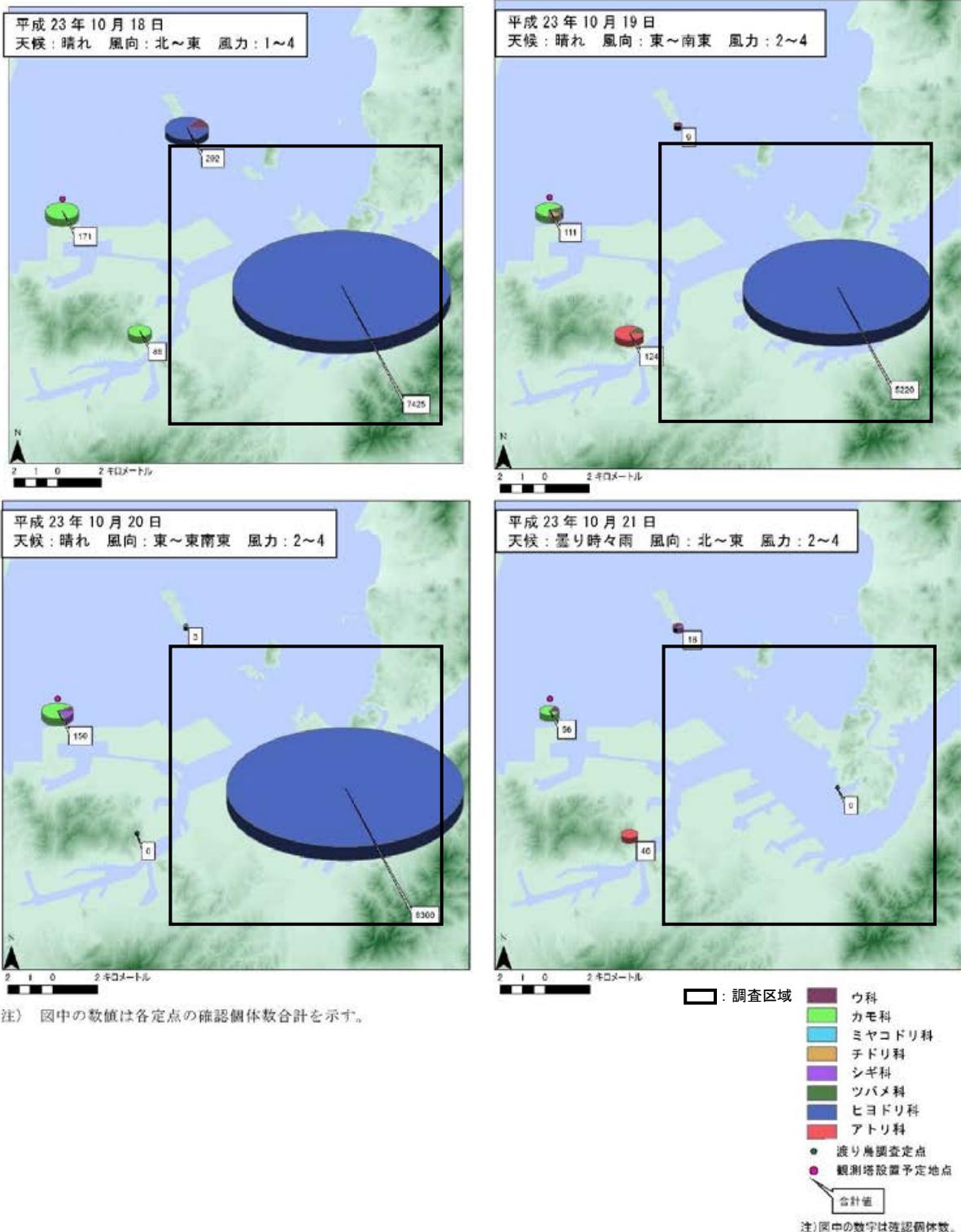


【平成 25 年】



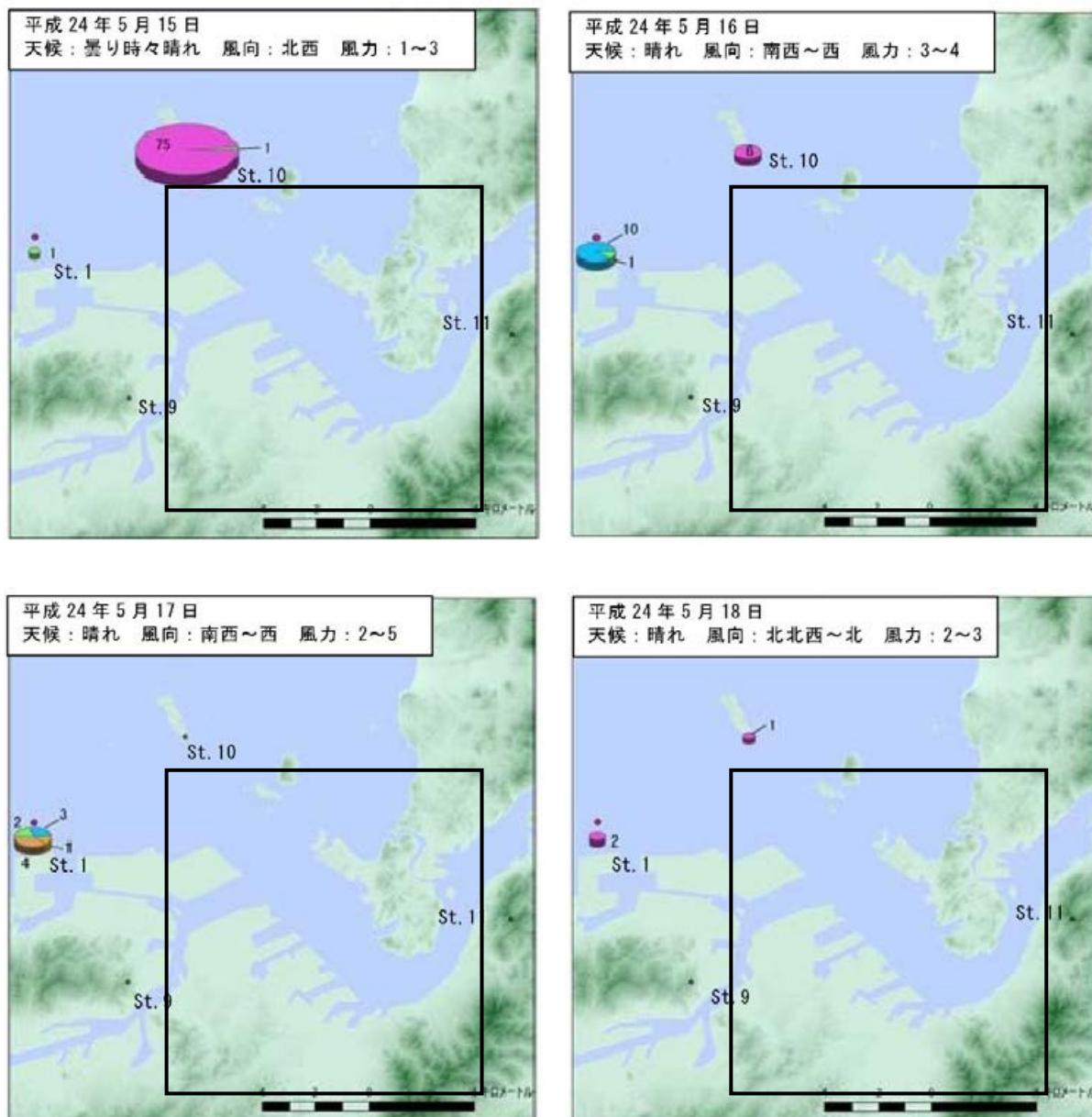
出典：「平成 21 年度～平成 28 年度成果報告書 風力等自然エネルギー技術研究開発 洋上風力発電等技術研究開発 洋上風況観測システム実証研究（北九州市沖）報告書（2/2）」（平成 29 年 3 月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

図 4.1-17 ハチクマの飛翔ルートの概略



出典：「平成 21 年度～平成 28 年度成果報告書 風力等自然エネルギー技術研究開発 洋上風力発電等技術研究開発 洋上風況観測システム実証研究（北九州市沖）報告書（2／2）」（平成 29 年 3 月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

図 4.1-18(1) 一般鳥類（渡り）の出現状況（平成 23 年度：10 月期）



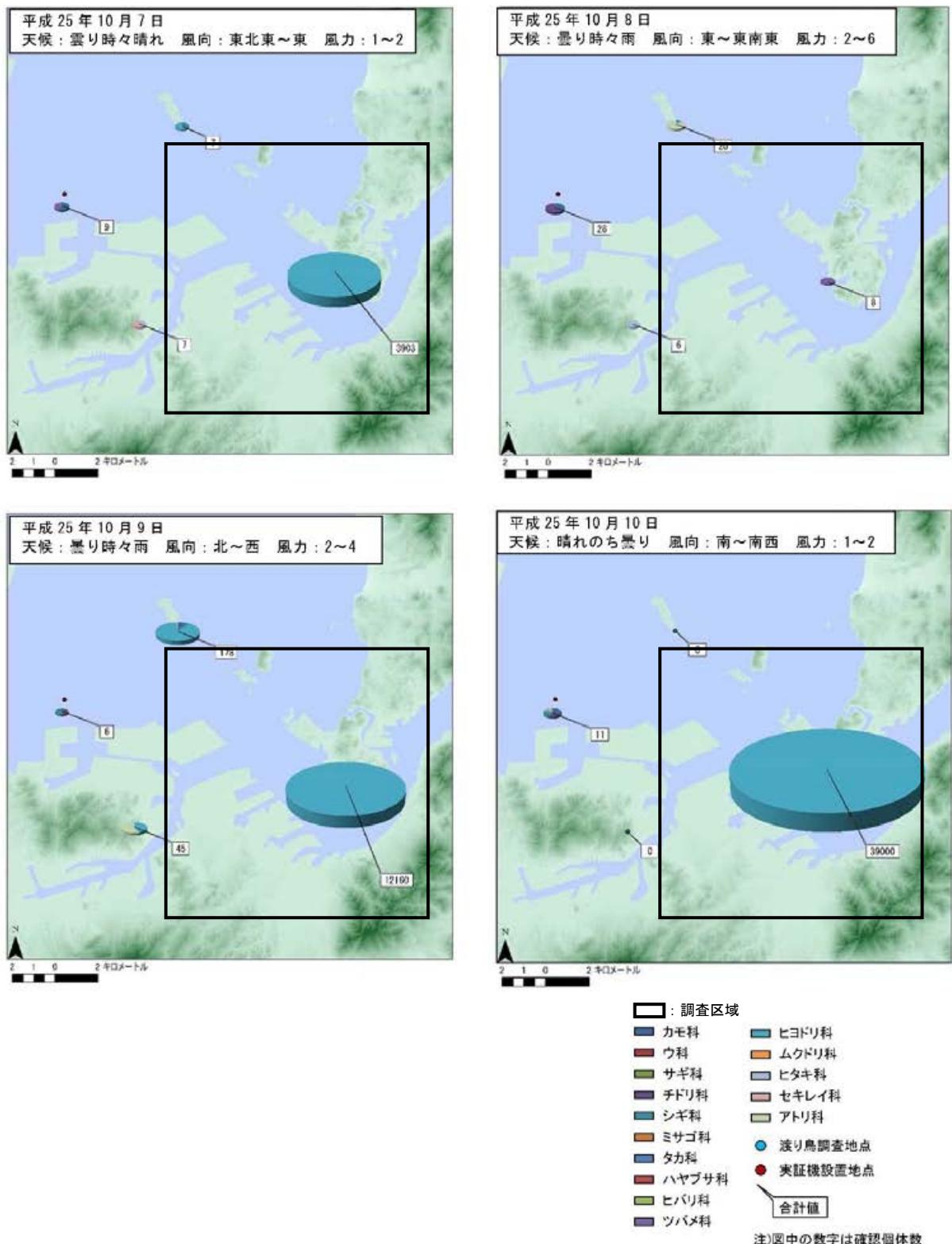
注 1) 図中の数値は各定点の確認個体数合計を示す。

■ : 調査区域	サギ類の一種
	キヨウジヨシギ
	シギ類の一種
	ハジロクロハラアシサシ
	アジサシ
●	観測塔設置地点

注) 図中の数字は確認個体数。

出典：「平成 21 年度～平成 28 年度成果報告書 風力等自然エネルギー技術研究開発 洋上風力発電等技術研究開発 洋上風況観測システム実証研究（北九州市沖）報告書（2/2）」（平成 29 年 3 月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

図 4.1-18(2) 一般鳥類（渡り）の出現状況（平成 24 年度：5 月期）



出典:「平成 21 年度～平成 28 年度成果報告書 風力等自然エネルギー技術研究開発 洋上風力発電等技術研究開発 洋上風況観測システム実証研究（北九州市沖）報告書（2／2）」（平成 29 年 3 月、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

図 4.1-18(3) 一般鳥類（渡り）の出現状況（平成 25 年度：10 月期）

② 水生動物

a) 海棲哺乳類の状況

調査区域及びその周辺において生息記録のある海棲哺乳類として 2 目 5 科 9 種が挙げられます。これらの種には、沿岸域に生息するオキゴンドウ、スナメリ等が含まれています。

b) 魚類の状況

調査区域及びその周辺において生息記録のある魚類として 10 目 25 科 107 種が挙げられます。これらの種には、河川源流～上流域に生息するサツキマス（アマゴ）、上～中流域に生息するアカザ、下流域や用水路、止水域に生息するギンブナ、タナゴ類、ナマズ等が含まれています。他に、湧水のある河川や用水路といった特殊な環境に生息するスナヤツメ南方種、汽水域から海域に生息するマハゼも記録されています。外来種としてはブルーギル、オオクチバス等が記録されています。

c) 貝類・甲殻類その他の状況

調査区域及びその周辺において生息記録のある貝類として 5 綱 21 目 166 科 664 種、甲殻類その他として 5 綱 7 目 18 科 38 種が挙げられます。貝類には、下流域や用水路、止水域に生息するヒメタニシ、チリメンカワニナ、イシガイ科貝類や、湿地や水田等に生息するマルタニシ、オオタニシ等が含まれています。また、調査区域及びその周辺は海を通過していることから、汽水域から海域に生息するタケノコカワニナ、ヤマトシジミ、ハマグリ、ムラサキガイ、オキナガイ等や海域に生息するサザエ、コモンダカラ、ウラシマガイ、ナワメグルマ、サギガイ等も多く記録されています。また、甲殻類その他の状況には、ウチワゴカイ、ハマガニ、シオマネキ、ヤドリカニダマシ等の干潟を中心に生息する種が多く含まれ、他に淡水域に生息するヤマトヌマエビ、ヒラテテナガエビ等が記録されています。

d) 動物プランクトンの状況

調査区域及びその周辺において、動物プランクトンの分布に係る公表資料はありません。

(2) 重要な種及び注目すべき生息地の状況

① 重要な動物種の選定基準

重要な動物種の選定基準は、表 4.1-32 に示すとおりです。

表 4.1-32(1) 重要な動物種の選定基準

No.	法律、文献等	選定基準となる区分
I	文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物
	福岡県文化財保護条例 (昭和 30 年 4 月 1 日福岡県条例第 25 号、最終改正：平成 16 年 12 月 27 日福岡県条例第 65 号)	福天：福岡県指定天然記念物
	山口県文化財保護条例 (昭和 40 年 3 月 26 日山口県条例第 10 号、最終改正：令和 4 年 3 月 22 日山口県条例第 2 号)	山天：山口県指定天然記念物
	北九州市文化財保護条例 (昭和 45 年 4 月 1 日北九州市条例第 32 号、最終改正：平成 17 年 3 月 31 日北九州市条例第 26 号)	北天：北九州市指定天然記念物
	下関市文化財保護条例 (平成 17 年 2 月 13 日下関市条例第 118 号、最終改正：平成 17 年 3 月 18 日下関市条例第 331 号)	下天：下関市指定天然記念物
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
III	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例 (令和 2 年 10 月 6 日福岡県条例第 42 号)	指定：指定希少野生動植物種
IV	山口県希少野生動植物種保護条例 (平成 17 年 3 月 18 日山口県条例第 8 号、最終改正：平成 17 年 7 月 12 日山口県条例第 52 号)	指定：指定希少野生動植物種
V	環境省レッドリスト 2020 の公表について (令和 2 年 3 月、環境省)	E X：絶滅 E W：野生絶滅 C R+E N：絶滅危惧 I 類 C R：絶滅危惧 I A 類 E N：絶滅危惧 I B 類 V U：絶滅危惧 II 類 N T：準絶滅危惧 D D：情報不足 L P：絶滅のおそれのある地域個体群
VI	環境省版海洋生物レッドリストの公表について (平成 29 年 3 月、環境省)	E X：絶滅 E W：野生絶滅 C R：絶滅危惧 I A 類 E N：絶滅危惧 I B 類 V U：絶滅危惧 II 類 N T：準絶滅危惧 D D：情報不足 L P：絶滅のおそれのある地域個体群

表 4.1-32(2) 重要な動物種の選定基準

No.	法律、文献等	選定基準となる区分
VII	福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－ (平成 23 年 11 月、福岡県) 福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2014－ (平成 26 年 8 月、福岡県)	E X : 絶滅 E W : 野生絶滅 C R : 絶滅危惧 I A 類 E N : 絶滅危惧 I B 類 V U : 絶滅危惧 II 類 N T : 準絶滅危惧 D D : 情報不足 L P : 絶滅のおそれのある地域個体群
VIII	レッドデータブックやまぐち 2019 (平成 31 年 3 月、山口県)	E X : 絶滅 E W : 野生絶滅 C R+E N : 絶滅危惧 I 類 C R : 絶滅危惧 I A 類 E N : 絶滅危惧 I B 類 V U : 絶滅危惧 II 類 N T : 準絶滅危惧 D D : 情報不足

② 重要な動物種の状況

調査区域及びその周辺において確認記録のある重要な動物種は、表 4.1-33～表 4.1-41 に示すとおりです。

重要な動物種は、法令・条例に基づく指定種のほか、「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月、環境省)、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」(平成 23 年 11 月、福岡県)、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2014－」(平成 26 年 8 月、福岡県) 及び「レッドデータブックやまぐち 2019」(平成 31 年 3 月、山口県) の記載種が含まれています。

a) 陸生動物

(a) 哺乳類の状況

調査区域及びその周辺における重要な動物種として、哺乳類ではアズマモグラ、テングコウモリ、ムササビ、カヤネズミ等の 5 目 9 科 13 種が確認されています。

これらの重要な種の中には国指定の天然記念物であるヤマネが含まれています。

(b) 鳥類の状況

調査区域及びその周辺における重要な動物種として、鳥類ではウズラ、クロツラヘラサギ、ツバメチドリ、ハチクマ、オオコノハズク等の 17 目 45 科 126 種が確認されています。

これらの重要な種の中には、国指定特別天然記念物であるトキ、メグロ、国指定の天然記念物であるヒシクイ、マガン、コクガン、カラスバト、カンムリウミスズメ、オジロワシ、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) の国際希少野生動植物種であるマナヅル、ナベヅル、メダイチドリ、コシャクシギ、ホウロクシギ、国内希少野生動植物種であるオオヨシゴイ、トキ、クロツラヘラサギ、カラフトアオアシシギ、ヘラシギ、オジロワシ、チュウヒ、クマタカ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、アカモズ、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」(令和 2 年 10 月 6 日福岡県条例第 42 号) の指定希少野生動植物種であるヨシゴイ、コアジサシが含まれています。

(c) 両生類・爬虫類の状況

調査区域及びその周辺における重要な動物種として、両生類ではカスミサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル等の 2 目 6 科 12 種、爬虫類ではアカウミガメ、ニホンイシガメ、タワヤモリ等の 2 目 6 科 8 種が確認されています。

これらの重要な種の中には、国指定特別天然記念物であるオオサンショウウオ、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) の国際希少野生動植物種であるオオサンショウウオ、アカウミガメが含まれています。

(d) クモ類・昆虫類の状況

調査区域及びその周辺における重要な動物種として、クモ類・昆虫類ではキノボリトタテグモ、コバネアオイトトンボ、イトアメンボ、オオウラギンヒョウモン、ヒメビロウドカミキリ等の 12 目 77 科 253 種が確認されています。

これらの重要な種の中には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) の国内希少野生動植物種であるベッコウトンボ、タガメ、ゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウが含まれています。

(e) 陸産貝類の状況

調査区域及びその周辺における重要な動物種として、陸産貝類ではゴマオカタニシ、マキスジコミミガイ、ホソヒメギセル、イボイボナメクジ、マメマイマイ等の 4 目 16 科 46 種が確認されています。

表 4.1-33 重要な動物種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	モグラ目	モグラ科	アズマモグラ	⑥								DD
2	コウモリ目	キクガシラコウモリ科	ニホンコキクガシラ コウモリ	⑤⑦							NT	
3			モモジロコウモリ	⑦							NT	NT
4		ヒナコウモリ科	ユビナガコウモリ	⑤⑥⑦							NT	NT
5			テングコウモリ	⑥							VU	NT
6	サル目	オナガザル科	ニホンザル	①③④⑤							NT	
7	ネズミ目	リス科	ムササビ	⑤							NT	
8		ヤマネ科	ヤマネ	⑤	国天						EN	EN
9		ネズミ科	スミスネズミ	⑤⑥⑦							NT	NT
10			ハタネズミ	⑤⑥⑦							NT	DD
11			カヤネズミ	⑤⑥							VU	NT
12	ネコ目	イヌ科	キツネ	①②③④ ⑤⑦							NT	
13		イタチ科	ニホンイタチ	②⑤							NT	
合計 5 目 9 科 13 種					1 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	12 種	8 種

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-32 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 4 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」(令和 4 年 11 月、国土交通省) に準拠した。

出典 : ①「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和 54~56 年、環境庁)
 ②「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」(平成 5 年 3 月、環境庁自然保護局)
 ③「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」(平成 13~14 年、環境省自然環境局生物多様性センター)
 ④「第 6 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」(平成 16 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター)
 ⑤「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」(平成 23 年 11 月、福岡県)
 ⑥「レッドデータブックやまぐち 2019」(平成 31 年 3 月、山口県)
 ⑦「福岡県生物誌 脊椎動物編」(昭和 49 年 2 月、福岡県高等学校生物研究部会)

表 4.1-34(1) 重要な動物種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	キジ目	キジ科	ウズラ	②⑤⑦					VU		DD	VU
2			ヤマドリ	②⑤⑥⑦					NT*		VU	EN
3	カモ目	カモ科	サカツラガン	⑥					DD			VU
4			ヒシクイ	⑤	国天				VU			VU
5			マガシ	④⑤	国天				NT			NT
6			コクガン	⑤⑧	国天				VU			VU
7			コハクチョウ	④⑥⑧								VU
8			オオハクチョウ	④								NT
9			ツクシガモ	④⑤⑥					VU		NT	VU
10			オシドリ	⑤⑥⑦					DD		NT	NT
11			ヨシガモ	⑥								NT
12			トモエガモ	⑤⑥⑦					VU		VU	VU
13			アカハジロ	⑤					DD			
14			シノリガモ	⑤⑦								VU
15			クロガモ	②⑦								VU
16			ホオジロガモ	④⑤⑦⑧								VU
17			ミコアイサ	④⑤								VU
18			カワアイサ	④⑥⑦								NT
19	カツツブリ目	カツツブリ科	カツツブリ	①②⑥⑦								NT
20			アカエリカツツブリ	⑦							VU	
21			カンムリカツツブリ	②⑤⑦⑧							NT	
22	ハト目	ハト科	カラスバト	③⑤⑥	国天				NT		VU	VU
23	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ	②⑥⑦					EN			NT
24	ペリカン目	サギ科	サンカノゴイ	⑤					EN		NT	CR
25			ヨシゴイ	⑤⑦			指定		NT		CR	VU
26			オオヨシゴイ	⑥⑦	国内				CR			NT
27			ミヅゴイ	⑤⑦					VU		EN	VU
28			ササゴイ	⑥⑦							NT	NT
29			アマサギ	⑤							NT	
30			チュウサギ	⑤					NT		NT	VU
31			クロサギ	②③⑤⑥							NT	VU
32			カラシラサギ	⑤⑥					NT		EN	VU
33		トキ科	トキ	⑤	特天	国内			CR		EX	EX
34			ヘラサギ	⑤					DD		EN	VU
35			クロツラヘラサギ	⑤⑧	国内				EN		EN	VU
36	ツル目	ツル科	マナヅル	⑤	国際				VU			CR
37			ナベヅル	⑤⑥	国際				VU			CR
38		クイナ科	クイナ	⑦							NT	
39			ヒクイナ	⑤⑥⑦					NT		NT	NT
40			オオバン	⑥⑦⑧								NT
41	カツコウ目	カツコウ科	ジュウイチ	⑦							NT	NT
42			カツコウ	①⑥⑦								NT
43	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	①⑤⑦					NT		EN	NT
44	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	③⑦								NT
45	チドリ目	チドリ科	タグリ	⑤⑦							NT	
46			ケリ	⑤⑥					DD		NT	NT
47			イカルチドリ	⑤⑥⑦							VU	NT
48			シロチドリ	②③⑤⑥ ⑦⑧					VU		NT	VU
49			メダイチドリ	⑦	国際							
50			ミヤコドリ科	ミヤコドリ	⑤⑥						VU	NT
51			セイタカシギ科	セイタカシギ	⑥				VU			EN

表 4.1-34(2) 重要な動物種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
52	(チドリ目)	シギ科	ヤマシギ	⑥⑦								NT
53			オオジシギ	⑤					NT			
54			シベリアオオハシシギ	⑤⑥					DD			NT
55			オグロシギ	⑦							NT	
56			オオソリハシシギ	⑤⑦					VU		NT	
57			コシヤクシギ	⑥	国際				EN			CR
58			ダイシヤクシギ	⑤⑦						VU		
59			ホウロクシギ	⑤⑥⑦	国際				VU	VU	VU	
60			ツルシギ	⑦⑧					VU			
61			アカアシシギ	⑤⑦⑧					VU		VU	
62			カラフトアオアシシギ	⑤⑥	国内				CR	CR	CR	
63			タカブシギ	⑤⑦⑧					VU	VU		
64			ミユビシギ	⑦						NT		
65			ウズラシギ	⑤⑦⑧						VU		
66			ハマシギ	②⑦						NT	NT	
67			ヘラシギ	⑤⑦	国内				CR	CR	CR	
68		タマシギ科	タマシギ	⑤⑥⑦					VU	NT	NT	
69		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	⑤⑥					VU	VU	VU	
70	カモメ科	カモメ科	ズグロカモメ	⑤⑥					VU	VU	VU	
71		ウミネコ	②③⑥⑦							NT		
72		オオセグロカモメ	②⑦					NT				
73		コアジサシ	③⑤⑥⑦⑧		指定			VU	VU	VU		
74		ベニアジサシ	⑤					VU		EN		
75	ウミスズメ科	ウミスズメ	⑥⑦						CR	NT	CR	
76		カンムリウミスズメ	⑤	国天					VU		CR	CR
77	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	②⑤⑥⑦ ⑧⑨					NT			NT
78			ハチクマ	⑤⑥⑦					NT	NT	VU	
79		タカ科	オジロワシ	⑦	国天	国内			VU			
80			チュウヒ	⑤⑥⑧		国内			EN	CR	EN	
81			ハイイロチュウヒ	⑤⑥						NT	NT	
82			ツミ	②⑦⑧						VU	NT	
83			ハイタカ	②⑤⑥⑦⑨					NT		NT	
84			オオタカ	⑤⑥⑦					NT	NT	VU	
85			サシバ	①⑤⑥⑦					VU	NT	VU	
86			ノスリ	②⑥⑦⑧						NT	NT	
87			クマタカ	⑤⑥	国内				EN	EN	EN	
88	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	⑦						DD	NT	
89			コノハズク	⑤⑥						CR	NT	
90			フクロウ	⑥⑦							NT	
91			アオバズク	⑤⑥⑦						VU	NT	
92			トラフズク	⑥							NT	
93			コミニズク	⑤⑥⑦						VU	NT	
94	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	⑤						VU	VU	
95			ヤマセミ	①⑦						NT	VU	
96		ブッポウソウ科	ブッポウソウ	⑤⑥					EN	CR	CR	
97	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ	⑤⑦						VU	NT	
98	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	②⑥⑦							NT	
99			コチョウゲンボウ	②⑤⑥							NT	NT
100			ハヤブサ	②⑤⑥⑦⑨	国天				VU	VU	VU	

表 4.1-34(3) 重要な動物種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
101	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	⑤		国内			EN		EN	EN
102		サンショウクイ科	サンショウクイ	①⑤⑥⑦					VU		CR	NT
103		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	①③⑤⑦							VU	NT
104		モズ科	アカモズ	①	国内				EN			DD
105		ツリスガラ科	ツリスガラ	②⑥⑧							NT	NT
106		シジュウカラ科	ヒガラ	③								NT
107		ヒバリ科	ヒバリ	①②③⑥⑦								NT
108		ツバメ科	コシアカツバメ	①⑦							NT	
109		ムシクイ科	センダイムシクイ	①③⑤⑥⑦							VU	NT
110		メジロ科	メグロ	②	特天				EX			
111		センニュウ科	ウチヤマセンニュウ	⑤					EN		CR	
112		ヨシキリ科	オオヨシキリ	③⑤⑥							NT	NT
113		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	⑦							NT	NT
114		ミソサザイ科	ミソサザイ	②⑥⑦								NT
115		カワガラス科	カワガラス	①⑦								NT
116	ヒタキ科	トラツグミ	①⑥⑦									NT
117		クロツグミ	⑦								NT	NT
118		コマドリ	⑤⑥⑦⑧								CR	NT
119		コルリ	①⑥⑦								EN	NT
120		オオルリ	①③⑤⑥								NT	NT
121	スズメ科	ニュウナイスズメ	⑦								NT	
122	ホオジロ科	ホオアカ	⑥⑦									NT
123		ノジコ	⑦						NT			
124		クロジ	②⑥⑦									NT
125		コジュリン	⑦						VU			
126		オオジュリン	②⑥⑦									NT
合計 17 目 45 科 126 種					8 種	16 種	2 種	0 種	64 種	0 種	81 種	97 種

※) アカヤマドリ、コシジロヤマドリの場合。

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-32 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 4 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 4 年 11 月、国土交通省）に準拠した。

出典 : ①「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」（昭和 54～56 年、環境庁）

②「第 3 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（昭和 63 年、環境庁）

③「鳥類繁殖分布調査」（平成 16 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター）

④「ガンカモ類の生息調査」（令和 5 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）

⑤「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」（平成 23 年 11 月、福岡県）

⑥「レッドデータブックやまぐち 2019」（平成 31 年 3 月、山口県）

⑦「福岡県生物誌 脊椎動物編」（昭和 49 年 2 月、福岡県高等学校生物研究部会）

⑧「福岡県の野鳥」（昭和 54 年 3 月、福岡県水産林務部緑化推進課）

⑨「紫川河川整備計画」（平成 25 年 4 月、福岡県）

表 4.1-35 重要な動物種（両生類・爬虫類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	①②④⑤⑥		国内			VU		VU	VU
2			ブチサンショウウオ	②④⑤		国内			EN		NT	NT
3			コガタブチサンショウウオ	④		国内			VU		VU	
4		オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	④	特天	国際			VU		CR	CR
5		イモリ科	アカハライモリ	②④⑤⑥					NT		NT	NT
6	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	②④⑤⑥						VU	VU	
7		アカガエル科	ニホンアカガエル	②④⑥						VU		
8			ヤマアカガエル	②④⑥						VU		
9			トノサマガエル	④⑤⑥⑦					NT		EN	NT
10		ツチガエル	ツチガエル	④⑥							NT	
11		アオガエル科	モリアオガエル	⑤								NT
12			カジカガエル	④⑥							NT	NT
合計 2 目 6 科 12 種					1 種	4 種	0 種	0 種	6 種	0 種	11 種	8 種
1	カメ目	ウミガメ科	アカウミガメ	③④		国際			EN		EN	
2		イシガメ科	ニホンイシガメ	④⑤					NT		VU	VU
3		スッポン科	ニホンスッポン	④⑤⑥					DD		DD	DD
4	有鱗目	ヤモリ科	タワヤモリ	⑤					NT			VU
5		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	④							VU	VU
6		ナミヘビ科	ジムグリ	④⑥							NT	
7			シロマダラ	②④⑤							NT	NT
8			ヒバカリ	④⑥							NT	
合計 2 目 6 科 8 種					0 種	1 種	0 種	0 種	4 種	0 種	7 種	5 種

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-32 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 4 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 4 年 11 月、国土交通省）に準拠した。

出典：①「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 5 年 3 月、環境庁自然保護局）

②「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 13～14 年、環境省自然環境局生物多様性センター）

③「海しる 海洋状況表示システム」（令和 5 年 3 月、海上保安庁ホームページ）

④「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2014－」（平成 26 年 8 月、福岡県）

⑤「レッドデータブックやまぐち 2019」（平成 31 年 3 月、山口県）

⑥「福岡県生物誌 脊椎動物編」（昭和 49 年 2 月、福岡県高等学校生物研究部会）

⑦「紫川河川整備計画」（平成 25 年 4 月、福岡県）

表 4.1-36(1) 重要な動物種（クモ類・昆虫類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	ザトウムシ目	マザトウムシ科	ゴホントゲザトウムシ	⑤					DD		DD	
2		カワザトウムシ科	ヒトハリザトウムシ	⑤					NT		NT	
3	クモ目	トタテグモ科	キノボリトタテグモ	⑤⑥					NT		DD	NT
4		ウシオグモ科	イソタナグモ	⑤							DD	
5	トンボ目	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ	⑤⑥					EN		CR	EN
6			オツネントンボ	④⑥							NT	NT
7	イトトンボ科	キイトトンボ	⑤								NT	
8		アジアイトンボ	④⑥									NT
9		ヒヌマイトンボ	⑤⑥						EN		CR	CR
10		オオイトトンボ	⑤⑥								CR	EN
11	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	⑥						NT		VU	VU
12		アオヤンマ	④⑤⑥						NT		VU	NT
13		ルリボシヤンマ	⑥									NT
14		サラサヤンマ	④⑥									NT
15	サナエトンボ科	ミヤマサナエ	④⑥									NT
16		キイロサナエ	④⑥						NT		VU	VU
17		アオサナエ	⑤⑥								NT	NT
18		ホンサナエ	⑤⑥								EN	VU
19		タベサナエ	④						NT		NT	
20		フタスジサナエ	④						NT		VU	
21		オグマサナエ	④⑥						NT		VU	EN
22	ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ	⑥								NT	NT
23	エゾトンボ科	キイロヤマトンボ	⑥						NT		VU	EN
24		ハネビロエゾトンボ	⑤						VU		EN	VU
25		エゾトンボ	⑤⑥								EN	NT
26	トンボ科	ベッコウトンボ	⑤	国内				CR		CR	CR	
27		ハッチョウトンボ	⑤⑥								CR	VU
28		アキアカネ	④⑥									VU
29		オオキトンボ	⑤					EN		EN		
30	ゴキブリ目	オオゴキブリ科	エサキクチゴキブリ	⑤								NT
31	バッタ目	キリギリス科	オオクサキリ	⑤								VU
32		コオロギ科	ハネナシコオロギ	⑥								NT
33		ヒバリモドキ科	ハマスズ	⑤								VU
34	バッタ科	ヤマトマダラバッタ	⑤⑥								VU	NT
35		カワラバッタ	⑥									VU
36	カメムシ目	ウンカ科	ハリマナガウンカ	⑤								NT
37		セミ科	エゾゼミ	⑥								NT
38			ハルゼミ	②④⑥								NT
39		ヨコバイ科	フクロクヨコバイ	⑤					NT		VU	
40			カワムラヨコバイ	⑤								DD
41		ナガカメムシ科	ハマベナガカメムシ	⑤					NT		NT	
42			アシナガナガカメムシ	⑤					NT		NT	
43		カメムシ科	クチブトカメムシ	⑥								NT
44		アメンボ科	エサキアメンボ	⑤⑥					NT		VU	NT
45			ババアメンボ	⑤⑥					NT		EN	NT
46	イトアメンボ科	イトアメンボ	⑥						VU		EN	VU
47		カタビロアメンボ科	ケシウミアメンボ	⑥								NT
48			オヨギカタビロアメンボ	⑤					NT		EN	

表 4.1-36(2) 重要な動物種（クモ類・昆虫類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
49	(カメムシ目)	ミズムシ科(昆)	ミヅナシミズムシ	⑤					NT		VU	DD
50			オオミズムシ	⑤⑥					NT		VU	NT
51			ナガミズムシ	⑤					NT		EN	DD
52			オモナガコミズムシ	⑤						VU		
53			ミヤケミズムシ	⑤					NT		NT	
54		コオイムシ科	コオイムシ	⑤					NT		NT	
55			タガメ	②⑤⑥	国内				VU		CR	VU
56		タイコウチ科	ミズカマキリ	⑤							NT	
57		ナベヅタムシ科	ナベヅタムシ	⑤							VU	
58	アミメカゲロウ目	カマキリモドキ科	オオカマキリモドキ	⑤							VU	
59		ウスバカゲロウ科	ハマベウスバカゲロウ	⑤							EN	
60			オオウスバカゲロウ	⑤							VU	
61	トビケラ目	シンテイトビケラ科	シンテイトビケラ	⑤							DD	
62		アシエダトビケラ科	クチキトビケラ	⑤					NT		DD	
63		ヒゲナガトビケラ科	ギンボシツツトビケラ	⑤					NT		DD	
64			ミサキツノトビケラ	⑤							VU	
65		エグリトビケラ科	セグロトビケラ	⑤							DD	
66			スジトビケラ	⑤							DD	
67			トビケラ科	ツマグロトビケラ	⑤						DD	
68	チョウ目	ミノガ科	オオミノガ	⑤⑥							VU	VU
69		ボクトウガ科	ハイイロボクトウ	⑤					NT		CR	
70		マダラガ科	サツマニシキ本土亜種	⑥							VU	
71		セセリチョウ科	ミヤマセセリ	④⑤							NT	
72			ヒメキマダラセセリ	③④⑤							NT	
73			ミヤマチャバネセセリ	③⑤⑥							VU	EN
74			ヘリグロチャバネセセリ	⑤							DD	CR
75		シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	③⑤							NT	
76			ウラゴマダラシジミ	⑤							NT	
77			ルーミスシジミ	①⑤					VU		EX	NT
78			コツバメ	③④⑤							VU	
79			スギタニルリシジミ九州亜種	⑤							VU	
80			アイノミドリシジミ	⑤							EN	
81			メスアカミドリシジミ	⑤							VU	
82			タイワンツバメシジミ本土亜種	⑤					EN		CR	
83			エゾミドリシジミ	⑤							EN	
84			アカシジミ	②③⑤							NT	
85			クロシジミ	⑤					EN		VU	CR
86			フジミドリシジミ	⑤							VU	
87			クロツバメシジミ九州沿岸亜種	⑤					NT		NT	
88			クロツバメシジミ中国地方・四国・九州内陸亜種	⑤					NT		VU	EN
89			ウラキンシジミ	⑤							NT	NT
90			シルビアシジミ	③⑤⑥					EN		VU	NT
91	タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン	⑤⑥						VU		EN	EN
92		オオウラギンスジヒョウモン	⑤⑥								VU	NT
93		ヒメヒカゲ本州西部亜種	④					EN				EX
94		メスグロヒョウモン	③⑤								NT	
95		ウラギンヒョウモン	⑤⑥								NT	NT
96		オオウラギンヒョウモン	②⑤						CR		CR	CR
97		キマダラモドキ	⑤						NT		EN	
98		ヒカゲチョウ	②③⑤								EN	

表 4.1-36(3) 重要な動物種（クモ類・昆虫類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
99	(チョウ目)	(タテハチョウ科)	ジャノメチョウ	③④⑤							NT	
100			クモガタヒョウモン	③⑤⑥							VU	VU
101			ヒオドシチョウ	③⑤							NT	
102			オオムラサキ	①②⑤					NT		NT	NT
103			ウラナミジャノメ本土亜種	③④⑤⑥					VU		VU	NT
104			シロチョウ科	ツマグロキチョウ	③⑤⑥				EN		VU	VU
105				ヤマトスジグロシロチョウ本州中・南部亜種	⑤						NT	
106		ツトガ科	ハネホソトガリミズメイガ	⑥							NT	
107			ゴマフツトガ	⑤				NT		VU		
108			サザナミノメイガ	⑤							DD	
109		シャクガ科	キイロトゲエダシャク	⑤							DD	
110			アキヨシトガリエダシャク	⑤					VU		EN	NT
111			フタスジギンエダシャク	⑤							VU	
112			フチグロトゲエダシャク	⑥							VU	
113		ツバメガ科	ギンツバメ	⑤⑧							VU	
114		スズメガ科	スキバホウジャク	⑤⑧					VU		VU	
115			オオシモフリスズメ	③⑤⑧							VU	
116		シャチホコガ科	カバイロシャチホコ	⑤					NT		NT	NT
117		ヒトリガ科	マエアカヒトリ	⑤					NT		EN	DD
118			シロホソバ	⑧					NT			
119		ドクガ科	トラサンドクガ	⑤					NT		NT	
120		ヤガ科	クビグロケンモン	⑧					NT			
121			アカヘリヤガ	⑤⑧					NT		NT	
122			ヒコサンコアカヨトウ	⑤⑧							VU	
123			ヒメキイロヨトウ	⑤⑧							EN	
124			ミヤケジマヨトウ本土亜種	⑤							CR	
125			コシロシタバ	⑤					NT		NT	
126			アサマキシタバ	⑤							DD	
127			カギモンハナオイアツバ	⑤					NT		NT	
128			テンスジウスキヨトウ	⑤							NT	
129			ギンモンセダカモクメ	⑤⑧					NT		NT	NT
130			ダイセンセダカモクメ	⑤					NT		VU	NT
131			ミジンベニコヤガ	⑤							VU	
132			キスジウスキヨトウ	⑤					VU		NT	
133			トガリウスアカヤガ	⑤							EN	
134			キシタアツバ	⑧					NT			
135			クマソオオヨトウ	⑤							VU	
136			キュウシュウマエアカシロヨトウ	⑤							VU	
137			コトラガ	⑤							DD	
138			アオバセダカヨトウ	⑤							NT	
139			オオチャバネヨトウ	②⑤					VU		EN	
140			ヨモギキリガ	⑤⑧							NT	
141			フサクビヨトウ	⑤⑧							NT	
142			ヒメムラサキヨトウ	⑤							VU	
143	ハエ目	ハルカ科	ハマダラハルカ	⑤					DD		NT	DD
144		クサアブ科	シマクサアブ	⑤					DD		VU	DD

表 4.1-36(4) 重要な動物種（クモ類・昆虫類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
145	コウチュウ目	オサムシ科	マイマイカブリ	⑦							NT	
146			セアカオサムシ	⑤⑦					NT		NT	EN
147			ヒトツメアオゴミムシ	⑦					NT			
148			オオサカアオゴミムシ	⑤					DD		VU	
149			クビナガキベリアオゴミムシ	⑤					DD		EN	
150			オサムシモドキ	⑤⑦							NT	
151			オオアオホソゴミムシ	⑤							DD	
152			オオヒラタックリゴミムシ	⑤					CR		EN	
153			キイロアトキリゴミムシ	⑤							NT	
154			ドウイロハママベゴミムシ	⑤					NT		EN	DD
155			ヒコサンオオズナガゴミムシ	⑤							DD	
156			ツツガタメクラチビゴミムシ	⑤							NT	
157			ナカオメクラチビゴミムシ	⑤⑦					EN		DD	
158	ハンミョウ科	ハンミョウ科	ヨドシロヘリハンミョウ	⑥				VU		EN	CR	
159			シロヘリハンミョウ	④⑤⑥				NT		VU	CR	
160			ルイスハンミョウ	⑤				EN		CR	DD	
161			コニワハンミョウ	⑦							DD	
162			ホソハンミョウ	⑤⑦				VU		VU		
163	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ科	シマケシゲンゴロウ	⑤						VU		
164			ヒコサンセスジゲンゴロウ	⑤						EN		
165			テラニシセスジゲンゴロウ	⑤						VU		
166			チンメルマンセスジゲンゴロウ	⑤						NT		
167			クロゲンゴロウ	⑥					NT		EN	NT
168			ゲンゴロウ	⑤	国内			VU		CR	DD	
169			コガタノゲンゴロウ	⑤⑥⑦				VU		VU	NT	
170			マルガタゲンゴロウ	⑤	国内			VU		CR		
171			シマゲンゴロウ	⑤				NT		EN		
172			ウスイロシマゲンゴロウ	⑤⑦						NT		
173			スジゲンゴロウ	⑤				EX		EX		
174			コマルケシゲンゴロウ	⑤				NT		NT		
175			オオマルケシゲンゴロウ	⑤				NT		VU		
176			マルケシゲンゴロウ	⑤				NT		VU		
177			ヤギマルケシゲンゴロウ	⑤				NT		CR		
178			ケシゲンゴロウ	⑤				NT		NT		
179			キベリクロヒメゲンゴロウ	⑤				NT		NT		
180			コウベツブゲンゴロウ	⑤				NT		EN		
181			ルイスツブゲンゴロウ	⑤				VU		NT		
182			シャープツブゲンゴロウ	⑤				NT		CR		
183			マルチビゲンゴロウ	⑤				NT		VU		
184			ホソマルチビゲンゴロウ	⑤				DD		NT		
185	ミズスマシ科	ミズスマシ科	オオミズスマシ	⑤⑦				NT		NT		
186			ミズスマシ	⑦				VU		EN		
187			コオナガミズスマシ	⑤				VU		CR		
188	コガシラミズムシ科	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ	⑤				VU		VU		
189			ムツボシツヤコツブゲンゴロウ	⑤				VU		CR		
190			キボシチビコツブゲンゴロウ	⑤				EN		EN		
191			ムモンチビコツブゲンゴロウ	⑤				VU		EN		
192	ホソガムシ科	ホソガムシ科	チュウブホソガムシ	⑤				VU		VU		

表 4.1-36(5) 重要な動物種（クモ類・昆虫類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
193	(コウチュウ目)	ガムシ科	マルヒラタガムシ	⑤					NT		EN	
194			コガムシ	⑤⑦					DD		VU	
195			シジミガムシ	⑤					EN		DD	
196			ミユキシジミガムシ	⑤					NT		EN	
197			チビシジミガムシ	⑤							DD	
198			チビマルガムシ	⑤							DD	
199			エンマムシ科	ルリエンマムシ	⑦						VU	
200	クワガタムシ科	オオクワガタ	オオクワガタ	⑤⑦					VU		EN	DD
201			キュウシュウコルリクワガタ	⑤					VU		NT	DD
202	コガネムシ科		ニセマグソコガネ	⑤							VU	
203			オオサカスジコガネ	⑤							VU	
204			アカマダラハナムグリ	⑤⑦						DD	EN	DD
205			ゴホンダイコクコガネ	⑥							VU	NT
206			ニセセマルケシマグソコガネ	⑤							NT	
207			クロカナブン	⑥								NT
208	ヒメドロムシ科		キベリナガアシドロムシ	⑤							NT	
209			ハガマルヒメドロムシ	⑤						EN	EN	
210			ヨコミゾドロムシ	⑤					VU		NT	
211			セマルヒメドロムシ	⑤					VU		VU	
212			アワツヤドロムシ	⑤							NT	
213	タマムシ科		キンイロエグリタマムシ	⑦								NT
214			クロマダラタマムシ	⑦								NT
215	コメツキムシ科		イチハシチビサビキコリ	⑤							NT	
216			アカオオハナコメツキ	⑤							VU	
217			オニツツヤハダコメツキ	⑦								DD
218	ホタル科		オオオバボタル	⑤							NT	
219	ジョウカイモドキ科		クロキオビジョウカイモドキ	⑤							VU	
220			ルリキオビジョウカイモドキ	⑤							VU	
221			ナガサキアオジョウカイモドキ	⑤							NT	
222	テントウムシ科		オオニジユウヤホシテントウ	⑤							VU	
223			ギョウトクテントウ	⑤							EN	
224	オオキノコムシ科		オオキノコムシ	⑤⑥							VU	EN
225			トモンチビオオキノコムシ	⑤								DD
226	アカハネムシ科		ウスイロアカハネムシ	⑤							VU	
227	ゴミムシダマシ科		ニセマグソコガネダマシ	⑤							VU	
228	カミキリムシ科		ヒメビロウドカミキリ	⑤⑦					NT		NT	VU
229			ミドリカミキリ	⑤							VU	
230			ヒラヤマコブハナカミキリ	⑤							VU	DD
231			ベーツヒラタカミキリ	⑦								DD
232			イッシキキモンカミキリ	⑥								NT
233			クビアカモブトホソカミキリ	⑤							NT	DD
234			セダカコブヤハズカミキリ	⑥⑦							VU	VU
235			モンクロベニカミキリ	⑦								EX
236			クスベニカミキリ	⑤⑦							NT	
237			キュウシュウトゲバカミキリ	⑦								DD
238			ルリボシカミキリ	⑥								EN
239			アオカミキリ	⑥								VU
240			フタコブルリハナカミキリ	⑤⑥⑦							VU	NT

表 4.1-36(6) 重要な動物種（クモ類・昆虫類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
241	(コウチュウ目)	(カミキリムシ科)	ヨツボシカミキリ	⑤⑥					EN		CR	EN
242			アサカミキリ	⑤					VU		VU	
243			トラフカミキリ	⑤⑦							VU	NT
244		ハムシ科	フトネクイハムシ	⑤							CR	
245			キンイロネクイハムシ	⑥					NT		CR	NT
246			ガガブタネクイハムシ	⑤							NT	
247			イネネクイハムシ	⑥⑦								VU
248			タグチホソヒラタハムシ	⑤							VU	DD
249			ルリナガツツハムシ	⑤							EN	
250	ミツギリゾウムシ科	ミツギリゾウムシ	⑥								NT	NT
251		ゾウムシ科	アカサビシギゾウムシ	⑦								DD
252			スナムグリヒヨウタンゾウムシ	⑤							NT	
253	ハチ目	ハキリバチ科	ネジロハキリバチ	⑤							DD	DD
合計 12 目 77 科 253 種					0 種	4 種	0 種	0 種	112 種	0 種	223 種	100 種

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-32 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 4 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」(令和 4 年 11 月、国土交通省)に準拠した。

出典 : ①「第 1 回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査」(昭和 51 年、環境庁)
 ②「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」(昭和 54~56 年、環境庁)
 ③「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」(平成 5 年 3 月、環境庁自然保護局)
 ④「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」(平成 13~14 年、環境省自然環境局生物多様性センター)
 ⑤「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2014－」(平成 26 年 8 月、福岡県)
 ⑥「レッドデータブックやまぐち 2019」(平成 31 年 3 月、山口県)
 ⑦「福岡県の甲虫相」(平成元年 6 月、高倉康男)
 ⑧「福岡県産蛾類目録」(昭和 59 年 2 月、北九州市立自然史博物館)

表 4.1-37 重要な動物種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	原始腹足目	ゴマオカタニシ科	ゴマオカタニシ	③④					NT		NT	VU
2		ヤマキサゴ科	ヤマキサゴ	③							EN	VU
3		ヤマタニシ科	ヤマタニシ	①②③							NT	
4			アツブタガイ	①②③							VU	
5			サドヤマトガイ	③④					NT		VU	CR
6	新生腹足目	アズキガイ科	アズキガイ	①③④							VU	NT
7		ゴマガイ科	オオウエゴマガイ	③							VU	NT
8			ヒダリマキゴマガイ	④								VU
9		カワザンショウガイ科	ヘソカドガイ	①							DD	
10	汎有肺目	オカミミガイ科	ナラビオカミミガイ	③					VU		VU	
11			シイノミミミガイ	⑥					CR+EN		CR	
12			オカミミガイ	③					VU		VU	
13			ウスコミミガイ	③					NT		NT	
14			マキスジコミミガイ	⑤⑥					NT		NT	
15			クリイロコミミガイ	③					VU		EN	
16			ハマシイノミガイ	③⑤⑥							NT	
17			キヌカツギハマシイノミガイ	③					VU		VU	
18			ナギサノシタタリガイ	③							NT	
19	柄眼目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	③⑦					NT		VU	
20		キバサナギガイ科	クチマガリスナガイ	③					VU		VU	NT
21			スナガイ	④					NT		VU	NT
22		ミジンマイマイ科	サナギガイ	④					CR+EN		CR	CR
23			ヒラドマルナタネ	③							NT	
24		キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ	③④							VU	NT
25		キセルガイ科	キュウシュウナミコギセル	③							NT	
26			アメイロギセル	③							EN	
27			アワジギセル	③							VU	
28			ヒロクチコギセル	①④					CR+EN		EN	EN
29			ホソヒメギセル	③					VU		NT	EN
30			カワモトギセル	③④					VU		EN	VU
31			ピルスブリギセル	③					NT		VU	
32			モリヤギセル	④					NT			NT
33			オキギセル	①③							NT	
34		ナメクジ科	イボイボナメクジ	④					NT			EN
35		ベッコウマイマイ科	タカハシベッコウ	③					CR+EN		EN	
36			レンズガイ	③					VU		EN	
37			ヒゼンキビ	③					NT		NT	
38			ウメムラシタラガイ	③					NT		NT	
39			ツシマナガキビ	③④					NT		EN	VU
40			ヒメカサキビ	③					NT		NT	
41	ニッポンマイマイ (ナンバンマイマイ)科	シメクチマイマイ	③								NT	
42		ナカヤママイマイ	③						CR+EN		EN	
43		オナジマイマイ科	チクヤケマイマイ	③							EN	
44			タキカワオオベソマイマイ	①④								NT
45			リシケオトメマイマイ	④					NT			EN
46			マメマイマイ	③⑤							DD	
合計 4 目 16 科 46 種					0 種	0 種	0 種	0 種	27 種	0 種	41 種	18 種

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-32 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 4 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 4 年 11 月、国土交通省）に準拠した。同目録にない種の種名は、「改訂新版世界文化生物大図鑑 貝類」（平成 16 年 6 月、世界文化社）に準拠した。

出典：①「第 4 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 5 年 3 月、環境庁自然保護局）

- ②「第5回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」(平成13~14年、環境省自然環境局生物多様性センター)
- ③「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－」(平成26年8月、福岡県)
- ④「レッドデータブックやまぐち2019」(平成31年3月、山口県)
- ⑤「福岡県産貝類目録」(昭和44年11月、高橋五郎)
- ⑥「山口県産貝類目録」(昭和31年3月、山口県立山口博物館)
- ⑦「紫川河川整備計画」(平成25年4月、福岡県)

b) 水生動物

(a) 海棲哺乳類の状況

調査区域及びその周辺における重要な動物種として、カワウソ、スナメリの2目2科2種が確認されています。

これらの重要な種の中には、国指定特別天然記念物であるカワウソ、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）の国際希少野生動植物種であるカワウソ、スナメリが含まれています。

(b) 魚類の状況

調査区域及びその周辺における重要な動物種として、魚類ではスナヤツメ南方種、ニッポンバラタナゴ、チワラスボ、ウキゴリ等の8目19科65種が確認されています。

これらの重要な種の中には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）の国内希少野生動植物種であるカワバタモロコ、「山口県希少野生動植物種保護条例」（平成17年3月18日山口県条例第8号、最終改正：平成17年7月12日山口県条例第52号）の指定希少野生動植物種であるイシドジヨウが含まれています。

(c) 貝類・甲殻類その他の状況

調査区域及びその周辺における重要な動物種として、貝類では、マルタニシ、イリエツボ、ガンヅキ、マシジミ、コオキナガイ等の3綱16目76科168種、甲殻類その他ではイトメ、クボミテッポウエビ、カワスナガニ、ハクセンシオマネキ等の5綱7目16科30種が確認されています。

(d) 動物プランクトンの状況

調査区域及びその周辺における重要な動物種は確認されていません。

表 4.1-38 重要な動物種（海棲哺乳類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	ネコ目	イタチ科	カワウソ	①	特天	国際			EX		EX	
2	クジラ目	ネズミイルカ科	スナメリ	②③		国際					NT	
合計 2 目 2 科 2 種					1 種	2 種	0 種	0 種	1 種	0 種	2 種	0 種

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-32 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 4 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 4 年 11 月、国土交通省）に準拠した。

出典：①「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」（平成 23 年 11 月、福岡県）

②「海棲哺乳類ストラニティングデータベース」（令和 5 年 3 月、国立科学博物館ホームページ）

③「センシティビティーマップ（環境アセスメントデータベース）」（令和 5 年 3 月、環境省ホームページ）

表 4.1-39(1) 重要な動物種（魚類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種	②③					VU		EN	CR
2			カワヤツメ	③					VU			CR
3	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	②③④⑤					EN		EN	VU
4	コイ目	コイ科	ゲンゴロウブナ ^{※1}	⑥					EN			
5			オオキンブナ	②③							DD	DD
6			ヤリタナゴ	②③④⑤					NT		VU	EN
7			アブラボテ	②③④⑤					NT		NT	VU
8			カネヒラ	②④⑤							NT	
9			ニッポンバラタナゴ	②⑤					CR		EN	
10			カゼトゲタナゴ	②⑤					EN		EN	
11			カワバタモロコ	④		国内			EN		CR	
12			ヌマツツ	②③							NT	CR
13			ヒナモロコ	④					CR		CR	
14			ウグイ	④⑤							DD	
15			モツゴ	④⑤								EN
16			カワヒガイ	③					NT		VU	DD
17			ゼゼラ	②④					VU		NT	
18			ツチフキ	②④⑤					EN		NT	
19			ズナガニゴイ	③								CR
20			イトモロコ	③④⑤								NT
21			コウライモロコ	③								DD
22		ドジョウ科	ドジョウ	②③④⑤					NT		VU	EN
23			チュウガタスジシマドジョウ	②					VU		VU	CR
24			オンガスジシマドジョウ	②					EN		EN	
25			ヤマトシマドジョウ ^{※2}	②④⑤					VU		NT	EN
26			イシドジョウ	②③⑤				指定	EN		CR	CR
27	ナマズ目	ギギ科	ギギ	②④							NT	
28		ナマズ科	ナマズ	③④⑤								EN
29		アカザ科	アカザ	②③⑤					VU		VU	EN
30	サケ目	キュウリウオ科	ワカサギ	⑤								DD
31		アユ科	アユ	②④⑤							NT	
32		シラウオ科	シラウオ	③								EN
33		サケ科	サケ	②③⑤							EW	CR
34			サクラマス（ヤマメ）	②③④⑥					NT		EN	CR
35			サツキマス（アマゴ）	②					NT		CR	CR
36	トゲウオ目	トゲウオ科	ニホンイトヨ	②							CR	CR
37	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	②③④⑤					VU		NT	EN
38	スズキ目	ケツギョ科	オヤニラミ	①②③⑤					EN		NT	EN
39		キス科	アオギス	②③					CR		EN	EN
40		ユゴイ科	ユゴイ	③								DD
41		カジカ科	カジカ	③					NT		NT	CR
42			カジカ中卵型	②③					EN		EX	CR
43		カワアナゴ科	カワアナゴ	②③④⑤							NT	VU

表 4.1-39(2) 重要な動物種（魚類）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
44	(スズキ目)	ハゼ科	イドミミズハゼ	②③					NT		VU	EN
45			ヒモハゼ	②③④					NT		NT	DD
46			シロウオ	②③⑤					VU		NT	NT
47			アカウオ (<i>microcephalus</i> 型)	④						NT		
48			チワラスボ	②④					EN		VU	
49			タビラクチ	②					VU		VU	
50			トビハゼ	②⑤					NT		VU	
51			アカハゼ	④						NT		
52			シラヌイハゼ	②					NT		NT	
53			マサゴハゼ	②					VU		NT	
54			シロチチブ	②					NT		NT	
55			ショウキハゼ	②④					NT		NT	
56			オオヨシノボリ	③⑤								NT
57			クロヨシノボリ	③⑤							NT	EN
58			シマヒレヨシノボリ	②					NT		DD	
59			スミウキゴリ	③⑤								DD
60			ウキゴリ	②③⑤							DD	DD
61			ビリング	③⑤								DD
62			チクゼンハゼ	②⑤					VU		EN	
63			クボハゼ	②⑤					EN		CR	
64			キセルハゼ	②					EN		VU	
65			エドハゼ	②⑤					VU		VU	
合計 8 目 19 科 65 種					0 種	1 種	0 種	1 種	41 種	2 種	50 種	39 種

※1) ゲンゴロウブナは、国内の他の地域から当該地域に移入した可能性がある。

※2) ヤマトシマドジョウには、染色体数の異なる集団が複数存在することが知られており、山口県では日本海側の一河川に遺伝的に異なる集団が生息している。

注 1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-32 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「令和 4 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 4 年 11 月、国土交通省）に準拠した。

出典 : ①「第 5 回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成 13~14 年、環境省自然環境局生物多様性センター）

②「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2014－」（平成 26 年 8 月、福岡県）

③「レッドデータブックやまぐち 2019」（平成 31 年 3 月、山口県）

④「福岡県生物誌 脊椎動物編」（昭和 49 年 2 月、福岡県高等学校生物研究部会）

⑤「北九州の淡水魚 エビ・カニ」（平成 15 年 3 月、北九州自然史友の会 水生動物研究部会）

⑥「紫川河川整備計画」（平成 25 年 4 月、福岡県）

表 4.1-40(1) 重要な動物種（貝類）

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
							I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	軟体 動物門	腹足綱	カサガイ目	ユキノカサガイ科	ツボミガイ	③⑤⑥					NT		NT	
2				古腹足目	スカシガイ科	セムシマドアキガイ	③⑤				VU		VU	
3			ニシキウズガイ科	キサゴ	キサゴ	③⑤⑥							DD	
4				イボキサゴ	イボキサゴ	③⑤⑥					NT		VU	
5			アマオブ ネガイ目	アマオブネガイ科	ヒロクチカノコガイ	③⑦					NT		VU	
6				ユキスズメガイ科	ミヤコドリガイ	③⑤					NT		NT	
7				ヒナユキスズメガイ	ヒナユキスズメガイ	③					NT		NT	
8			新生腹足目	タニシ科	マルタニシ	①③⑤⑥					VU		NT	NT
9				オオタニシ	オオタニシ	⑥					NT		VU	NT
10				ウミニナ科	ウミニナ	③⑤⑥					NT		NT	
11				イボウミニナ	イボウミニナ	③⑥					VU		EN	
12				トゲカワニナ科	タケノコカワニナ	③					VU		CR	
13				キバウミニナ科	フトヘナタリガイ	③⑥⑦					NT		NT	
14				シマヘナタリガイ	シマヘナタリガイ	③					CR+EN		EN	
15				クロヘナタリガイ	クロヘナタリガイ	③					CR+EN		VU	
16				ヘナタリガイ	ヘナタリガイ	③⑥⑦					NT		NT	
17				カワアイガイ	カワアイガイ	③⑥					VU		VU	
18			スナモチツボ科	サナギモツボ	サナギモツボ	⑤					VU		EN	
19			タマキビ科	モロハタマキビ	モロハタマキビ	③					NT		DD	
20			ワカウラツボ科	イリエツボ	イリエツボ	③					CR+EN		VU	
21				サザナミツボ	サザナミツボ	③					NT		NT	
22				ワカウラツボ	ワカウラツボ	③					VU		NT	
23			ミズツボ科	ホラアナミジンニナ	ホラアナミジンニナ	③④					VU		NT	NT
24			カワザンショウガ イ科	クリイロカワザンシ ョウガイ	クリイロカワザンシ ョウガイ	③⑥⑦					NT		NT	
25				オオクリイロカワザ ンショウガイ	オオクリイロカワザ ンショウガイ	③					CR+EN		CR	
26				ツブカワザンショウ ガイ	ツブカワザンショウ ガイ	③					NT		DD	
27				ヒナタムシヤドリカ ワザンショウガイ	ヒナタムシヤドリカ ワザンショウガイ	③					NT		NT	
28				ムシヤドリカワザン ショウガイ	ムシヤドリカワザン ショウガイ	③					NT			
29				オオシンデンカワザ ンショウ	オオシンデンカワザ ンショウ	③					VU		EN	
30				ヨシダカワザンショ ウガイ	ヨシダカワザンショ ウガイ	③					NT		VU	
31				ホラアナゴマオカチ グサガイ	ホラアナゴマオカチ グサガイ	③④					CR+EN		CR	CR
32				カハタレカワザンシ ョウガイ	カハタレカワザンシ ョウガイ	③					VU		NT	
33			エゾマメタニシ科	ヒメマルマメタニシ	ヒメマルマメタニシ	③④					VU		VU	NT
34				マメタニシ	マメタニシ	③					CR		CR	DD
35			ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ	ミズゴマツボ	③					VU		NT	
36			リソツボ科	ゴマツボ	ゴマツボ	③⑤⑥					VU		VU	
37				ヌノメチョウジガイ	ヌノメチョウジガイ	③⑤					NT		NT	
38				スジウネリチョウジ ガイ	スジウネリチョウジ ガイ	③⑤⑥					VU		VU	
39				イソコハクガイ科	シラギクガイ	③⑤					NT		NT	
40				アラウズマキ	アラウズマキ	③					VU		NT	
41				ナギツボ	ナギツボ	③					NT		NT	

表 4.1-40(2) 重要な動物種（貝類）

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
							I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
42	(軟体動物門)	(腹足綱)	(新生腹足目)	オニノツノガイ科	カヤノミカニモリ	⑥					NT		DD	
43				ハナゴウナ科	シロハリゴウナ	③⑤							VU	
44				タマガイ科	ヤセフタオビツマミガイ	⑥						VU		
45					ヘソアキゴウナ	③⑤							NT	
46					ソデボラ科	フドロガイ	⑥				NT			
47					ハナヅトガイ科	ハナヅトガイ	⑤				NT		NT	
48					アダムスタマガイ	⑥					NT		EN	
49					ネコガイ	⑤⑥					NT		NT	
50					サキグロタマツメタガイ	③					CR+EN		DD	
51					ゴマフタマガイ	③					CR+EN		CR	
52					フロガイダマシ	③⑤⑥					VU		VU	
53					ツガイ	③⑤					NT		NT	
54				イトカケガイ科	オダマキ	③⑤					NT		VU	
55					クレハガイ	⑤⑥					NT		NT	
56					セキモリガイ	③					NT		NT	
57				フトコロガイ科	マルテンスマツムシ	③⑥					CR+EN		EN	
58				ムシロガイ科	ムシロガイ	⑤⑥					NT			
59					ヒロオビヨフバイ	③					CR+EN		VU	
60					ウネムシロ	⑥					CR+EN		EN	
61				エゾバイ科	オガイ	③⑤⑥					EN		EN	
62					ミクリガイ	③⑤⑥							NT	
63					バイ	③⑤⑥					NT		VU	
64				ベッコウバイ科	ナガゴマフホラダマシ	⑤⑥					VU			
65				テングニシ科	テングニシ	③⑤⑥					NT		NT	
66				アッキガイ科	ハネナシヨウラク	③⑤					VU		VU	
67					オニサザエ	⑤⑥					NT		DD	
68				フデガイ科	ヒゼンツクシ	③⑤⑥							DD	
69				マクラガイ科	マクラガイ	③⑤⑥					NT		NT	
70				コロモガイ科	オリイレボラ	③					VU		VU	
71				クダマキガイ科	チャイロフタナシシヤジク	③⑤⑥					NT		NT	
72					トウキヨウコウシツブ	③⑤							DD	
73				フデシャク科	クリイロマンジ	③⑤⑥					NT		NT	
74				イモガイ科	ベッコウイモ	⑤⑥					VU			
75				タケノコガイ科	シチクガイ	③⑤					NT		VU	
76				低位異鰓目	オオシイノミガイ科	ムラクモキジビキガイ	⑤				NT		VU	
77				真後鰓目	ブドウガイ科	カミスジカイコガイ	③				VU		VU	
78					トックリタマゴガイ	⑤							NT	
79					ホソタマゴガイ	⑤					NT		NT	
80				汎有肺目	トウガタガイ科	ヌノメホソクチキレ	⑥				VU		NT	
81					ウネイトカケギリ	③⑤					NT		DD	
82					ヒメゴウナ	③⑤					NT		VU	
83					イソチドリ科	イソチドリ	③⑤⑥				CR+EN		EN	
84					イソアワモチ科	センベイアワモチ	③				CR+EN		VU	
85					モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ	③				DD		DD	
86					モノアラガイ	②③⑥⑦					NT		NT	

表 4.1-40(3) 重要な動物種（貝類）

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
							I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
87	(軟体動物門)	(腹足綱)	(汎有肺目)	ヒラマキガイ科	ヒメヒラマキミズマイマイ	④					EN			DD
88					ヒラマキミズマイマイ	③⑥					DD		DD	
89					クルマヒラマキガイ	③⑦					VU		VU	VU
90					ヒラマキガイモドキ	⑥					NT		NT	
91				カワコザラガイ科	カワコザラガイ	④					CR			DD
92		掘足綱	ツノガイ目	ゾウゲツノガイ科	ヤカドツノガイ	③⑤⑥							NT	
93		二枚貝綱	フネガイ目	フネガイ科	アカガイ	③⑤⑥							NT	
94					ハイガイ	⑤					VU		EN	
95					ビョウブガイ	③					CR+EN		CR	
96				サンカクサルボウ科	ササグミミエガイ	③					CR+EN		EN	
97				イガイ目	イガイ科	ハンレイヒバリガイ	③⑤				CR+EN		EN	
98					コケガラス	③⑥					NT		NT	
99					ケガイ	③⑤							VU	
100	ウグイスガイ目	イタボガキ科		スミノエガキ	③					VU		VU		
101				イタボガキ	③⑤⑥					CR+EN		EN		
102		ハボウキガイ科		タイラギ	⑥					NT				
103				ハボウキガイ	⑤⑥					NT		NT		
104		イタヤガイ目	イタヤガイ科	ヒナノヒオウギ	⑤					NT				
105				イタヤガイ	③⑤⑥								NT	
106		イシガイ目	イシガイ科	ニセマツカサガイ	④					VU		EN	VU	
107				キュウシュウササノハガイ	③					EN		VU		
108				ササノハガイ	③					VU		VU		
109				マツカサガイ広域分布種	③④					NT		VU	VU	
110	マルスダレガイ目	ツキガイ科		イセシラガイ	③⑥					CR+EN		EN		
111				オウギウロコガイ	③					CR+EN		EN		
112		ウロコガイ科		ニッポンマメアゲマキガイ	③						NT		NT	
113				ガンヅキ科	ガンヅキ	③				CR+EN		CR		
114		フナガタガイ科		ウネナシトマヤガイ	⑥⑦					NT				
115				タガソデモドキ	③⑥					NT		DD		
116		イソカゼガイ科		イソカゼガイ	③⑤					CR+EN		DD		
117				キヌタアゲマキ科	キヌタアゲマキ	③⑤⑥				NT		NT		
118		マテガイ科		バラフマテガイ	③⑤⑥					NT		NT		
119				シジミ科	ヤマトシジミ	⑥				NT		NT	125	
120		ザルガイ科		マシジミ	②④⑥					VU		VU	126	
121				ヒシガイ	③					VU		EN		
122				サザメガイ	⑤							DD		
123				シラオガイ	③⑤⑥					NT		VU		
124				アツカガミ	③					CR+EN		CR		
125				ケマンガイ	③⑤⑥					NT		DD		
126				マダライオウハマグリ	⑥					CR+EN				
127				チョウセンハマグリ	③⑤							VU		
128				ハマグリ	③⑤⑥					VU		VU		
129				ウスハマグリ	③⑤⑥					CR+EN		EN		
130				ガンギハマグリ	③⑤					NT		NT		
131				イオウハマグリ	⑥					VU				
132				スリガハマ	⑤							DD		
133				ハナグモリ科	ハナグモリガイ	③				VU		VU		

表 4.1-40(4) 重要な動物種（貝類）

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
							I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
134	(軟体動物門)	(二枚貝綱)	(マルスダレガイ目)	フジノハナガイ科	フジノハナガイ	⑤					NT		NT	
135					キュウシュウナミノコ	⑤					NT		NT	
136					ニッコウガイ科	オオモノハナ	③⑤				NT		NT	
137					サギガイ	③⑥					NT		NT	
138					テリザクラガイ	③					VU		VU	
139					ユウシオガイ	③⑥					NT		NT	
140					サビシラトリガイ	③⑥					NT		NT	
141					モモノハナガイ	③⑤					NT		NT	
142					サクラガイ	⑥					NT		NT	
143					ウズザクラガイ	③					NT		DD	
144					ベニガイ	⑤⑥					NT		NT	
145					イチョウシラトリ	③⑥					CR+EN		EN	
146				シオサザナミ科	オチバガイ	③⑥					NT		NT	
147					アシガイ	⑥					NT		NT	
148					ハザクラガイ	③					NT		NT	
149					フジナミガイ	③⑤⑥					CR+EN		CR	
150					ムラサキガイ	③⑤⑥					VU		VU	
151					アサジガイ科	フルイガイ	③⑤⑥				CR+EN		EN	
152				バカガイ科	アリソガイ	③⑤					VU		VU	
153					オオトリガイ	⑤⑥					NT		NT	
154					カモジガイ	⑤					NT		NT	
155					チリメンユキガイ	③					CR+EN		EX	
156					ワカミルガイ	⑤					NT		NT	
157					ヤチヨノハナガイ	③					CR+EN		EN	
158					ミルクイガイ	③⑥					VU		VU	
159				チドリマスオ科	クチバガイ	⑤⑥					NT			
160					チドリマスオ	⑥							DD	
161					カワホトトギス科	マゴコロガイ	③				NT		EN	
162				異韌帶目	オキナガイ科	コオキナガイ	③⑥				CR+EN		CR	
163					サザナミガイ科	オビクイ	⑤⑥				VU		NT	
164					ミツカドカタビラガイ科	コカタビラガイ	③⑤						NT	
165				オオノガイ目	オオノガイ科	ヒメマスオガイ	③				VU		VU	
166					オオノガイ	③⑥					NT		NT	
167					クシケマスオガイ	③					NT		VU	
168					クチベニガイ科	クチベニガイ	⑤⑥						NT	
合計 1門 3綱 16目 76科 168種							0種	0種	0種	0種	151種	0種	154種	12種

注1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-32 に基づく。

注2) 種名の配列等は、原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和4年11月、国土交通省）に準拠した。同目録にない種の種名は、「改訂新版世界文化生物大図鑑 貝類」（平成16年6月、世界文化社）に準拠した。

出典：①「第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成5年3月、環境省自然保護局）

②「第5回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査」（平成13～14年、環境省自然環境局生物多様性センター）

③「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－」（平成26年8月、福岡県）

④「レッドデータブックやまぐち2019」（平成31年3月、山口県）

⑤「福岡県産貝類目録」（昭和44年11月、高橋五郎）

⑥「山口県産貝類目録」（昭和31年3月、山口県立山口博物館）

⑦「紫川河川整備計画」（平成25年4月、福岡県）

表 4.1-41 重要な動物種（甲殻類その他）

No.	門名	綱名	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
							I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	刺胞動物門	花虫綱	ウミエラ目	ウミサボテン科	ウミサボテン	①							NT	
2	環形動物門	ゴカイ綱	サシバゴカイ目	ゴカイ科	ウチワゴカイ	①						NT	DD	
3					イトメ	①						NT	DD	
4			スピオ目	ツバサゴカイ科	ツバサゴカイ	①						EN	VU	
5			オフェリアゴカイ目	オフェリアゴカイ科	ニッポンオフェリア	①							DD	
6	星口動物門	サメハダホシムシ綱	サメハダホシムシ目	サメハダホシムシ科	アンチラサメハダホシムシ	①							DD	
7	節足動物門	軟甲綱	エビ目	ヌマエビ科	ヤマトヌマエビ	②④							NT	
8					ヒメヌマエビ	②④							NT	
9					トゲナシヌマエビ	②④							NT	
10				テッポウエビ科	クボミテッポウエビ	①						NT	NT	
11					ムツアシガニ科	ヒメムツアシガニ	①					NT	NT	
12					ベンケイガニ科	ウモレベンケイガニ	①					VU	VU	
13					クシテガニ	①						NT	NT	
14					ベンケイガニ	①						NT	NT	
15				モクズガニ科	ハマガニ	①③						NT	NT	
16					ヒメアシハラガニ	①						NT	NT	
17					タイワンヒライソモドキ	①③						NT	DD	
18				ムツハアリアケガニ科	ムツハアリアケガニ	①						NT		
19					アリアケガニ	①						VU	EN	
20					アリアケモドキ	①							VU	
21					カワスナガニ	①						NT		EN
22				オサガニ科	オサガニ	①						NT	NT	
23					ヒメヤマトオサガニ	①						NT	NT	
24					オオヨコナガピンノ	①						EN	EN	
25				スナガニ科	ハクセンシオマネキ	①						VU		VU
26					シオマネキ	①						VU		EN
27				メナシピンノ科	メナシピンノ	①						NT	NT	
28				カニダマシ科	ヤドリカニダマシ	①						NT		
29					ウチノミヤドリカニダマシ	①							EN	
30	腕足動物門	腕足綱	舌殻目	シャミセンガイ科	ミドリシャミセンガイ	①						DD	NT	
合計 5 門 5 綱 7 目 16 科 30 種							0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	19 種	25 種	3 種

注1) 重要な動物の選定基準は表 4.1-32 に基づく。

注2) 種名の配列等は、原則として「令和4年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和4年11月、国土交通省）に準拠した。同目録にない種の種名は、「改訂新版世界文化生物大図鑑 貝類」（平成16年6月、世界文化社）に準拠した。

出典：①「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－」（平成26年8月、福岡県）

②「レッドデータブックやまぐち2019」（平成31年3月、山口県）

③「紫川河川整備計画」（平成25年4月、福岡県）

④「北九州の淡水魚 エビ・カニ」（平成15年3月、北九州自然史友の会 水生動物研究部会）

③注目すべき生息地の状況

調査区域における確認位置が特定できた重要な動物種は表 4.1-42 に、確認位置は図 4.1-19 に示すとおりです。

調査区域では、陸生動物の重要な動物種としてカスミサンショウウオ、アカウミガメ（データ出典年：平成 22 年）、ハルゼミ、オオムラサキ、水生動物の重要な動物種としてスナメリの生息が記録されており、その確認位置が特定されています。

また、調査区域における注目すべき生息地は表 4.1-43 に、位置は図 4.1-20 に示すとおりです。「第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査」（平成 10 年 3 月、環境庁自然保護局）に自然海岸、「自然環境保全基礎調査 Web-GIS」（令和 5 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）に藻場、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（令和 5 年 3 月、環境省ホームページ）に響灘南部がそれぞれ記載されています。

実施区域には、自然海岸、藻場、響灘南部の一部があります。

表 4.1-42 確認位置が特定できた重要な動物種の状況

分類	番号	種名	選定基準								出典
			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
陸生動物	両生類	1 カスミサンショウウオ		国内			VU		VU	VU	①
	爬虫類	2 アカウミガメ		国際			EN		EN		②
	昆虫類	3 ハルゼミ							NT	VU	①
		4 オオムラサキ					NT		NT	NT	①
水生動物	哺乳類	5 スナメリ		国際					NT		③④

注 1) 表中の番号は図 4.1-19 に対応。

注 2) 重要な動物の選定基準は表 4.1-32 に基づく。

注 3) 種名の配列等は、原則として「令和 4 年度河川水辺の国勢調査生物リスト」（令和 4 年 11 月、国土交通省）に準拠した。

出典：①「第 2 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査」（昭和 54～56 年、環境庁）

②「海しる 海洋状況表示システム」（令和 5 年 3 月、海上保安庁ホームページ）

③「海棲哺乳類ストラッディングデータベース」（令和 5 年 3 月、国立科学博物館ホームページ）

④「センシティビティーマップ（環境アセスメントデータベース）」（令和 5 年 3 月、環境省ホームページ）

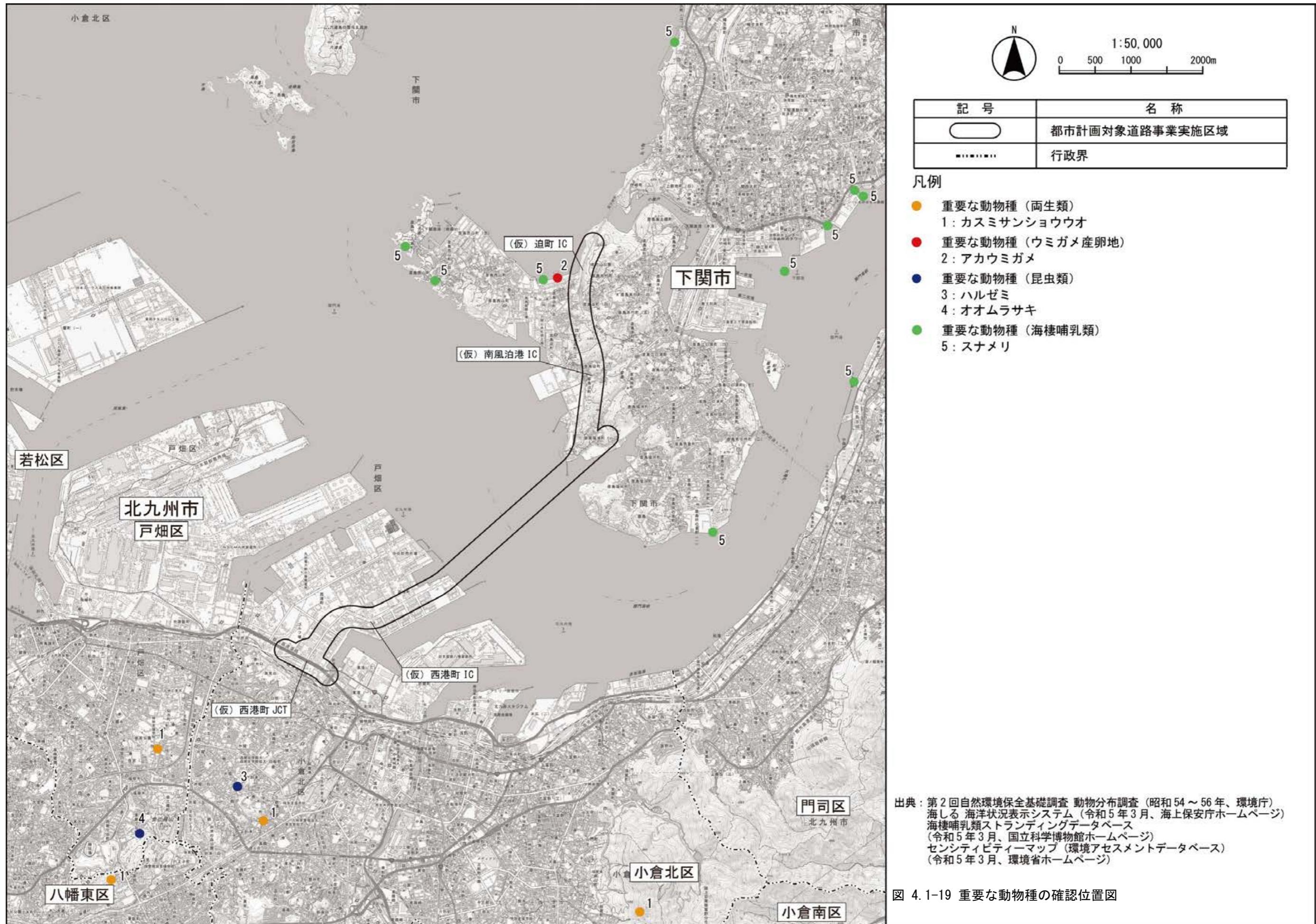
表 4.1-43 注目すべき生息地

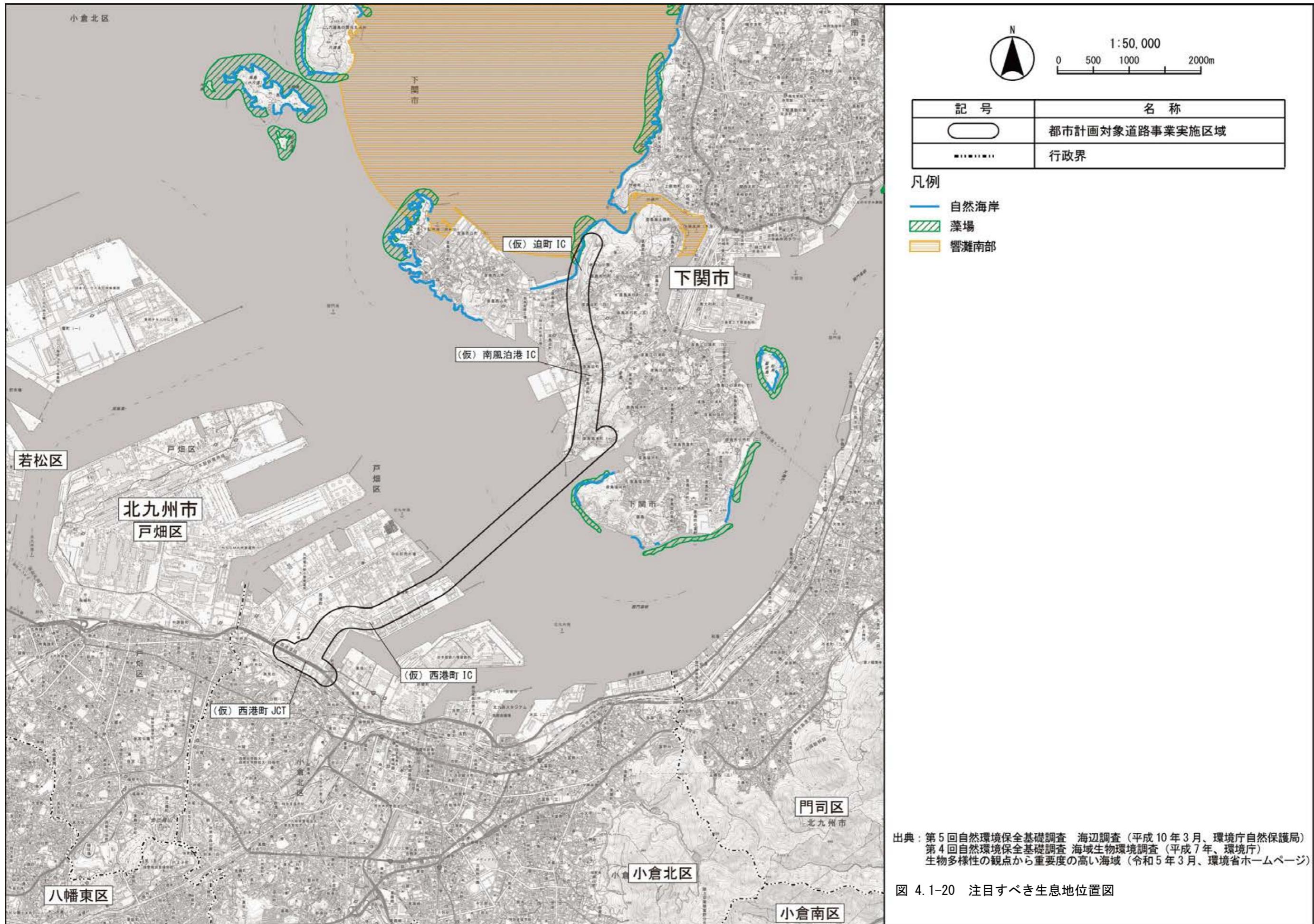
番号	生息域	選定基準	出典
1	自然海岸	人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境	①
2	藻場	人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然環境	②
3	響灘南部	種の生活史における重要性	③

出典：①「第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査」（平成 10 年 3 月、環境庁自然保護局）

②「第 4 回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査」（平成 7 年、環境庁）

③「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（令和 5 年 3 月、環境省ホームページ）





2) 植物の生育の状況、重要な種及び群落の状況

調査区域及びその周辺における植物の生育の状況、重要な種及び群落の確認に用いた既存資料は、表 4. 1-2 に示すとおりです。

なお、植物に係る既存資料の収集範囲については、調査区域及びその周辺における植物の生育の状況をより的確に反映させるため、実施区域から概ね片側 3km を含む関係市としました。

(1) 植生の状況

調査区域の現存植生図は図 4. 1-21 に、植生自然度図は図 4. 1-22 に示すとおりです。

調査区域は、主に平地となっており、平地では市街地や工場地帯等が広く分布し、開放水域が点在しています。水域としては、板垣川、紫川等の河川が流れているほか、洞海湾、響灘等の海域が広がっています。山地では主に常緑広葉樹二次林が広く分布しています。

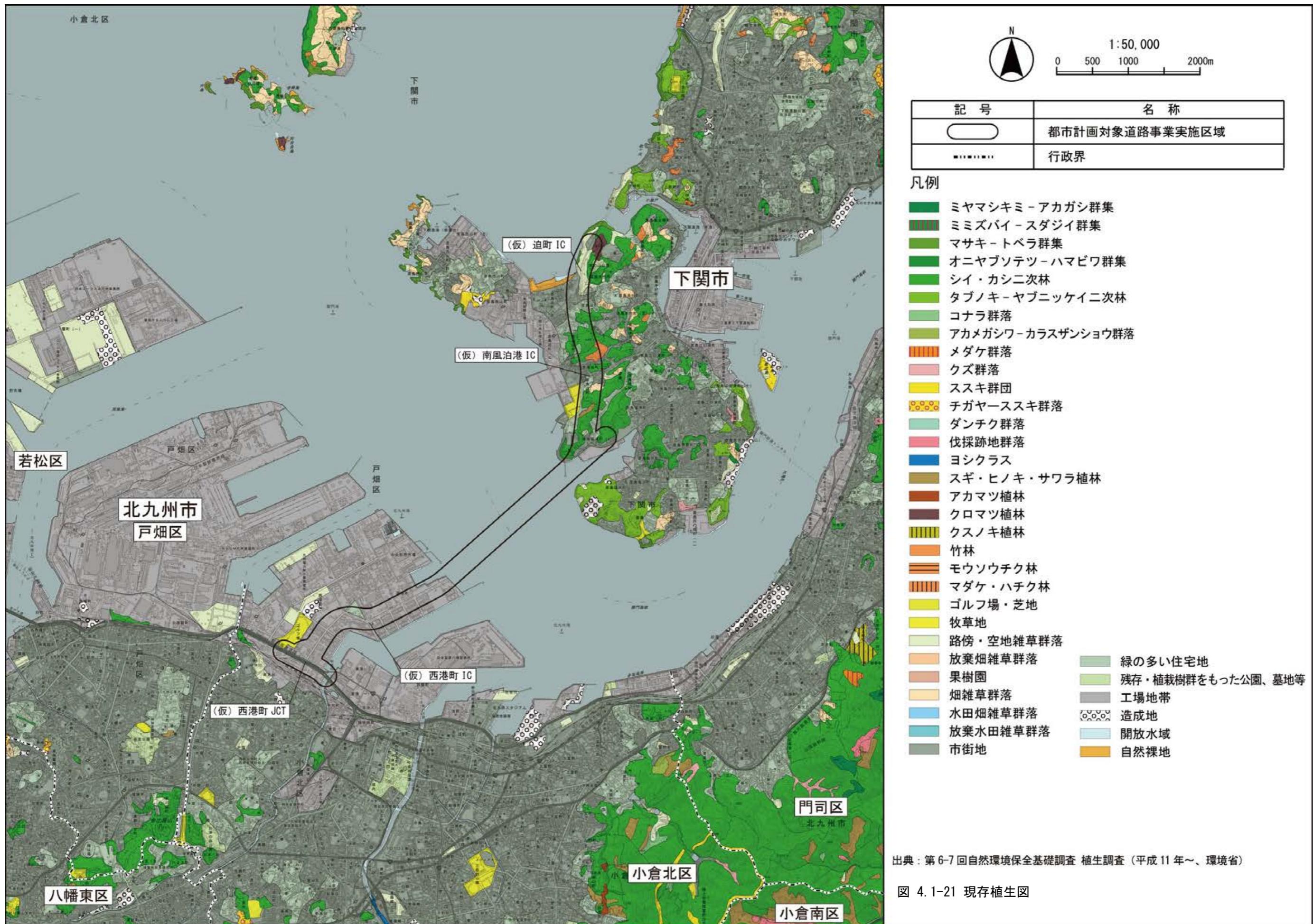
(2) 植物相の状況

① 陸生植物

調査区域及びその周辺において生育記録のある維管束植物としては 62 目 167 科 1,777 種が挙げられます。これらの種には海岸沿いに特徴的なコウキヤガラ、イワレンゲ、タイトゴメ、ハマエンドウ、ハチジョウスキ等の植物が含まれています。水田に見られるキツネノボタン、ミズハコベ、ミヅカクシ等も含まれています。その他、草地や林縁に生育するオトギリソウ、ノアザミ、湿地に生育するミズトンボ、サギソウ、ヌマトラノオ等も記録されています。

② 水生植物

調査区域及びその周辺において生育記録のある維管束植物としては 18 目 37 科 121 種が挙げられます。これらの種にはショウブ、オモダカ、キクモ等の抽水生の植物や、オニバス、ヒシ、アサザ等の浮遊性の植物、コアマモ、アマモ等の沈水性の植物が記録されています。



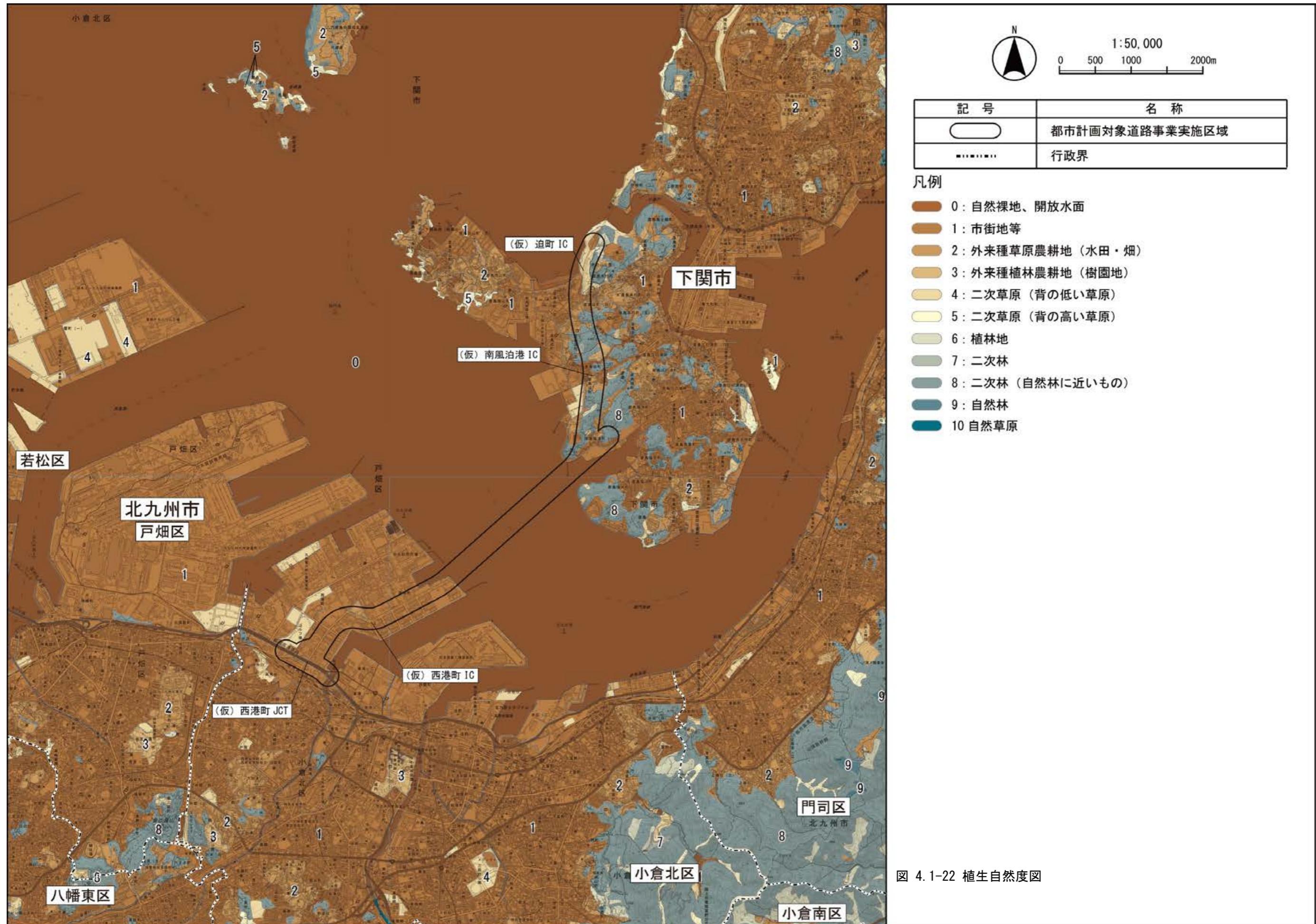


図 4.1-22 植生自然度図

(3) 重要な植物種及び群落の状況

① 重要な植物種及び群落の選定基準

重要な植物種の選定基準は表 4.1-44 に、重要な植物群落の選定基準は表 4.1-45 に示すとおりです。

表 4.1-44(1) 重要な植物種の選定基準

No.	法律、文献等	選定基準となる区分
I	文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)	特天：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物
	福岡県文化財保護条例 (昭和 30 年 4 月 1 日福岡県条例第 25 号、最終改正：平成 16 年 12 月 27 日福岡県条例第 65 号)	福天：福岡県指定天然記念物
	山口県文化財保護条例 (昭和 40 年 3 月 26 日山口県条例第 10 号、最終改正：令和 4 年 3 月 22 日山口県条例第 2 号)	山天：山口県指定天然記念物
	北九州市文化財保護条例 (昭和 45 年 4 月 1 日北九州市条例第 32 号、最終改正：平成 17 年 3 月 31 日北九州市条例第 26 号)	北天：北九州市指定天然記念物
	下関市文化財保護条例 (平成 17 年 2 月 13 日下関市条例第 118 号、最終改正：平成 17 年 3 月 18 日下関市条例第 331 号)	下天：下関市指定天然記念物
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
III	福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例 (令和 2 年 10 月 6 日福岡県条例第 42 号)	指定：指定希少野生動植物種
IV	山口県希少野生動植物種保護条例 (平成 17 年 3 月 18 日山口県条例第 8 号、最終改正：平成 17 年 7 月 12 日山口県条例第 52 号)	指定：指定希少野生動植物種
V	環境省レッドリスト 2020 の公表について (令和 2 年 3 月、環境省)	E X：絶滅 E W：野生絶滅 C R+E N：絶滅危惧 I 類 C R：絶滅危惧 I A 類 E N：絶滅危惧 I B 類 V U：絶滅危惧 II 類 N T：準絶滅危惧 D D：情報不足 L P：絶滅のおそれのある地域個体群
VI	福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－ (平成 23 年 11 月、福岡県)	E X：絶滅 E W：野生絶滅 C R：I A 類 E N：I B 類 V U：絶滅危惧 II 類 N T：準絶滅危惧 D D：情報不足 L P：絶滅のおそれのある地域個体群

表 4.1-44(2) 重要な植物種の選定基準

選定基準	選定基準となる区分
VII レッドデータブックやまぐち 2019 (平成 31 年 3 月、 山口県)	E X : 絶滅 E W : 野生絶滅 C R+E N : 絶滅危惧 I 類 C R : 絶滅危惧 I A 類 E N : 絶滅危惧 I B 類 V U : 絶滅危惧 II 類 N T : 準絶滅危惧 D D : 情報不足
VIII 国立・国定公園における植物の保護対策について (指定植物) (令和 5 年 3 月、 環境省ホームページ)	指定植物は、以下の①から⑧のいずれかの選定基準を満たし、風致の維持上又は生物多様性の保全上、その採取・損傷について規制する必要のある種 ①分布の特殊性を有する種 a: 分布の範囲が当該国立公園、国定公園及びその周辺に限定されている種 b: 隔離分布を呈する種 c: 当該国立公園、国定公園が国内における分布の東西南北の限界（もしくはそれに近い地域）となっている種 ②絶滅危惧種及び希少種 a: 環境省レッドリストの絶滅危惧種 絶滅危惧 I 類 (CR, EN)、II 類 (VU) の種 b: 地域的に特に個体数が少ない種 ③希少な動物の生息に必要な種 希少な動物（高山蝶等）の生息域にあって、当該動物と密接な種間関係（食草等）にある種 ④特殊な栄養摂取を行う種 a: 食虫植物 b: 腐生植物（菌従属栄養植物） c: 寄生植物 ⑤特殊な条件の立地に生育する種 以下のいずれか又は複数を主要な生育地とする種 a: 火山 b: 岩壁、岩隙地 c: 特殊岩石地 d: 崩壊性砂礫地 e: 雪崩斜面 f: 海岸断崖、砂丘 g: 風衝地 h: 風穴 i: 雪田 j: 高層湿原、中間湿原、湧水湿地 k: 池塘、流水縁 l: 塩沼地 m: 減水裸地（水位低下により一時的に生じる湿った裸地） n: 溪岸 o: 雲霧帶 p: 樹幹、樹上 ⑥季観を構成する特徴的な種 季節的な変化を見せる植物群落の構成種で特徴的な種 ⑦園芸業者、薬種業者、マニア等の採取対象となる種 商品的価値がある種又は収集の対象となる種 ⑧その他各公園の実情に応じて選定する種 選定基準①～⑦で選定されないが、学術的な観点や公園利用の観点、その他により各公園で特別に選定する必要がある場合に、本基準で選定する。

表 4.1-45 重要な植物群落の選定基準

No.	法律、文献等	選定基準となる区分
I	文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正 : 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)	特天 : 国指定特別天然記念物 国天 : 国指定天然記念物
	福岡県文化財保護条例 (昭和 30 年 4 月 1 日福岡県条例第 25 号、最終改正 : 平成 16 年 12 月 27 日福岡県条例第 65 号)	福天 : 福岡県指定天然記念物
	山口県文化財保護条例 (昭和 40 年 3 月 26 日山口県条例第 10 号、最終改正 : 令和 4 年 3 月 22 日山口県条例第 2 号)	山天 : 山口県指定天然記念物
	北九州市文化財保護条例 (昭和 45 年 4 月 1 日北九州市条例第 32 号、最終改正 : 平成 17 年 3 月 31 日北九州市条例第 26 号)	北天 : 北九州市指定天然記念物
II	下関市文化財保護条例 (平成 17 年 2 月 13 日下関市条例第 118 号、最終改正 : 平成 17 年 3 月 18 日下関市条例第 331 号)	下天 : 下関市指定天然記念物
	植物群落レッドデータブック <1996> (平成 8 年、(財) 日本自然保護協会、(財) 世界自然保護基金日本委員会)	4 : 緊急に対策必要 3 : 対策必要 2 : 破壊の危惧 1 : 要注意
III	自然環境保全基礎調査	第 1 回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然調査 (昭和 51 年、環境庁) 第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査 (昭和 57 年 2 月、環境庁) 第 3 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 (昭和 63 年、環境庁) 第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 (平成 12 年 3 月、環境庁) による特定植物群落
IV	福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－ (平成 23 年 11 月、福岡県)	I : 緊急に対策必要 II : 対策必要 III : 破壊の危惧 IV : 要注意
V	下関市環境基本計画 (中間見直し) (令和 5 年 3 月、下関市環境部環境政策課)	地域で重要と考えられている植物群落

② 重要な植物種の状況

調査区域及びその周辺において確認記録のある重要な植物種は、表 4.1-46 及び表 4.1-47 に示すとおりです。

重要な植物種は、法令・条例に基づく指定種のほか、「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(令和 2 年 3 月、環境省)、「福岡県の希少野生生物—福岡県レッドデータブック 2011—」(平成 23 年 11 月、福岡県)、「福岡県の希少野生生物—福岡県レッドデータブック 2014—」(平成 26 年 8 月、福岡県)、「レッドデータブックやまぐち 2019」(平成 31 年 3 月、山口県) 及び「国立・国定公園における植物の保護対策について（指定植物）」(令和 5 年 3 月、環境省ホームページ) の記載種が含まれています。

(a) 陸生植物

調査区域及びその周辺における重要な植物種として、タニヘゴ、イワレンゲ、ツチグリ、ハマサジ、コギシギシ、ウラギク等の 40 目 105 科 447 種が確認されています。

これらの重要な種の中には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) の国内希少野生動植物種であるハツシマラン、ハナカズラ、ヒナヒゴタイ、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」(令和 2 年 10 月 6 日福岡県条例第 42 号) の指定希少野生動植物種であるキビヒトリシズカ、サギソウ、トキソウ、オキナグサ、ヤシャビシャク、ムラサキ、「山口県希少野生動植物種保護条例」(平成 17 年 3 月 18 日山口県条例第 8 号、最終改正：平成 17 年 7 月 12 日山口県条例第 52 号) の指定希少野生動植物種であるキビヒトリシズカが含まれています。

表 4.1-46(1) 重要な植物種（陸生植物）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	ヒカゲノカズラ目	ヒカゲノカズラ科	ヒモヅル	①					VU	EN	CR	
2			マンネンスギ	①						CR	EN	
3			スギラン	①					VU	CR	CR	
4	イワヒバ目	イワヒバ科	タチクラマゴケ	③							VU	
5	ハナヤスリ目	ハナヤスリ科	シチトウハナワラビ	②							CR	
6			ハマハナヤスリ	①						CR	EN	
7	マツバラン目	マツバラン科	マツバラン	①					NT	EN	VU	
8	コケシノブ目	コケシノブ科	ツルホラゴケ	③							VU	
9	ウラボシ目	ホングウシダ科	エダウチホングウシダ	①						EN	EN	
10			サイゴクホングウシダ	①						EN		
11		イノモトソウ科	ハコネシダ	①						CR	EN	
12			ヒメウラジロ	①					VU	EN	VU	
13			キドイノモトソウ	①					VU	CR	CR	
14		チャセンシダ科	ヒノキシダ	③						EN		
15			コウザキシダ	③							VU	
16			コタニワタリ	①						CR		
17			イワトラノオ	③							VU	
18			アオガネシダ	③							VU	
19			トキシダ	③						CR		
20			ホウビシダ	③							NT	
21	イワヤシダ科	イワヤシダ	③								VU	
22	ヒメシダ科	テツホシダ	①							EN		
23	イワデンダ科	イヌイワデンダ	①						NT	EX		
24		コガネシダ	①							VU	CR	
25		イワデンダ	①							CR	CR	
26	ヌリワラビ科	ヌリワラビ	①							CR		
27	シシガシラ科	オサンシダ	①							EN		
28	メシダ科	ハコネシケチシダ	②								EN	
29		ツクシイヌワラビ	③								EN	
30		サキモリイヌワラビ	①③							CR		
31		サカバサトメシダ	③						VU	CR		
32		トゲカラクサイヌワラビ	③								CR	
33		アオグキイヌワラビ	①③						EN	CR		
34		ホソバシケシダ	③								VU	
35		ミドリワラビ	①							VU	CR	
36		イヨクジャク	②						EN	VU	CR	
37	オシダ科	ヒロハナライシダ	①						EN	CR		
38		イズヤブソテツ	②								CR	
39		メヤブソテツ	①							CR	CR	
40		ツクシイワヘゴ	③									②
41		ナチクジャク	①							CR	EN	
42		タカサゴシダ	②						NT	CR	CR	
43		ツクシオオクジャク	①							CR	CR	
44		ヌカイタチシダモドキ	③								VU	
45		ギフベニシダ	③								EN	
46		ワカナシダ	①							CR	EN	
47		タニヘゴ	③								NT	
48		ツツイイワヘゴ	①						CR	CR		
49		タチデンダ	①							EN	EN	⑧
50	シノブ科	シノブ	③									④d⑤b⑦
51	ウラボシ科	ハゴロモクリハラン	②								CR	
52		オシャグジデンダ	①							EN		

表 4.1-46(2) 重要な植物種（陸生植物）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
53	ヒノキ目	ヒノキ科	ネズミサシ	①						NT		
54	センリョウ目	センリョウ科	キビヒトリシズカ	①②			指定	指定	VU	CR	CR	
55	コショウ目	ウマノスズクサ科	タイリンアオイ	③								②⑦
56			フタバアオイ	①						NT		
57			クロフネサイシン	①					NT	VU		
58			サンヨウアオイ	⑤						VU		
59	クスノキ目	クスノキ科	ダンコウバイ	①						VU		
60	オモダカ目	サトイモ科	ツクシマムシグサ	①③						VU		
61			ヒロハテンナンショウ	①③						CR	CR	
62			ミツバテンナンショウ	①						NT	CR	
63	ヤマノイモ目	ヒナノシャクジョウ科	ヒナノシャクジョウ	①						CR	CR	②④c
64		ヤマノイモ科	キクバドコロ	③						VU		
65			ヒメドコロ	②③						EN		
66	タコノキ目	ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ	①②					VU	CR	CR	②④c
67		ビャクブ科	ヒメナベワリ	①③						VU		②
68	ユリ目	シュロソウ科	ツクシショウジョウバカマ	③								②⑥⑦
69			ツクバネソウ	③						VU		
70			ホソバシュロソウ	①						CR		
71		サルトリイバラ科	マルバサンキライ	①						CR	CR	⑧
72		ユリ科	ノヒメユリ	①③					EN	EN		②⑤b⑥⑦
73			コオニユリ	③⑤								⑤j⑥
74			タマガワホトトギス	①						CR		
75			アマナ	③						VU		
76	クサスギカズラ目	ラン科	ヒナラン	①③					EN	CR	VU	
77			シラン	①					NT	NT		②⑤d⑦
78			マメヅタラン	①					NT	VU	CR	②④d⑤b
79			ムギラン	①					NT	EN	VU	②④d⑤b
80			キエビネ	①③					EN	CR	NT	②⑥⑦
81			エビネ	①③					NT	VU	VU	⑥⑦
82			ナツエビネ	①					VU	CR	CR	②⑥⑦
83			サルメンエビネ	①					VU	CR	CR	
84			ギンラン	①③					VU	VU	⑥	
85			キンラン	①③					VU	VU	NT	⑥
86			クゲヌマラン	①					VU	CR		
87			ユウシュンラン	①					VU	CR	CR	
88			ヒメノヤガラ	②					VU		CR	
89			トケンラン	①					VU	CR	CR	
90			サイハイラン	③								②⑦
91			シュンラン	③								⑥⑦
92			マヤラン	①					VU	CR	CR	
93			クマガイソウ	①③					VU	CR	CR	
94			ツチアケビ	③								②⑥
95			セッコク	①③					VU	VU		
96			ササバラン	①					EN	CR	CR	
97			カキラン	③							NT	②⑤j⑥
98			タシロラン	①					NT	VU	VU	
99			アキザキヤツシロラン	①②						EN	CR	

表 4.1-46(3) 重要な植物種（陸生植物）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
100	(クサスギカズラ目)	(ラン科)	クロヤツシロラン	①						CR	EN	
101			ベニシュスラン	①②						CR	CR	
102			アケボノシュスラン	①③						VU		
103			ミヤマウズラ	③						NT	②	
104			シュスラン	③						CR	②⑦	
105			ダイサギソウ	①				EN	CR			
106			ミズトンボ	①③				VU	CR	VU	②⑤j⑤k⑥	
107			ムカゴソウ	①③				EN	VU	CR		
108			ムヨウラン	①⑤					CR	VU		
109			ホクリクムヨウラン	①					CR			
110			ムラサキムヨウラン	①				DD	CR			
111			クモキリソウ	①					VU	NT	②⑦	
112			コクラン	③⑤							②⑦	
113			ボウラン	①				NT	VU			
114			ハツシマラン	①	国内			CR	CR			
115			コケイラン	①③					VU		②⑦	
116			サギソウ	①	指定			NT	CR	VU	②⑤j⑤k⑥⑦	
117			ジンバイソウ	①③					EN	EN		
118			マイサギソウ	①					CR		②	
119			ヤマサギソウ	①③⑤					CR	VU		
120			コバノトンボソウ	①					CR	VU		
121			ツレサギソウ	①					CR			
122			ハシナガヤマサギソウ	①					CR	VU		
123			トキソウ	①③	指定			NT	CR	VU	②⑤j⑥	
124			ヤマトキソウ	①					CR	CR	②⑥	
125		キンバイザサ科	コキンバイザサ	②⑤					CR	EN		
126		アヤメ科	ヒオウギ	③						EN		
127			ノハナショウブ	①③						EN		⑤j⑤k⑥
128			ヒメシャガ	①				NT	CR			
129			エヒメアヤメ	②				VU	CR	CR		
130			トバタアヤメ	①					EW			
131		ススキノキ科	ノカシゾウ	③						NT		
132			アキノワスレグサ	①					CR			
133		ヒガンバナ科	ヤマラッキョウ	③							⑥	
134			ハマオモト	①③⑤					EN	VU		
135			キツネノカミソリ	③					EN			
136		クサスギカズラ科	クサスギカズラ	③					EN			
137			ハマタマボウキ	②③				EN	VU	EN		
138			キジカクシ	③					EN			
139			ヒメヤブラン	③⑤						NT		
140			ユキザサ	①③					EN	VU		
141	イネ目	イグサ科	ヒメコウガイゼキショウ	①					VU			
142			ヒロハノコウガイゼキショウ	①⑤					EN			
143			イヌイ	①③					CR			

表 4.1-46(4) 重要な植物種（陸生植物）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
144	(イネ目)	カヤツリグサ科	イトテンツキ	③					NT	CR	EN	
145			ベニイトスゲ	③							VU	
146			ヤマジスゲ	③							VU	
147			ダイセンスゲ	①③⑤						VU	VU	
148			タイワンスゲ	①					VU	EN		
149			ヒナスゲ	③							EN	
150			ウマスゲ	①						CR		
151			ヤガミスゲ	①						EN		
152			キノクニスゲ	①③⑤					NT	NT	VU	
153			ヌカスゲ	②							EN	
154			アワボスゲ	③							NT	
155			アカネスゲ	①					VU	CR	VU	⑧
156			ジングウスゲ	②					NT	CR	CR	
157			ツクシナルコ	①					EN	VU		
158			カンエンガヤツリ	②					VU		CR	
159			アオガヤツリ	③							NT	
160			ムギガラガヤツリ	①③					CR	EX		
161			ノハラテンツキ	①					VU	CR	VU	
162			ビロードテンツキ	②③⑤							EN	
163			クロタマガヤツリ	①②						CR	CR	
164			トラノハナヒゲ	③						CR		
165			イヌノハナヒゲ	③								⑤j⑥
166			カガシラ	③					VU	EX	CR	
167			シンジュガヤ	①③						EN		
168	イネ科	イネ科	ヒロハノハネガヤ	②						CR	CR	
169			ヒメコヌカグサ	③					NT	EN	NT	
170			ヒメノガリヤス	③							VU	
171			イトスズメガヤ	③							VU	
172			ウンヌケモドキ	③					NT	CR	EN	
173			ハイチゴザサ	①③⑤						VU		
174			ハマガヤ	①						VU		
175			テンキグサ	②⑤						VU	CR	
176			トウササクサ	③							VU	
177			スズメノコビエ	③							NT	
178			アワガエリ	③						EN	NT	
179			アソザサ	⑤							VU	
180			クマイザサ	③							DD	
181			ヒゲシバ	③							VU	
182	キンポウゲ目	ケシ科	ジロボウエンゴサク	③							VU	
183			キケマン	③							EN	
184		ツヅラフジ科	ミヤコジマツヅラフジ	⑤						VU		
185		メギ科	ルイヨウボタン	①						EN	CR	
186			バイカイカリソウ	②⑤						EN	EX	

表 4.1-46(5) 重要な植物種（陸生植物）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
187	(キンポウゲ目)	キンポウゲ科	タンナトリカブト	①						NT	VU	
188			ハナカズラ	①		国内			EN	CR		
189			タカネハンショウヅル	③								②
190			トリガタハンショウヅル	①						CR	CR	
191			シロバナハンショウヅル	①						NT	CR	②⑤c
192			トウゴクサバノオ	③							EN	
193			オキナグサ	①③		指定		VU	EN	CR	②⑦	
194			シマキツネノボタン	②⑤						CR		
195			シギンカラマツ	③						EN		
196	ヤマモガシ目	ヤマモガシ科	ヤマモガシ	③⑤							VU	
197	ユキノシタ目	ボタン科	ヤマシャクヤク	①					NT	EN	VU	⑥⑦
198		マンサク科	マンサク	③							NT	
199		カツラ科	カツラ	③							VU	
200		スグリ科	ヤシャビシヤク	①③		指定		NT	CR	CR		
201			ヤブサンザシ	①					CR			
202		ユキノシタ科	コガネネコノメソウ	③							VU	
203			クロクモソウ	①						VU		
204			オオチャルメルソウ	③								②
205			ジンジソウ	③⑤								②⑤k⑦
206			ナメラダイモンジソウ	①						CR		
207	ベンケイソウ科	ミツバベンケイソウ	①							EN	VU	
208		アオベンケイ	③							EN	②④d⑤b	
209		ツメレンゲ	①					NT	CR	VU	②④a⑤b	
210		イワレンゲ	②③⑤					VU	CR	EN		
211		ゲンカイイワレンゲ	①					VU	EN			
212		ウンゼンマンネングサ	①					VU	VU			
213		タコノアシ科	タコノアシ	①③				NT	VU	VU		
214	マメ目	マメ科	ユクノキ	①						CR	VU	
215			ヒメノハギ	①③						CR	VU	
216			シバハギ	③						EN	VU	
217			オオバヌスピトハギ	⑤							VU	
218			イヌハギ	①③				VU	EN	VU		
219			マキエハギ	①③					EN	NT		
220			ナンテンハギ	③⑤							VU	
221			ヒメハギ科	ヒナノキンチャク	①				EN	CR	EN	⑧
222	バラ目	クロウメモドキ科	クロウメモドキ	③							VU	
223			キビノクロウメモドキ	①				VU	VU			⑧
224		アサ科	クワノハエノキ	⑤						VU		
225		クワ科	ツルコウゾウ	③						CR		
226			カカツガユ	③						VU		
227		イラクサ科	ゲンカイヤブマオ	①						EN		
228			ヤナギイチゴ	③						NT		
229			ミヤマイラクサ	①						EN		⑧
230			ミヤコミズ	①						VU		⑧
231		バラ科	バクチノキ	③⑤							NT	
232			ズミ	①③						EX		
233			カワラサイコ	①②③						EN	CR	
234			ツチグリ	①③				VU	VU	VU		
235			ヒロハノカワラサイコ	②				VU			CR	
236			モリイバラ	①					VU			
237			ナンキンナナカマド	③						VU		

表 4.1-46(6) 重要な植物種（陸生植物）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
238	(バラ目)	(バラ科)	イワガサ	①						VU	VU	
239			シモツケ	③						NT		
240			イブキシモツケ	①						NT		⑤b⑤c
241	ブナ目	ブナ科	イヌブナ	①						EN		
242		カバノキ科	ヤシャブシ	①③						CR		
243			ハンノキ	①③						EN		
244	ニシキギ目	ニシキギ科	ヒゼンマユミ	⑤					EN	VU	EN	
245			ウメバチソウ	①③						VU	NT	②⑤k
246	キントラノオ目	トウダイグサ科	ノウルシ	①					NT	EN		
247		ヤナギ科	カワヤナギ	①						EN	CR	
248			ノヤナギ	①③						NT	EX	
249			サイコクキツネヤナギ	①						CR		
250		スミレ科	ヒゴスミレ	③							NT	
251			コミヤマスミレ	③							VU	
252			アケボノスミレ	①③						CR	VU	
253			シコクスミレ	①						VU	VU	①c②
254			フモトスミレ	③							VU	
255		アマ科	マツバニンジン	①					CR	CR	CR	
256		オトギリソウ科	トモエソウ	①						CR	CR	
257			アゼオトギリ	①					EN	EN	CR	
258			ツキヌキオトギリ	①					EN	EN		⑧
259	フウロソウ目	フウロソウ科	コフウロ	③							EN	
260	フトモモ目	アカバナ科	タニタデ	③							VU	
261	ムクロジ目	ムクロジ科	カジカエデ	③							CR	
262			メグスリノキ	①						CR	CR	
263			テツカエデ	①						CR	CR	
264		ミカン科	タチバナ	①					NT	CR	CR	
265	アオイ目	アオイ科	ハマボウ	①⑤						VU	VU	
266		ジンチョウゲ科	オニシバリ	①						VU		
267	アブラナ目	アブラナ科	ユリワサビ	③							NT	
268			コイヌガラシ	①③					NT	VU	NT	
269	ビャクダン目	ビャクダン科	カナビキソウ	③								⑧
270		オオバヤドリギ科	オオバヤドリギ	③							VU	
271	ナデシコ目	イソマツ科	ハマサジ	①③					NT	VU	NT	
272		タデ科	ハルトラノオ	③							VU	
273			ヒメタデ	①③					VU	NT	VU	
274			サイコクヌカボ	①					VU	EN	NT	
275			ヤナギヌカボ	①					VU	CR	NT	
276			ナガバノウナギツカミ	①③					NT	NT		
277			ウナギツカミ	①③						NT		
278			ヌカボタデ	①③					VU	CR	CR	
279			シマヒメタデ	①						NT	EN	
280			オオネバリタデ	①③						NT		
281			ネバリタデ	①③						NT		
282			コギシギシ	①③					VU	VU	NT	
283			マダイオウ	③						NT	VU	
284		モウセンゴケ科	モウセンゴケ	①③					VU			②④b
285			コモウセンゴケ	③						VU		

表 4.1-46(7) 重要な植物種（陸生植物）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
286	(ナデシコ目)	ナデシコ科	オオヤマフスマ	①③						NT	CR	
287			タチハコベ	①③					VU	CR	CR	
288			ワチガイソウ	①						VU	VU	
289			ヒメケフシグロ	③							CR	
290			フシグロ	③								⑧
291			ウシオツメクサ	④						CR		
292		ヒユ科	イソホウキギ	①					VU			
293			ヒロハマツナ	①				VU	EN	CR		
294	ミズキ目	アジサイ科	ギンバイソウ	①					EN	VU		
295			ブンゴウツギ	③				VU		DD		
296			ノリウツギ	③						NT		
297			バイカウツギ	①③						NT		⑧
298			バイカアマチャ	①						CR		
299	ツツジ目	カキノキ科	リュウキュウマメガキ	①						CR		
300			トキワガキ	①					EN	VU		
301		サクラソウ科	リュウキュウコザクラ	①③						CR	CR	
302			カラタチバナ	③						EN		
303		ツバキ科	サザンカ	①						NT		
304		ハイノキ科	クロミノサワフタギ	③⑤							CR	
305			カンザブロウノキ	③						VU		
306		エゴノキ科	オオバアサガラ	①					VU			
307		ツツジ科	ウメガサソウ	③⑤					EN	NT	②	
308			ギンリョウソウモドキ	③						VU	②	
309			ギンリョウソウ	③							②	
310			マルバノイチヤクソウ	①					CR	CR	①b②	
311			ヒカゲツツジ	①					CR			
312			ゲンカイツツジ	①				NT	NT	CR	②⑥	
313			キシツツジ	①					CR			
314	リンドウ目	アカネ科	クルマムグラ	③						VU		
315			ルリミニキ	①③⑤					NT	VU		
316			サツマイナモリ	③							②⑥	
317			イナモリソウ	①②③					VU	EN		
318			オオキヌタソウ	①					CR	VU		
319		リンドウ科	リンドウ	①③					VU		⑥	
320			コケリンドウ	①					CR	CR		
321			センブリ	③							⑦	
322			ムラサキセンブリ	①③				NT	VU	NT	②	
323			イヌセンブリ	①				VU	EN	VU	②⑤j	
324	キョウチクトウ科	キョウチクトウ科	クサタチバナ	②				NT		CR		
325			ロクオンソウ	①②				VU	CR	CR		
326			フナバラソウ	①③				VU	VU			
327			タチカモメヅル	①②③					CR	EN		
328			イヨカズラ	②⑤					VU	CR		
329			スズサイコ	①③				NT	VU	NT	⑧	
330	ナス目	ヒルガオ科	マメダオシ	②③⑤				CR		CR		
331			アオイゴケ	⑤					NT			
332		ナス科	ヤマホオズキ	①②③				EN	CR	CR	⑧	
333			イガホオズキ	①③					EN	VU		
334			アオホオズキ	①				VU	CR	CR		
335			ハシリドコロ	①						EN		
336			マルバノホロシ	①③					EN			

表 4.1-46(8) 重要な植物種（陸生植物）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
337	ムラサキ目	ムラサキ科	オオルリソウ	①③						EN	VU	
338			ムラサキ	①			指定		EN	EN	CR	⑧
339	シソ目	モクセイ科	アオダモ	③							VU	
340			シオジ	③							VU	
341			サイゴクイボタ	③							CR	
342			シマモクセイ	②⑤						NT	EN	
343		オオバコ科	マルバノサワトウガラシ	①					VU	CR	CR	
344			オオアブノメ	①					VU	CR		
345			トウオオバコ	①③					VU	CR		
346			イヌノフグリ	①③					VU	EN	NT	
347			トラノオスズカケ	①③						CR		
348	ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ	②③					VU	VU	EN		
349		ヒナノウスツボ	③						VU	VU		
350		オオヒナノウスツボ	②③						VU	EN		
351	シソ科	オウギカズラ	③							VU		
352		ジュウニヒトエ	②							EN		
353		トサムラサキ	②				VU			EN		
354		オオマルバノテンニンソウ	③							VU		
355		フトボナギナタコウジュ	②							CR		
356		キセワタ	①				VU	VU	EN			
357		ヤマジソ	①③					NT	CR	EN		
358		スズコウジュ	②						CR	EN		
359		ミゾコウジュ	③					NT	NT	VU	⑧	
360		コナミキ	①				VU	CR	CR			
361		ハナタツナミソウ	②							EN		
362		ナミキソウ	①③⑤						CR			
363		イヌゴマ	①						CR	EN		
364		エゾニガクサ	①				EN	CR	CR			
365		カリガネソウ	①						CR	NT		
366	ハエドクソウ科	ミゾホオズキ	③							NT		
367		ハエドクソウ	②③							EN		
368	ハマウツボ科	オオナンバンギセル	①						CR	CR		
369		ゴマクサ	①⑤				VU	CR	CR			
370		キュウシュウコゴメグサ	①						CR	CR	②	
371		ヤマウツボ	①						EN			
372		ホソバママコナ	①				EN	EX	VU			
373		クチナシグサ	②							CR		
374		オカウツボ	①						CR		②	
375		シオガマギク	③							VU		
376		キヨスミウツボ	①②						CR	EN	②	
377		ヒキヨモギ	①						EN			
378	タヌキモ科	ミミカキグサ	①						EN		②④b⑤j	
379		ホザキノミミカキグサ	①⑤						VU		②④b⑤j	
380	キツネノマゴ科	オギノツメ	③							NT		
381		スズムシバナ	①③						CR	VU		
382	キク目	キキョウ科	ソバナ	①					CR	CR		
383			ツルギキョウ	②				VU	CR	CR		
384			サワギキョウ	①③					VU	NT	⑤j⑤k⑥	
385			キキョウ	①				VU	VU	NT	⑥⑦	

表 4.1-46(9) 重要な植物種（陸生植物）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
386	(キク目)	キク科	モミジハグマ	①③						EN	EN	
387			ホソバノヤマハハコ	③						CR		
388			クソニンジン	①						CR		
389			フクド	①③					NT	VU		
390			ワタヨモギ	⑤					EN		DD	
391			ニショモギ	③						VU		
392			イヌヨモギ	①⑤						CR	NT	
393			ハマベノギク	③						VU		
394			ヒメシオン	③						VU		
395			ブゼンノギク	①					NT	CR		
396			サワシロギク	①⑤						CR		
397			ダルマギク	①③⑤						NT	NT	
398			オケラ	①③⑤						EN		
399			ホソバガンクビソウ	③						VU		
400			ヒメガンクビソウ	③						NT		
401			モリアザミ	①⑤						CR		②⑥⑦
402			ヤナギアザミ	③						CR		
403			ヨシノアザミ	⑤						CR		
404			クサヤツデ	①						EN		
405			ヒゴタイ	①					VU	CR	CR	
406			チョウセンスイラン	①					NT	EN		⑧
407			スイラン	③								⑧
408			オグルマ	①③⑤						VU		
409			ホソバオグルマ	①					VU	EN	NT	
410			カセンソウ	①③						VU		
411			ホソバニガナ	①					EN	EN	CR	
412			シロバナニガナ	③						VU		
413			タカサゴソウ	①③⑤					VU	VU	VU	⑧
414			オタカラコウ	③						CR		
415			ハンカイソウ	③							②⑤j⑥	
416			オオモミジガサ	①						CR	VU	
417			テバコモミジガサ	①						CR	CR	
418			ナガバノコウヤボウキ	①						EN		
419			アキノハハコグサ	①③					EN	CR	CR	
420			ヒメヒゴタイ	①③⑤					VU	VU	VU	②⑥
421			ツクシトウヒレン	①					EN	EN		
422			ヒナヒゴタイ	①	国内				EN	CR		
423			キクアザミ	②							CR	
424			タムラソウ	②③⑤							EN	
425			メナモミ	②③							CR	
426			ヤブレガサ	①③						NT		
427			ニシノヤマタイミンガサ	①						VU	VU	
428			ヤマザトタンボ ^ボ	②⑤					NT		CR	
429			キビシロタンボ ^ボ	①						CR	NT	
430			カンサイタンボ ^ボ	③							VU	
431			ツクシタンボ ^ボ	③					VU	EN		⑧
432			モウコタンボ ^ボ	①						EN		
433			サワオグルマ	③								②⑤j⑥
434			ウラギク	①③④⑥					NT	EN	NT	
435			オナモミ	③④⑥					VU		EN	

表 4.1-46(10) 重要な植物種（陸生植物）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
436	セリ目	セリ科	ヨロイグサ	①③④⑤						VU		
437			ミシマサイコ	①③⑤					VU	VU	VU	⑧
438			ヤマゼリ	①						EN	CR	
439			ミツバグサ	③								②⑥
440			ムカゴニンジン	②⑤							CR	
441	マツムシソウ目	ガマズミ科	チヨウジガマズミ	①					NT	VU		②⑤c⑥
442			ハクサンボク	③⑤							NT	
443			カンボク	②							CR	
444			オトコヨウゾメ	③							NT	
445		スイカズラ科	ナベナ	①③						CR	CR	
446			マツムシソウ	①						EX	CR	
447			イワツクバネウツギ	①					VU	VU	CR	⑧
合計 40 目 105 科 447 種					0 種	3 種	6 種	1 種	131 種	308 種	301 種	90 種

注 1) 重要な植物の選定基準は表 4.1-44 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-令和 4 年度版-」（令和 4 年 11 月、水情報国土データ管理センター）に準拠した。

出典：①「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」（平成 23 年 11 月、福岡県）

②「レッドデータブックやまぐち 2019」（平成 31 年 3 月、山口県）

③「福岡県植物誌」（昭和 50 年 7 月、福岡県高等学校生物研究部会）

④「紫川水系の植物相」（平成 11 年 2 月、歌と植物を語る会）

⑤「山口県植物誌」（昭和 47 年 12 月、山口県植物誌刊行会）

⑥「紫川河川整備計画」（平成 25 年 4 月、福岡県）

(b) 水生植物

調査区域及びその周辺における重要な植物種として、ミズニラ、コウホネ、マルバオモダカ、アマモ、フトヒルムシロ、ノタヌキモ等の 14 目 26 科 78 種が確認されています。

これらの重要な種の中には、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」（令和 2 年 10 月 6 日福岡県条例第 42 号）の指定希少野生動植物種であるミズスギナが含まれています。

表 4.1-47(1) 重要な植物種 (水生植物)

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
1	ミズニラ目	ミズニラ科	ミズニラ	③					NT		NT	
2			シナミズニラ	①					VU	CR		
3			オオバシナミズニラ	①					EN	CR	EN	
4	サンショウモ目	デンジソウ科	デンジソウ	②③					VU	CR	CR	
5			サンショウモ科	アカウキクサ	③				EN	CR	VU	
6			サンショウモ	①③					VU	CR	CR	
7	ウラボシ目	イノモトソウ科	ミズワラビ	①					EN			
8	スイレン目	スイレン科	オニバス	①③					VU	EN		
9			コウホネ	①③						VU		
10	オモダカ目	オモダカ科	マルバオモダカ	①③					VU	EX		
11			アギナシ	①					NT	CR		
12		トチカガミ科	マルミスブタ	①③					VU	CR	VU	
13			ヤナギスブタ	①③						CR	VU	
14			トチカガミ	①②③					NT	CR	CR	
15			ムサシモ	①					EN	CR		
16			イトトリゲモ	①					NT	CR	DD	
17			イバラモ	①③						CR	CR	
18			トリゲモ	①③					VU	CR	DD	
19			ミズオオバコ	①③					VU	EN		
20			セキショウモ	①③⑤						VU		
21		シバナ科	シバナ	①③					NT	EN	VU	
22	アマモ科	コアマモ	③						DD			
23		アマモ	①③							NT		
24	ヒルムシロ科	イトモ	①③④						NT	EN	NT	
25		フトヒルムシロ	①							EN		
26		ガシャモク	①						CR	CR		
27		センニンモ	①							EN		
28		オヒルムシロ	②④								CR	
29		ヒロハノエビモ	①							CR		
30		ツツイトモ	①						VU	CR		
31		ササバモ	③								EN	
32		リュウノヒゲモ	①						NT	EN	CR	
33		カワツルモ科	カワツルモ	①③					NT	EN	CR	
34	ツユクサ目	ミズアオイ科	ミズアオイ	①					NT	CR	CR	
35	イネ目	ガマ科	ミクリ	①③					NT	CR		
36			オオミクリ	①②					VU	CR	CR	
37			ヤマトミクリ	①②					NT	EN	EN	
38			ナガエミクリ	①					NT	EN	VU	
39			ヒメミクリ	①					VU	CR	EN	
40			コガマ	③						VU		
41			クロイヌノヒゲ	③					NT			
42		ホシクサ科	オオホシクサ	①						EN		
43			ホシクサ	①						CR		
44			ツクシクロイヌノヒゲ	①					VU	VU		
45			クロホシクサ	①②③④					VU	CR	EN	
46			ドロイ	①③						CR	CR	
47		イグサ科	ホソイ	③④							VU	

表 4.1-47(2) 重要な植物種（水生植物）

No.	目名	科名	種名	出典	重要種選定基準							
					I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
48	(イネ目)	カヤツリグサ科	ミスミイ	①③					EN	EX	CR	
49			セイタカハリイ	①					CR			
50			スジヌマハリイ	①					VU	EN		
51			マシカクイ	③						VU		
52			アオテンツキ	③						VU		
53			ツクシカンガレイ	①					EN	CR		
54			マツカサススキ	②						CR		
55		イネ科	ヒナザサ	①					NT	VU		
56			ヒロハノドジョウツナギ	②						CR		
57			ウキシバ	③						VU		
58	キンポウゲ目	キンポウゲ科	ヒメバイカモ	①					EN	EW		
59	ユキノシタ目	アリノトウグサ科	タチモ	①					NT	CR	VU	
60	フトモモ目	ミソハギ科	ミズスギナ	①			指定		CR	CR		
61			ミズマツバ	①③④					VU	VU		
62			ホザキキカシグサ	③					EN	EN		
63			ヒメビシ	①					VU	EX		
64	アブラナ目	アブラナ科	ミズタガラシ	③						VU		
65			ワサビ	③						VU		
66	ナデシコ目	ヒユ科	シチメンソウ	①③					VU	EN		
67	シソ目	オオバコ科	シソクサ	①③					EN	EN		
68			コキクモ	①					VU	CR		
69			カワヂシャ	①③④					NT	NT		
70		シソ科	ミズネコノオ	①③					NT	CR	CR	
71			ミズトラノオ	①③					VU	CR		
72		タヌキモ科	ノタヌキモ	①③					VU	EN	EN	
73			ミカワタヌキモ	①					VU	CR		
74			タヌキモ	③					NT	EN		
75			ムラサキミミカキグサ	①					NT	VU	NT	②④b⑤j
76	キク目	ミツガシワ科	ミツガシワ	②④					EX	CR		
77			ガガブタ	①					NT	VU		
78			アザザ	①					NT	CR	NT	
合計 14 目 26 科 78 種					0 種	0 種	1 種	0 種	50 種	67 種	40 種	1 種

注 1) 重要な植物の選定基準は表 4.1-44 に基づく。

注 2) 種名の配列等は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-令和 4 年度版-」(令和 4 年 11 月、水情報国土データ管理センター) に準拠した。

出典: ①「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック 2011-」(平成 23 年 11 月、福岡県)

②「レッドデータブックやまぐち 2019」(平成 31 年 3 月、山口県)

③「福岡県植物誌」(昭和 50 年 7 月、福岡県高等学校生物研究部会)

④「山口県植物誌」(昭和 47 年 12 月、山口県植物誌刊行会)

⑤「紫川河川整備計画」(平成 25 年 4 月、福岡県)

③ 重要な植物群落の状況

調査区域において記録のある重要な植物群落は表 4.1-48 に、位置は図 4.1-23 に示すとおりです。

調査区域における重要な植物群落として 4 群落が指定されています。「下関市環境基本計画（中間見直し）」（令和 5 年 3 月、下関市環境部環境政策課）に指定されている植物群落として彦島弟子待町中山龍神社叢等 4 群落があります。

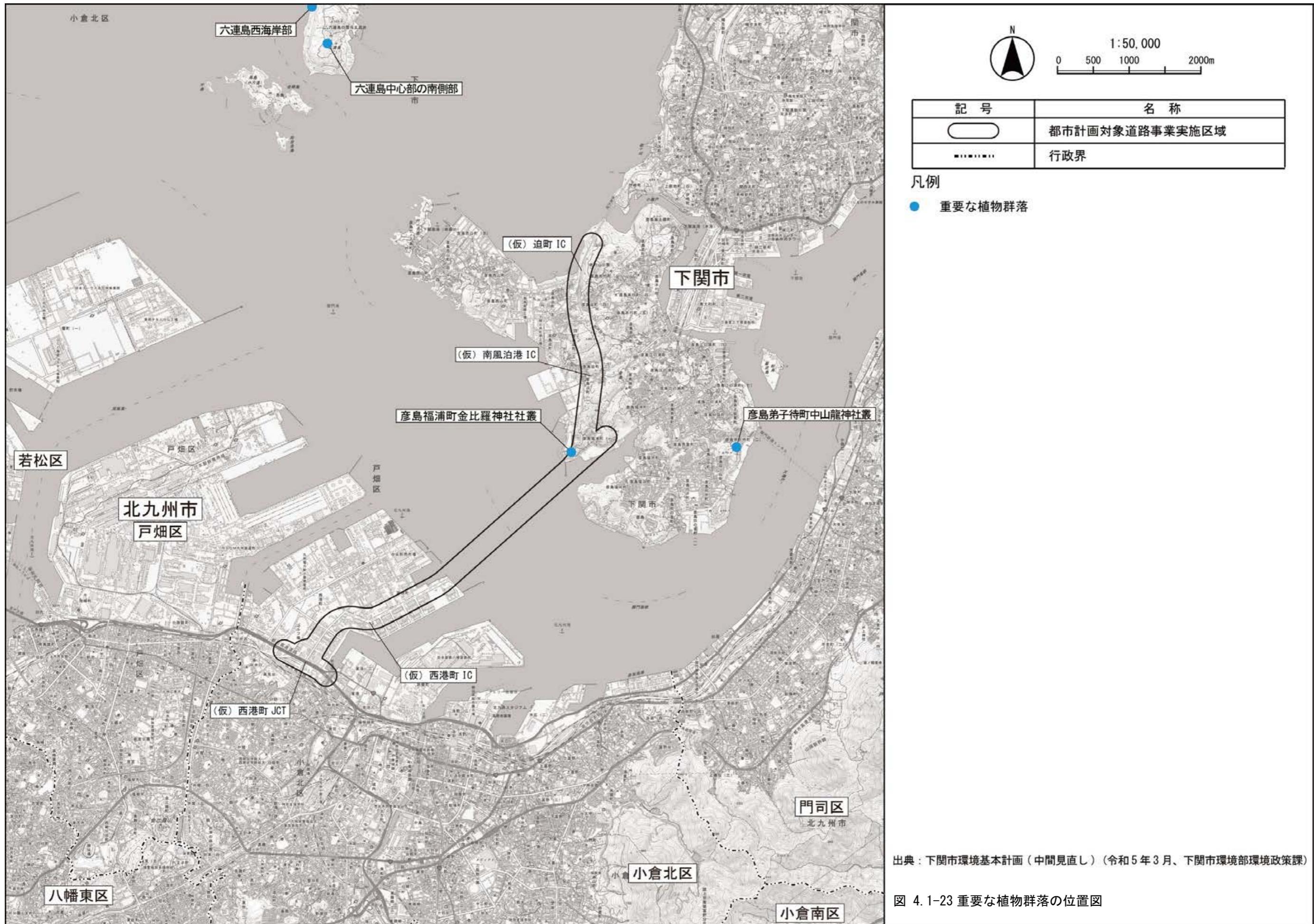
実施区域には、彦島福浦町金比羅神社社叢があります。

表 4.1-48 重要な植物群落の状況

番号	群落名	選定基準				
		I	II	III	IV	V
1	彦島福浦町金比羅神社社叢					○
2	彦島弟子待町中山龍神社叢					○
3	六連島中心部の南側部					○
4	六連島西海岸部					○

注) 重要な群落等の選定基準は表 4.1-45 に基づく。

出典:「下関市環境基本計画（中間見直し）」（令和 5 年 3 月、下関市環境部環境政策課）



(4) 重要な植物種（天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹）

① 天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹の選定基準

天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹の選定基準は、表 4.1-49 に示すとおりです。

表 4.1-49 重要な植物種（天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹）の選定基準

No.	法律、文献等	選定基準となる区分
I	文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正 : 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号)	特天 : 国指定特別天然記念物 国天 : 国指定天然記念物
	福岡県文化財保護条例 (昭和 30 年 4 月 1 日福岡県条例第 25 号、最終改正 : 平成 16 年 12 月 27 日福岡県条例第 65 号)	福天 : 福岡県指定天然記念物
	山口県文化財保護条例 (昭和 40 年 3 月 26 日山口県条例第 10 号、最終改正 : 令和 4 年 3 月 22 日山口県条例第 2 号)	山天 : 山口県指定天然記念物
	北九州市文化財保護条例 (昭和 45 年 4 月 1 日北九州市条例第 32 号、最終改正 : 平成 17 年 3 月 31 日北九州市条例第 26 号)	北天 : 北九州市指定天然記念物
II	下関市文化財保護条例 (平成 17 年 2 月 13 日下関市条例第 118 号、最終改正 : 平成 17 年 3 月 18 日下関市条例第 331 号)	下天 : 下関市指定天然記念物
	自然環境保全基礎調査	第 4 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 (平成 7 年、環境庁) による巨樹・巨木林
III	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 (昭和 37 年 5 月 18 日法律第 142 号、最終改正 : 平成 16 年 6 月 18 日法律第 111 号)	保存樹

②天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹（検討対象）の選定結果

調査区域において記録のある天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹は表 4.1-50 に、位置は図 4.1-24 に示すとおりです。

調査区域における巨樹・巨木林として、クスノキ、イチョウなど 10 箇所、保存樹として 17 箇所が指定されています。なお、天然記念物はありません。

実施区域には、巨樹・巨木林及び保存樹はありません。

表 4.1-50 (1) 重要な植物種（巨樹・巨木林）の状況

番号	樹種	番号	樹種
1	クスノキ	6	クロガネモチ
2	イチョウ	7	イチョウ
3	ハゼ	8	スダジイ
4	クスノキ	9	イチョウ
5	エノキ	10	イチョウ

注) 表中の番号は図 4.1-24 に対応。

出典：「第4回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」（平成7年、環境庁）

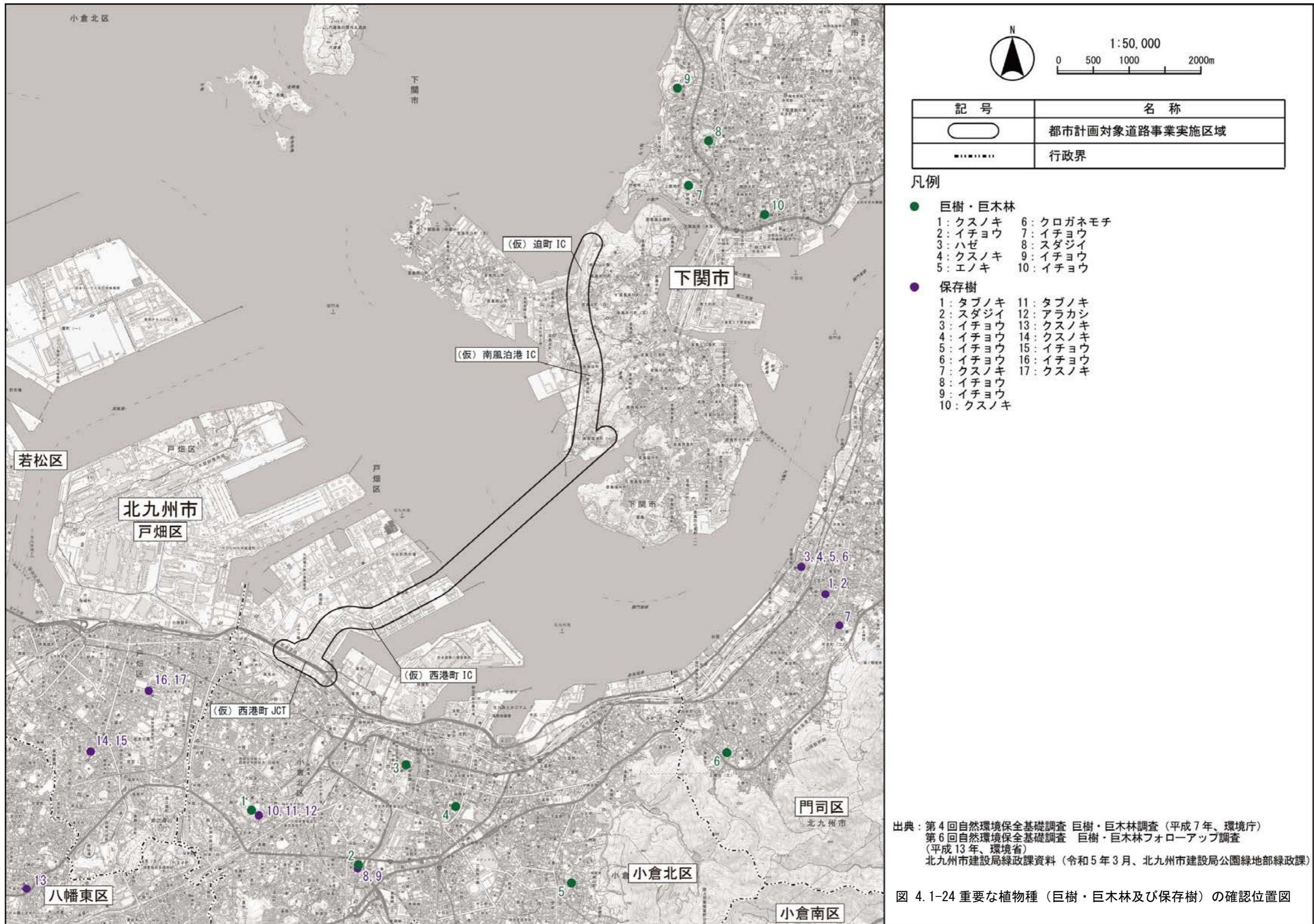
「第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査」（平成13年、環境省）

表 4.1-50 (2) 重要な植物種（保存樹）の状況

番号	名称	樹種	所在地	
1	門司 14	タブノキ	大里戸ノ上 1 丁目 11-25	御所神社
2	門司 15	スダジイ	大里戸ノ上 1 丁目 11-25	御所神社
3	門司 17	イチョウ	大里本町 2 丁目 7-21	佛願寺
4	門司 18	イチョウ	大里本町 2 丁目 7-21	佛願寺
5	門司 19	イチョウ	大里本町 2 丁目 7-21	佛願寺
6	門司 20	イチョウ	大里本町 2 丁目 7-21	佛願寺
7	門司 47	クスノキ	柳町 4 丁目 9	
8	小倉北 6	イチョウ	木町 2 丁目 12-34	西安寺
9	小倉北 7	イチョウ	木町 2 丁目 12-34	西安寺
10	小倉北 20	クスノキ	上到津 1 丁目 8-1	到津八幡神社
11	小倉北 21	タブノキ	上到津 1 丁目 8-1	到津八幡神社
12	小倉北 23	アラカシ	上到津 1 丁目 8-1	到津八幡神社
13	八幡東 7	クスノキ	上本町 2 丁目 4-8	敬教寺
14	戸畠 2	クスノキ	菅原 1 丁目 10-15	菅原神社
15	戸畠 10	イチョウ	菅原 1 丁目 10-15	菅原神社
16	戸畠 5	イチョウ	沢見 1 丁目 8-1	寂光寺
17	戸畠 7	クスノキ	沢見 1 丁目 8-1	寂光寺

注) 表中の番号は図 4.1-24 に対応。

出典：「北九州市建設局緑政課資料」（令和5年3月、北九州市建設局公園緑地部緑政課）



3) 生態系の状況

調査区域及びその周辺における生態系の確認に用いた既存資料は、表 4.1-2 に示すとおりです。

なお、生態系に係る既存資料の収集範囲については、調査区域及びその周辺における動植物の生息又は生育の状況をより的確に反映させるため、実施区域から概ね片側 3km を含む関係市としました。

(1) 自然環境類型区分

① 自然環境の類型化及び生息・生育環境の分類

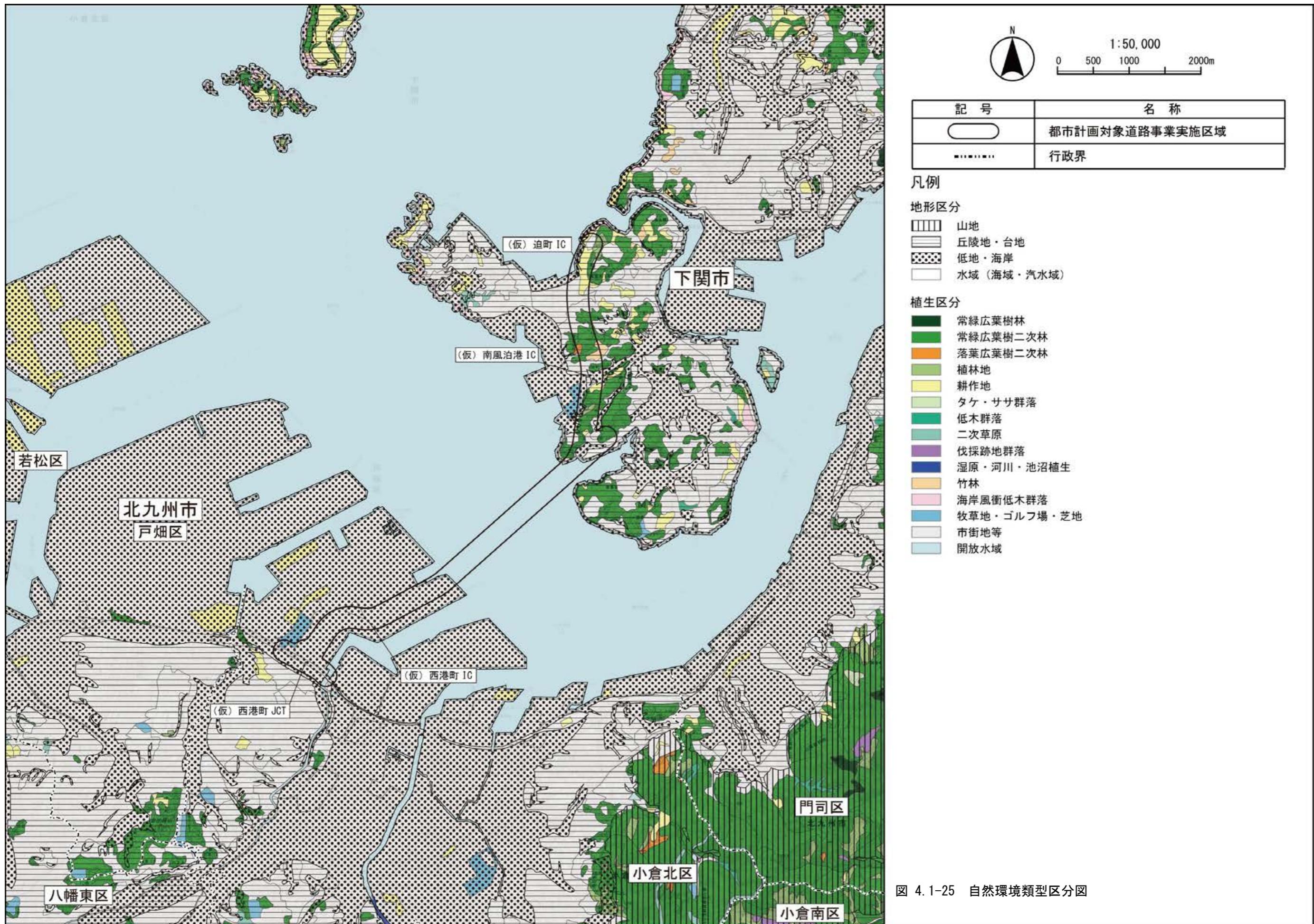
調査区域の自然環境について、生物の生息・生育基盤となっている地形条件及び植生条件の情報を重ね合わせることにより自然環境の類型区分を行い、生態系の概略を把握しました。調査区域における自然環境類型区分は、表 4.1-51 及び図 4.1-25 に示すとおりです。なお、自然環境類型区分図は、動物や植物の生息・生育環境として関連が強いと考えられる地形分類図と現存植生図を基に作成しました。

調査区域における自然環境は、山地で 4 類型、丘陵地・台地で 5 類型、低地・海岸で 6 類型、水域（海域・汽水域）で 1 類型に区分され、樹林、工業地帯、市街地が広く分布しています。

実施区域は丘陵地・台地、低地・海岸、水域（海域・汽水域）に位置し、樹林、工業地帯が分布しています。

表 4.1-51 調査区域における自然環境類型区分の概要

自然環境類型区分		主要な植生等
地形区分	植生区分等	
山地	常緑広葉樹林	ミヤマシキミーアカガシ群集
	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林
	落葉広葉樹二次林	アカメガシワーカラスザンショウ群落、コナラ群落
	植林地	クロマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林
丘陵地・台地	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ三次林
	植林地	クロマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林
	耕作地	畑雜草群落、路傍・空地雜草群落、竹林
	二次草原	ススキ群団
	市街地等	緑の多い住宅地、市街地、工業地帯
低地・海岸	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林
	海岸風衝低木群落	マサキートベラ群集
	耕作地	畑雜草群落
	牧草地・ゴルフ場・芝地	ゴルフ場・芝地
	市街地等	緑の多い住宅地、市街地、工業地帯、造成地、自然裸地
	開放水域	開放水域
水域（海域・汽水域）	開放水域	開放水域



(2) 地域を特徴づける生態系の抽出及びその状況

調査区域の生態系は、山地、丘陵地・台地、低地・海岸、水域（海域・汽水域）の生態系に大きく区分されると考えられますが、調査区域には丘陵地・台地、低地・海岸、水域（海域・汽水域）が広く分布しており、山地の範囲は一部に限られることから、調査区域の地域を特徴づける生態系は、丘陵地・台地、低地・海岸、水域（海域・汽水域）の生態系であると考えられます。また、調査区域における生態系は、生息・生育基盤（立地環境の特性のまとまりの広さや連続等）の観点から「丘陵地・台地」、「低地・海岸」、「水域（海域・汽水域）」を中心とした3つの生態系に区分されると考えられます。調査区域における生態系の区分は、表4.1-52に示すとおりです。各生態系とも立地環境の特性に応じた生息・生育基盤が成立しており、その基盤の特性に応じた種・群集で当該の生態系が構成されています。これらの生態系の主な構成種・群集は図4.1-26に、これらを代表する生物による模式的な食物連鎖の関係は図4.1-27に示すとおりです。

丘陵地・台地を中心とする生態系では、シイ・カシ二次林等の樹林や畠雜草群落等の耕作地、緑の多い住宅地等の市街地等があります。これらの基盤を利用する動物として、低次消費者としてクマゼミ、アオイトトンボ等の昆虫類、それらを食するハツカネズミ、カラ類等の小型の哺乳類・鳥類、シマヘビ、アオダイショウ等の爬虫類、高次消費者としてテン、キツネ、ワシタカ類、フクロウ類等の中型の哺乳類・鳥類が生息しています。

低地・海岸を中心とする生態系では、シイ・カシ二次林等の樹林、工業地帯等の市街地等があるほか、海岸には磯や浜があります。これらの基盤を利用する動物として、低次消費者としてモンシロチョウ等の昆虫類、それらを食するニホンカナヘビ、セグロセキレイ、ハクセキレイ等の爬虫類・小型の鳥類、海岸の岩場等でゴカイ類や貝類等を食するイソガニ類等の甲殻類、高次消費者としてハヤブサ等の鳥類が生息しています。また、春季、秋季には関門海峡をヒヨドリ等が渡る特殊な環境になります。

水域（海域・汽水域）を中心とする生態系では、河川下流域、海域等の開放水域があり、開放水域においては生産者として植物プランクトン、大型藻類等が生育しています。これらの基盤を利用する動物として、低次消費者としてイトメ、ウチワゴカイ等の底生動物・甲殻類、それらを食するマハゼ、コノシロ、カモ類等の魚類・鳥類、高次消費者としてミサゴ、スズキ等の鳥類・魚類やスナメリ等の哺乳類が生息しています。

表 4.1-52 地域を特徴づける生態系

No.	自然環境類型区分		主要な植生等	地域を特徴づける生態系
	地形区分	植生区分等		
1	丘陵地・台地	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林	丘陵地・台地を中心とする生態系
		植林地	クロマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林	
		耕作地	畠雜草群落、路傍・空地雜草群落、竹林	
		二次草原	ススキ群団	
		市街地等	緑の多い住宅地、市街地、工業地帯	
2	低地・海岸	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林、タブノキ・ヤブニッケイ二次林	低地・海岸を中心とする生態系
		海岸風衝低木群落	マサキートベラ群集	
		耕作地	畠雜草群落	
		牧草地・ゴルフ場・芝地	ゴルフ場・芝地	
		市街地等	緑の多い住宅地、市街地、工業地帯、造成地、自然裸地	
3	水域（海域・汽水域）	開放水域	開放水域	水域（海域・汽水域）を中心とする生態系

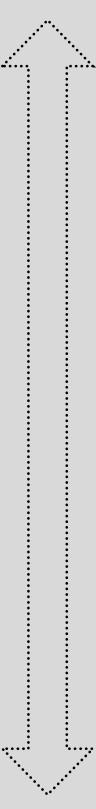
地域を特徴づける生態系		丘陵地・台地を中心とする生態系	低地・海岸を中心とする生態系	水域(海域・汽水域)を中心とする生態系
生息・生育基盤	地形区分 植生区分等	丘陵地・砂礫台地 樹林(照葉樹林)	谷底平野 耕作地・草原、市街地等	崖、埋立地 樹林、市街地等
複合環境を利用する動物	行動範囲が広い  行動範囲が狭い	猛禽類(ワシタカ類、フクロウ類) ハヤブサ サギ類(ダイサギ、アオサギ、クロサギ等) カラス類、トビ ヒヨドリ ツバメ、スズメ キツネ、アナグマ イタチ類(テン等) シマヘビ、アオダイショウ ニホントカゲ、ニホンカナヘビ アオスジアゲハ		
特定の環境を中心を利用する動物	行動範囲が広い  行動範囲が狭い	ミサゴ スナメリ ウミウ、カモメ類 キジ、ヒバリ カモ類、シギ・チドリ類 セグロセキレイ、ハクセキレイ ホオジロ ギンヤンマ、アオイトンボ シマヘビ、アオダイショウ ヒバカリ コノシロ アカネズミ ハツカネズミ、クマネズミ シロウオ、マハゼ イシガニ コクワガタ、クマゼミ キアゲハ、モンシロチョウ ニホンアマガエル、ツチガエル、ヌマガエル ニホンヤモリ イソガニ類、ハマガニ、モクズガニ マイマイカブリ アオミズギワゴミムシ ヒョウタンゴミムシ類 ヤマタニシ ウスカワマイマイ、オナジマイマイ ウチワゴカイ、イトメ		
特定の環境に生育する植物(植生)	分布範囲が広い  分布範囲が狭い	シイ・カシ二次林 タブノキーヤブニッケイ 二次林、クロマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林	緑の多い住宅地 畑雜草群落、路傍・空地 草群落、竹林、ススキ群 ゴルフ場・芝地	開放水域 (藻場、植物プランクトン) シイ・カシ二次林、タブノ キーヤブニッケイ 二次林、マサキトベラ群集

図 4.1-26 地域を特徴づける生態系の主な構成種・群集

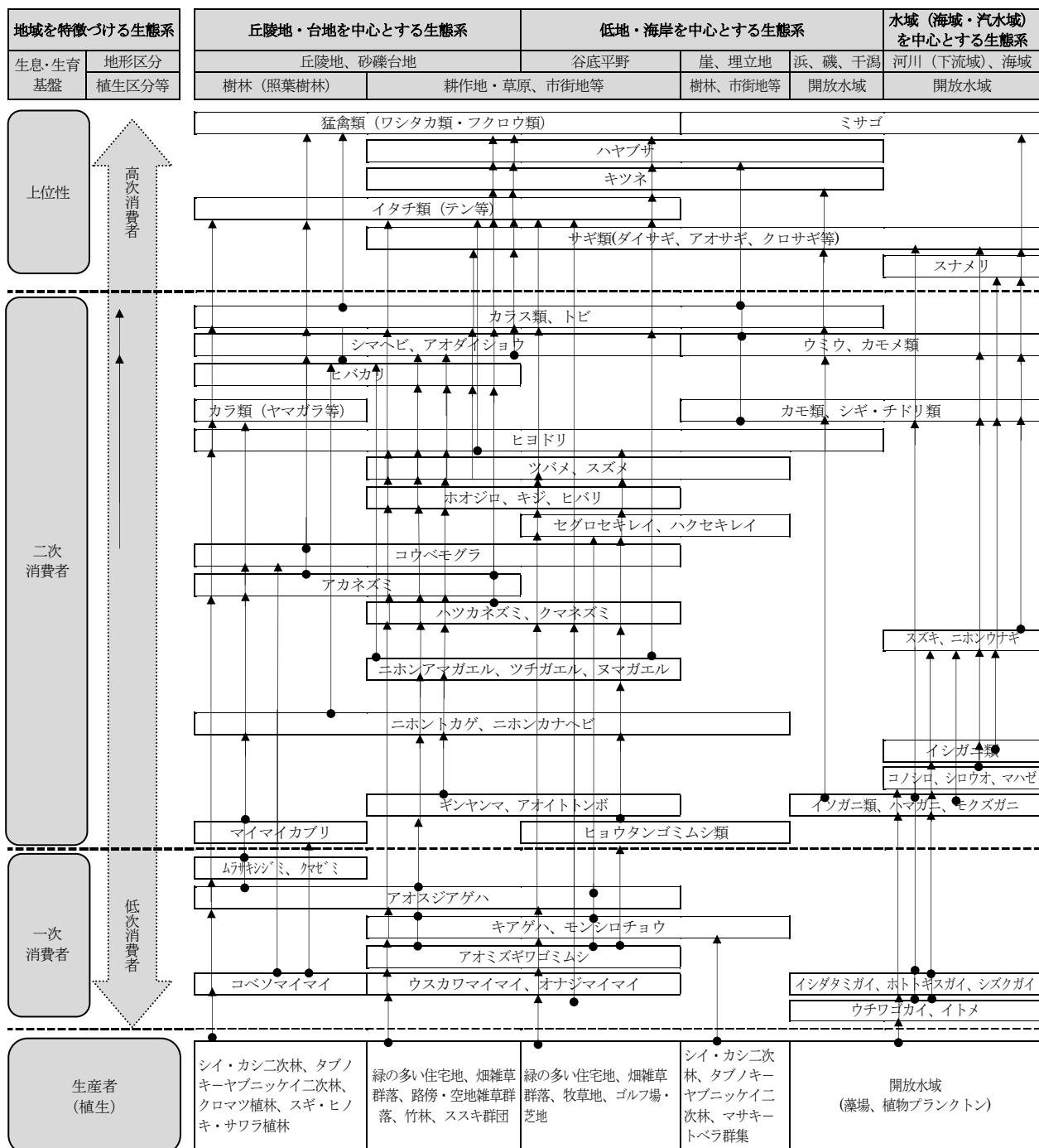


図 4.1-27 地域を特徴づける生態系の模式的食連鎖図

(3) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集

① 抽出の考え方

生態系の構成を踏まえ、事業の影響による生態系の構造と機能の変化を指標する種・種群として、上位性・典型性及び特殊性の視点から調査区域の生態系の特性を効率的かつ効果的に把握できるような種・種群を、注目される動植物の種又は群集（以下、「注目種・群集」という。）の候補として抽出しました。注目種・群集を抽出する際の考え方は、表 4.1-53 に示すとおりです。

表 4.1-53 上位性、典型性及び特殊性の考え方

視点	考え方
上位性	生態系を形成する動植物種等において栄養段階の上位に位置する種を対象とする。該当する種は栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化等の総合的な影響を指標しやすい種が対象となる。また、小規模な湿地やため池等、対象地域における様々な空間スケールの生態系における食物連鎖にも留意し、対象種を選定する。そのため、哺乳類、鳥類等の行動圏の広い大型の脊椎動物以外に、爬虫類、魚類等の小型の脊椎動物や、昆虫類等の無脊椎動物も対象となる場合がある。
典型性	対象地域の生態系の中で、各環境類型区分内における動植物種等と基盤的な環境あるいは動植物種等の間の相互連関を代表する動植物種等、生態系の機能に重要な役割を担うような動植物種等（例えば、生態系の物質循環に大きな役割を果たしている、現存量や占有面積の大きい植物種、個体数が多い動物種、代表的なギルド※に属する種等）、動植物種等の多様性を特徴づける種、生態遷移を特徴づける種、回遊魚のように異なる生態系間を移動する種等が対象となる。また、環境類型区分毎の空間的な階層構造にも着目し、選定する。
特殊性	湧水池、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域や、砂泥底海域に孤立した岩礁や貝殻礁等、成立条件が特殊な環境で、対象事業に比べて比較的小規模である場に注目し、そこに生息・生育する動植物種等を選定する。該当する動植物種等としては特殊な環境要素や特異な場の存在に生息・生育が強く規定される動植物種等が挙げられる。

※) ギルド：同一の栄養段階に属し、ある共通の資源に依存して生活している種のグループ。

出典：「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（平成 29 年 3 月、一般社団法人日本環境アセスメント協会）

② 注目種・群集の候補の抽出

抽出の考え方に基づき、調査区域の地域を特徴づける各生態系の注目種・群集の候補を抽出しました。抽出結果は、表 4.1-54 に示すとおりです。

抽出に際しては今後の調査等を勘案し、調査で確認しやすい種を優先しました。

表 4.1-54 地域を特徴づける生態系に係る注目種・群集の候補

地域を特徴づける生態系	区分	注目種・群集	抽出の理由
丘陵地・台地を中心とする生態系	上位性	猛禽類(ワシタカ類・フクロウ類)	栄養段階の上位に位置し、当該生息基盤を繁殖地や採食・越冬地として利用する鳥類である。目視確認等により生息状況を把握することが可能である。
		テン又はキツネ	栄養段階の上位に位置する哺乳類である。目視、痕跡確認により生息状況を把握することが可能である。
	典型性	シマヘビ	主に畠地や藪等の草地に生息する爬虫類である。目視確認等により生息状況を把握することが可能である。
		カラ類	主に山地や森林に典型的に生息する鳥類である。目視確認等により生息状況を把握することが可能である。
		シイ・カシ二次林	主に山地や丘陵地に分布する常緑広葉樹二次林である。植生調査により分布状況を把握することが可能である。
低地・海岸を中心とする生態系	上位性	ハヤブサ	栄養段階の上位に位置する動物食の鳥類である。目視確認等により生息状況を把握することが可能である。
	典型性	セグロセキレイ	主に水辺周辺や耕作地等に典型的に生息する鳥類である。目視確認等により生息状況を把握することが可能である。
		ニホンカナヘビ	主に畠地や藪等の草地に典型的に生息する爬虫類である。目視確認等により生息状況を把握することが可能である。
		イソガニ類	主に海岸の岩場や砂浜・干潟に典型的に生息する甲殻類である。直接観察及び採取等により生息状況を把握することが可能である。
	特殊性	ヒヨドリ	当該生息基盤を越冬地として利用する鳥類である。本種の生息環境は主に丘陵地・台地の樹林地であるが、春季及び秋季には、海岸に集結した群れが関門海峡を渡る様子が観察されている。目視確認等により生息状況を把握することが可能である。
水域(海域・汽水域)を中心とする生態系	上位性	ミサゴ	河川～河口域～海域の広範囲において栄養段階の上位に位置する動物食の鳥類である。目視確認等により生息状況を把握することが可能である。
		スナメリ	海域～河口域において栄養段階の上位に位置する動物食の哺乳類である。目視確認等により生息状況を把握することが可能である。
		スズキ	河口域・汽水域において栄養段階の上位に位置する動物食の魚類であり、代表的な水産有用種である。直接観察及び採取等により生息状況を把握することが可能である。
	典型性	コノシロ	海域において典型的に生息する魚類であり、代表的な水産有用種である。直接観察及び採取等により生息状況を把握することが可能である。
		マハゼ	河口域・汽水域において典型的に生息する魚類であり、代表的な水産有用種である。直接観察及び採取等により生息状況を把握することが可能である。

4.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1) 景観

(1) 地域の景観特性

調査区域においては、関門海峡並びにそれに面した地域における山並み等の自然環境、歴史や文化が薫る街並み及び人々の活動により構成される景観(関門景観)が形成されており、両岸の変化に富む水際線、その沿岸に連続する街並み、その背景として広がる緑豊かな山並みが、早い潮の流れと多くの船舶が行き交う海を介し、一体となって四季折々に表情を変える美しい景観を形づくっています。

また、調査区域では、「景観法」(平成16年6月18日法律第110号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第8条第1項により定められた良好な景観の形式に関する計画として、北九州市・下関市で景観計画が策定されており、北九州市・下関市全域が景観計画区域となっています。加えて、北九州市、下関市の両市が連携して「関門景観条例」(平成17年2月13日下関市条例第284号、最終改正：平成23年12月21日下関市条例第55号)(平成13年10月2日北九州市条例第35号、最終改正：平成23年12月21日北九州市条例第37号)を制定しており、本条例に基づき「関門景観基本構想」(平成14年4月、下関市・北九州市)が作成され、調査区域全域が関門景観の区域となっています。

(2) 主要な眺望点

調査区域に分布する主要な眺望点は表4.1-55に、位置は図4.1-28に示すとおりです。

調査区域には、主要な眺望点として荒田埠頭、老の山公園、ナイスビューパーク等の18箇所があります。実施区域には、主要な眺望点が1箇所あります。

表 4.1-55 主要な眺望点

番号	名称	概要	市名	出典
1	大里公園	野外レクリエーション地	北九州市	①②
2	足立公園展望広場	展望地		①②
3	手向山公園	展望台		②
4	小文字山	野外レクリエーション地		③
5	中央公園（金比羅山）	野外レクリエーション地		①②
6	荒田埠頭	展望地	下関市	④
7	彦島大橋	展望地		④
8	海峡ゆめタワー（展望室）	展望地		④⑤
9	下関労働教育センター	展望地		④
10	あるかポート	展望地		④
11	老の山公園	野外レクリエーション地		④⑤⑥⑦
12	日和山公園	展望地		④⑤⑥
13	巖流島憩いの広場（バーベキューサイト）	野外レクリエーション地		⑤
14	金比羅公園	野外レクリエーション地		⑥
15	六連島灯台	展望地		⑤
16	一里山公園	展望地		⑥
17	彦島南公園	展望地		⑥
18	ナイスビューパーク	展望地		④⑤⑦

注) 表中の番号は図 4.1-28 に対応。

出典 : ①「公園情報」(令和5年3月、北九州市ホームページ)
 ②「北九州市公園の本」(平成29年2月、北九州市建設局公園緑地部)
 ③「魅力が満載！北九州の自然 北九州市自然百選」(平成20年、北九州市環境局環境政策部都市環境管理課)
 ④「しものせき情報マップ」(令和3年5月、下関市ホームページ)、「しものせき情報マップ」(令和5年3月、下関市ホームページ)
 ⑤「下関市公式観光サイト」(令和5年3月、下関市ホームページ)
 ⑥「下関市の都市公園」(令和5年3月、下関市ホームページ)
 ⑦「彦島地区まちづくり協議会公式サイト」(令和5年3月、彦島地区まちづくり協議会ホームページ)

(3) 景観資源

調査区域に分布する景観資源は表 4.1-56 に、位置は図 4.1-28 に示すとおりです。

調査区域には、景観資源として北九州国定公園、関門海峡、老の山の 3箇所があります。

実施区域には、景観資源が 2箇所あります。

表 4.1-56 景観資源

番号	名称	概要	市名	出典
I	北九州国定公園	国定公園	北九州市	①②
II	関門海峡	下関市と北九州市に挟まれた、響灘（日本海）と周防灘（瀬戸内海）を結ぶ「六連島」から「串崎」までの約 27km の区間の海	北九州市 下関市	③
III	老の山	山並み	下関市	③

注) 表中の番号は図 4.1-28 に対応。

出典: ①「福岡県自然公園区域図」(平成 18 年 3 月、福岡県)

②「北九州国定公園」(令和 5 年 3 月、福岡県ホームページ)

③「関門景観基本構想」(平成 14 年 4 月、下関市・北九州市)

(4) 主要な眺望景観

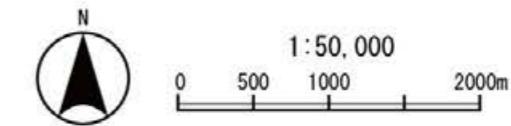
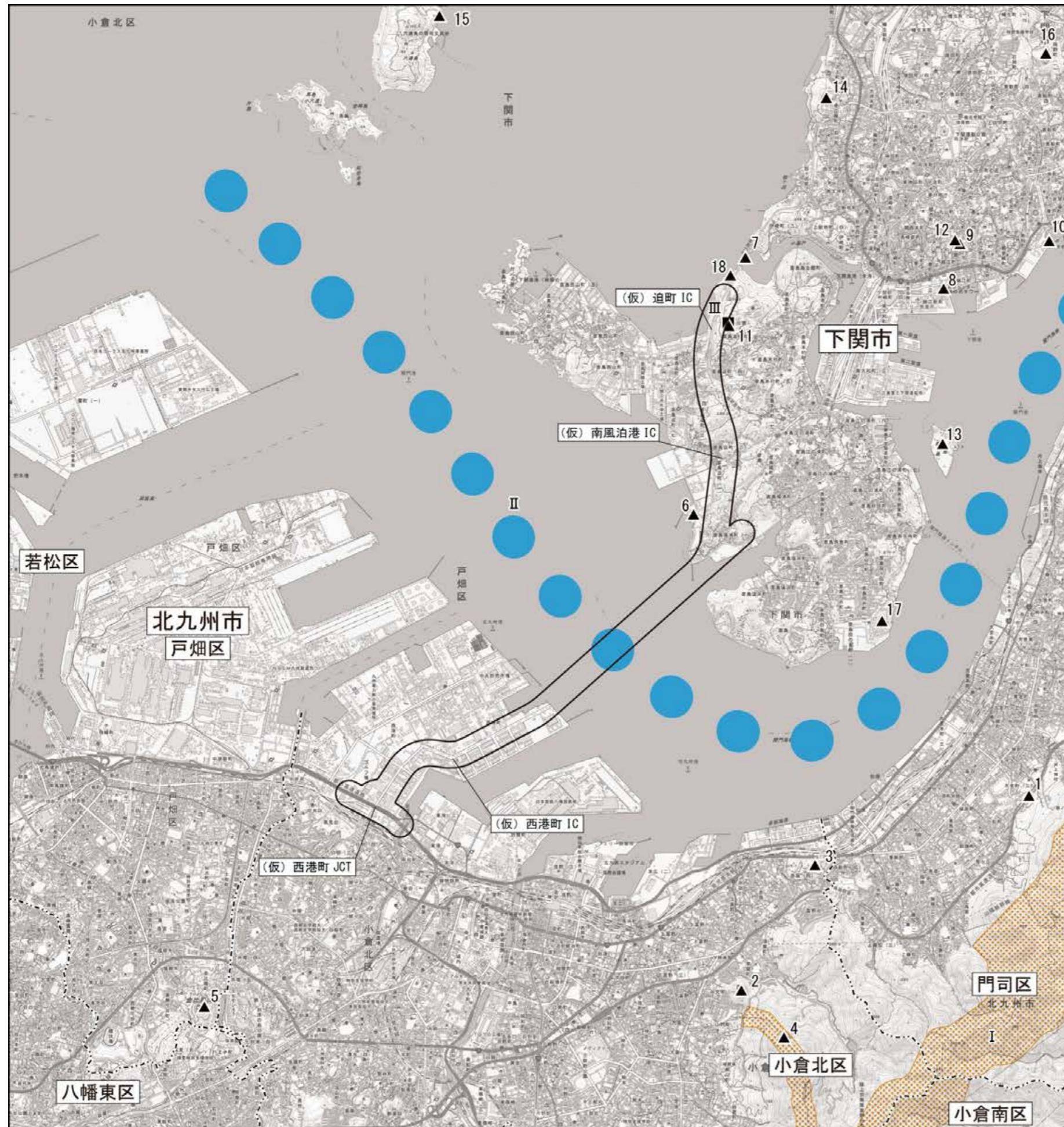
主要な眺望景観として、主要な眺望点からの景観資源及び実施区域の視認状況を整理しました。調査区域における主要な眺望景観の状況は、表 4.1-57 に示すとおりです。

調査区域には、実施区域及び景観資源を視認できる箇所が複数あります。

表 4.1-57 主要な眺望景観の状況

番号	名称	実施区域及び景観資源 の視認状況	視認できる と考えられ る景観資源	市名
1	大里公園	遠景に実施区域を、中景に景観資源を視認す ることはできると考えられる。	II	北九州市
2	足立公園展望広場	遠景に実施区域を、中景に景観資源を視認す ることはできると考えられる。	II	
3	手向山公園	遠景に実施区域を、中景に景観資源を視認す ることはできると考えられる。	II	
4	小文字山	遠景に実施区域を、近景に景観資源（I）を、 中景から遠景に景観資源（II）を視認するこ とはできると考えられる。	I, II	
5	中央公園（金比羅山）	遠景に実施区域及び景観資源を視認するこ とはできると考えられる。	II, III	
6	荒田埠頭	中景から遠景に実施区域を、遠景に景観資源 （I）を、近景に景観資源（II）を視認す ることはできると考えられる。	I, II	下関市
7	彦島大橋	実施区域を視認することはできないと考えら れる。		
8	海峡ゆめタワー（展望 室）	遠景に実施区域及び景観資源（II）を、中景 に実施区域及び景観資源（III）を視認す ることはできると考えられる。	II, III	
9	下関労働教育センター	実施区域を視認することはできないと考えら れる。		
10	あるかポート	実施区域を視認することはできないと考えら れる。		
11	老の山公園	中景から遠景に実施区域を、中景に景観資源 （II）を、近景に実施区域及び景観資源（III） を視認す ることはできると考えられる。	II, III	
12	日和山公園	実施区域を視認することはできないと考えら れる。		
13	巖流島憩いの広場（バ ーベキューサイト）	実施区域を視認することはできないと考えら れる。		
14	金比羅公園	実施区域を視認することはできないと考えら れる。		
15	六連島灯台	実施区域を視認することはできないと考えら れる。		
16	一里山公園	実施区域を視認することはできないと考えら れる。		
17	彦島南公園	中景から遠景に実施区域を、中景に景観資源 を視認す ることはできると考えられる。	II	
18	ナイスビューパーク	実施区域を視認することはできないと考えら れる。		

注) 視認できると考えられる景観資源の番号は、表 4.1-56 に対応。



記号	名 称
○	都市計画対象道路事業実施区域
·····	行政界

凡例

景観資源（I：北九州国定公園）

景観資源（II：関門海峡）

景観資源（III：老の山）

眺望点

1: 大里公園

2: 足立公園展望広場

3: 手向山公園

4: 小文字山

5: 中央公園（金比羅山）

6: 荒田埠頭

7: 彦島大橋

8: 海峡ゆめタワー（展望室）

9: 下関労働教育センター

10: あるかポート

11: 老の山公園

12: 日和山公園

13: 巖流島憩いの広場（バーベキューサイト）

14: 金比羅公園

15: 六連島灯台

16: 一里山公園

17: 彦島南公園

18: ナイスビューパーク

出典：福岡県自然公園区域図（平成 18 年 3 月、福岡県）
北九州国定公園（令和 5 年 3 月、福岡県ホームページ）
関門景観基本構想（平成 14 年 4 月、下関市・北九州市）
公園情報（令和 5 年 3 月、北九州市ホームページ）
北九州市公園の本（平成 29 年 2 月、北九州市建設局公園緑地部）
魅力が満載！北九州の自然 北九州市自然百選
(平成 20 年、北九州市環境局環境政策部都市環境管理課)
しものせき情報マップ（令和 3 年 5 月、下関市ホームページ）、しものせき
情報マップ（令和 5 年 3 月、下関市ホームページ）
下関市公式観光サイト（令和 5 年 3 月、下関市ホームページ）
下関市の都市公園（令和 5 年 3 月、下関市ホームページ）
彦島地区まちづくり協議会公式サイト
(令和 5 年 3 月、彦島地区まちづくり協議会ホームページ)

図 4.1-28 景観資源、眺望点位置図

2) 人と自然との触れ合いの活動の場

調査区域に分布する主要な人と自然との触れ合いの活動の場は表 4.1-58 に、位置は図 4.1-29 に示すとおりです。調査区域には、北九州国定公園や日明・海峡釣り公園等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場が 24 箇所あります。

実施区域には、日明・海峡釣り公園、老の山公園の 2 箇所があります。

表 4.1-58(1) 主要な人と自然との触れ合い活動の場の概況

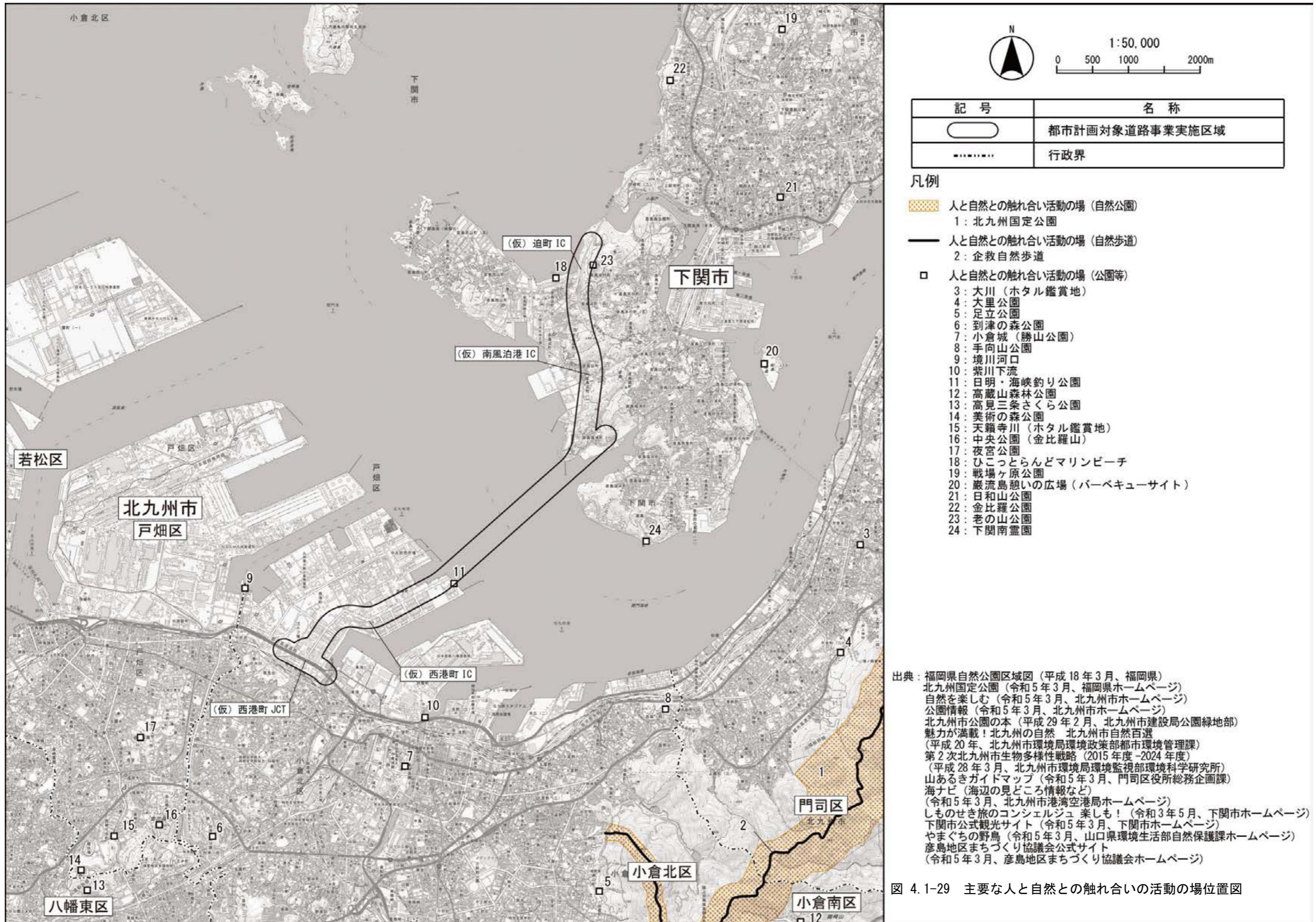
番号	名称	市名	概要	出典
1	北九州国定公園	北 九 州 市	カルストで有名な平尾台、皿倉山から福智山に至る山系及び足立山・風師山を含む地域。100 万都市の近郊にありながら、豊かな自然が残っている。	①②
2	企救自然歩道		門司区の清滝公園から企救山系を縦走し、小倉北区の足立公園に至る約 21km の遊歩道。主要な山々を結ぶ尾瀬上の自然道は、随所に景観スポットがある。	⑤⑧
3	大川 (ホタル鑑賞地)		門司区中二十町から永黒二丁目付近に、ゲンジボタルが飛翔する。見ごろは 5 月下旬から 6 月初旬である。	③
4	大里公園		関門海峡、そして響灘が望める、すぐれた眺望の公園。花見の名所でもあり、桜の季節には多くの人にぎわう。	④⑤
5	足立公園		『森林浴の森日本百選』のひとつに選ばれた公園で、早朝だけでなく、昼間も散策やジョギングをする人が絶えない。梅、桜、椿、紅葉を見ることができる。	④⑤
6	到津の森公園		自然の森や環境を生かした動物園。自然に囲まれた中で生活する動物たちを観察することができる。観覧車の周辺でたくさんの桜を楽しめる。	④⑤
7	小倉城 (勝山公園)		「都心のオアシス空間」として、周辺の河川や道路と一体的な整備をし、多彩なイベントができる大芝生広場や水上ステージ、市民の憩い場であり環境未来都市にふさわしいエコを感じるグリーンエコハウスなどがある。夜桜見物でも有名である。	④⑤
8	手向山公園		響灘と関門海峡を望むことができ、背後に足立山系を控えた丘陵地にある。公園の中を歩いていると、いくつかの碑や史跡に出会うことができる。	⑤
9	境川河口		干潟が干出する河口には多くの貝類やハクセンシオマネキなどが生息している。また、数は少ないものの、カモ類・シギ類・カモメ類なども河口で見られる。	⑥
10	紫川下流		周辺の市街地や道路、公園等の整備を一体的に実施することにより水辺を活かした安全で快適な街づくりを進められている。	⑦
11	日明・海峡釣り公園		家族連れなど多くの人に利用されている北九州市初の海釣り公園であり、散歩等の利用も多い。関門海峡や対岸の彦島が一望できる。	⑨
12	高蔵山森林公園		高蔵山の中腹に位置する森林公園。高蔵山の北から西にかけては企救山系が連なっており、豊かな自然を感じとることができる。	⑥
13	高見三条さくら公園		公園をはじめ、町全体に山桜、ソメイヨシノ、楊貴妃桜などが約 1 ヶ月ほど咲き競う。	④⑤

表 4.1-58(2) 主要な人と自然との触れ合い活動の場の概況

番号	名称	市名	概要	出典
14	美術の森公園	北九州市	南北を中央緑地に囲まれ、また、中央公園にも繋っている公園である。雄大な自然の中、美術館を中心に、彫刻の小径、遊歩道をつくり、各所に斬新なオブジェや彫刻を配している。春には彫刻の小径沿いが一面桜で彩られ、自然が織りなすアートも楽しむことができる。	④⑤
15	天籟寺川(ホタル鑑賞地)		戸畠区東鞘ヶ谷町～西鞘ヶ谷町付近に、ゲンジボタルが飛翔する。見ごろは5月下旬から6月初旬である。	③
16	中央公園(金比羅山)		公園の中央にある金毘羅池の周りにはカルガモなど野生動物を間近で見ながらウォーキングを楽しめる。また、登山道には桜並木があり、花見や散歩も楽しめる。	④⑤⑦
17	夜宮公園		閑静な住宅地の中、松林に囲まれた丘陵地に広がる公園。園内は、自然の地形を生かした遊歩道でめぐることができ、早春はウメ、春はサクラ、初夏はハナショウブ、ツツジ、ヒトツバタゴ(ナンジャモンジャ)が美しく咲き、四季折々に目を楽しませてくれる。	④⑤
18	ひこっとらんど マリンビーチ	下関市	彦島大橋から望めるところにあり、夏になると多くの海水浴客で賑わう。	⑫
19	戦場ヶ原公園		ソメイヨシノが320本あり、公園一帯が桜に覆われ、下関市では一番の桜の観光スポットである。	⑩
20	巖流島憩いの広場 (バーべキューサイト)		展望広場、散策道、釣りデッキや4か所の休憩所があり、海峡の絶景を楽しみながらバーべキューができる。	⑩
21	日和山公園		ソメイヨシノやヤマザクラ等の250本の桜があり、桜の名所として知られている。また、関門海峡を見晴らすことができる。	⑩
22	金比羅公園		春にはツツジや260本のソメイヨシノが開花する。金比羅神社の裏手にある広い公園で、グラウンド、遊戯広場があり、家族でのんびりすごせる。	⑩
23	老の山公園		渡り鳥が多く集まり通過する地点であり、南に海峡を挟んで北九州市、北に六連島泊地を望んで素晴らしい眺望を誇る。また、響灘を見晴らす眺望の良さで人気の総合公園であり、ソメイヨシノやヤマザクラ等の500本の桜やツツジが咲く。	⑩⑪⑫
24	下関南霊園		ヒヨドリが多く集まり通過する地点であり、ヒヨドリが海峡を渡る出発点である大山から対岸の小倉・門司までを一望できる。	⑪

注) 表中の番号は図 4.1-29 に対応。

出典 : ①「福岡県自然公園区域図」(平成18年3月、福岡県)
 ②「北九州国定公園」(令和5年3月、福岡県ホームページ)
 ③「自然を楽しむ」(令和5年3月、北九州市ホームページ)
 ④「公園情報」(令和5年3月、北九州市ホームページ)
 ⑤「北九州市公園の本」(平成29年2月、北九州市建設局公園緑地部)
 ⑥「魅力が満載！北九州の自然 北九州市自然百選」(平成20年、北九州市環境局環境政策部都市環境管理課)
 ⑦「第2次北九州市生物多様性戦略(2015年度-2024年度)」(平成28年3月、北九州市環境局環境監視部環境科学研究所)
 ⑧「山あるきガイドマップ」(令和5年3月、門司区役所総務企画課)
 ⑨「海ナビ(海辺の見どころ情報など)」(令和5年3月、北九州市港湾空港局ホームページ)
 ⑩「しものせき旅のコンシェルジュ 楽しも！」(令和3年5月、下関市ホームページ)、「下関市公式観光サイト」(令和5年3月、下関市ホームページ)
 ⑪「やまぐちの野鳥」(令和5年3月、山口県ホームページ)
 ⑫「彦島地区まちづくり協議会公式サイト」(令和5年3月、彦島地区まちづくり協議会ホームページ)



4.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

1) 空間放射線量率の状況

空間放射線量率（対象とする空間の単位時間当たりの放射線量）の状況については、平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故以降、全国においてモニタリングポストが増設され、継続的にモニタリングが実施されています。これらのモニタリングポストにおける空間放射線量率の調査結果は、原子力規制委員会のホームページ等で、公開されています。

調査区域には、モニタリングポストは設置されていません。

なお、北九州市内及び下関市内のモニタリングポスト（全2箇所）における空間放射線量率の令和4年の調査結果は、表4.1-59に示すとおりです。各測定局における令和元年度の空間放射線量率（年間平均値）は、0.056～0.060 μ Sv/hで、自然放射線のレベルとなっています。

また、環境省が示している汚染状況重点調査地域の指定要件や除染実施計画を策定する地域の要件である1時間あたり0.23 μ Sv以上の数値に該当している地点はありません。

表4.1-59 空間放射線量率（年間平均値）の調査結果（令和4年）

調査地点	空間放射線量率 (μ Sv/h)
北九州市 八幡総合庁舎	0.060
下関市 西部高等産業技術学校	0.056

注) 空間放射線量率：対象とする空間の単位時間当たりの放射線量

出典：「令和4年度 環境省 環境放射線等モニタリング調査等業務結果報告書」（令和5年3月、公益財団法人日本分析センター）